

『保証』に関するアンケート結果報告書

2020年3月

社会福祉法人 **伊賀市社会福祉協議会**

目 次

序 章 調査の概要

1 調査の目的	1
2 調査対象等	1
3 調査方法	1
4 集計・分析にあたって	2

第1章 調査A（一般・民生児童委員）

1 保証人を頼まれた経験	3
2 保証人を頼まれた場合について	11
3 保証人を頼んだ経験について	19
4 保証人を頼める人について	26
5 民生児童委員と保証人について	31
6 保証に関してあったらいい助け合いについて	35
7 基本属性	42

第2章 調査票B（当事者）

1 保証人を頼まれた経験	45
2 保証人を頼まれた場合について	51
3 保証人を頼んだ経験について	58
4 保証人を頼める人について	63
5 保証に関する困りごとへの関与	66
6 保証に関してあったらいい助け合いについて	69
7 基本属性	72

第3章 調査票C（入所施設）、調査票E（病院）、調査票F（家主）、調査票G-2（就労関係）

1 保証人を必要とする事業所について	73
2 保証人の役割について	79
3 保証人不在時の対応について	83
4 保証に関する問題発生について	85
5 保証人の確保ができていないことについて	88
6 基本属性	92

第4章 調査票D（支援者）、調査票G-1（就労支援関係）

1	保証に関する相談を受けた経験	93
2	「保証」に関する具体的な相談内容	96
3	「保証」に関する相談の対応	109
4	相談に対しての具体的な対応方法	110
5	解決に至らない相談	116
6	保証人の確保ができていないことについて	119
7	地域の中であると良いと思う助け合い	121
8	基本属性	131

序 章 調査の概要

1 調査の目的

「保証機能」のあり方を検討していくために、伊賀市において、主に、入院、入所、入居、就労で身元保証や終活等「保証」に関してどのような課題があり、現状どのように解決しているのかを明らかにするため実施しました。

2 調査対象等

【保証を求められる側を対象とした調査】

区 分	対象者
調査票A : 一般・民生児童委員	民生児童委員
調査票B : 当事者	1: 一般市民、老人クラブ、障害者福祉連盟、上野手をつなぐ育成会等
	2: 聞き取り（保証ニーズを持つ高齢者、障がい者等）

【保証を求める側を対象とした調査】

区 分	対象者
調査票C : 入所施設	伊賀市内において入所施設を運営している社会福祉法人
調査票E : 病院	伊賀市内において開業してる病院等
調査票F : 家主	三重県および伊賀市の公営住宅管理担当部署、三重県宅地建物取引業協会加入者
調査票G-2 : 就労関係	企業、商工会・商工会議所

【保証を求める側と求められる側の間に立つ人等を対象とした調査】

区 分	対象者
調査票D : 支援者	伊賀市内の相談支援機関（行政、社会福祉法人等）
調査票G-1 : 就労支援関係	ハローワーク、障がい者就労支援センター

□調査基準日：2019年4月1日

□調査期間：2019年4～11月

3 調査方法

- ・調査票を対象者別で作成し、対象者が所属する団体の協力も得て、手渡し、郵送等で配布しました。
- ・調査は主に自記式質問紙法で行いましたが、当事者（保証ニーズをもつ高齢者、障がい者等）からは、必要に応じて日頃から関わっている支援者が聞き取りました。保証を求められる側は基本無記名で、保証を求める側と支援者は任意で記入していただきました。

- ・調査票は伊賀市社会福祉協議会のホームページにも掲載し、調査への協力を広く呼びかけました。
- ・福祉施設においては、回収された調査票を集計した後、伊賀市社会福祉法人連絡会にご協力いただき、グループヒアリングを行いました（2019年11月7日）。
（ヒアリング対象） 青山福祉会、あやまユートピア、維雅幸育会、伊賀昂会、いがほくぶ伊賀市社会事業協会、伊賀市社会福祉協議会（順不同）

4 集計・分析にあたって

- ・図表中のN（Number of Caseの略）は回答数を示しています。
- ・回答の比率は、その設問の回答数を基数（N）として算出しました。したがって、複数回答の設問については、すべての比率を合計すると100%を超えます。
- ・回答率（%）は、小数点第2位以下を四捨五入しました。したがって、単数回答の場合であっても比率の合計が100%にならない場合があります。

第1章 調査票A（一般・民生児童委員）

1 保証人を頼まれた経験

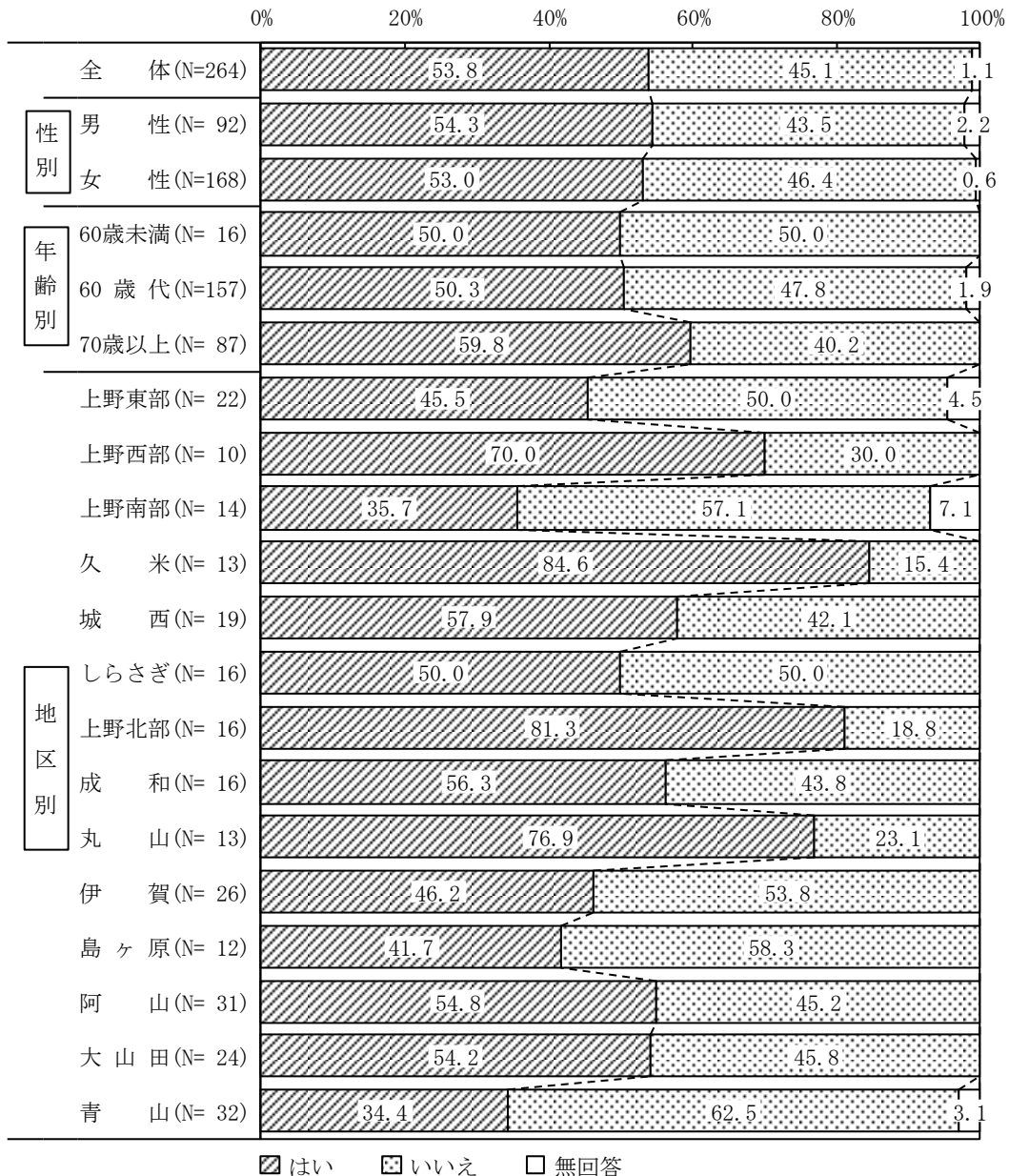
(1) 「保証人」を頼まれたこと、相談されたことがあるか

保証人を頼まれた、相談されたことが「ある」は全体で53.8%、相談されたことが「ない」は45.1%となっています。

性別にみると、男女の差はあまりありません。年齢別にみると、70歳以上は保証人を頼まれた、相談されたことが「ある」が59.8%と他の年代と比べ高くなっています。

地区別にみると、保証人を頼まれた、相談されたことが「ある」人の割合は、久米地区が84.6%と最も高く、次いで上野北部の81.3%となっています。

図表1-1 「保証人」を頼まれたこと、相談されたことがあるか



(2) 「保証人」を引き受けたことがあるか

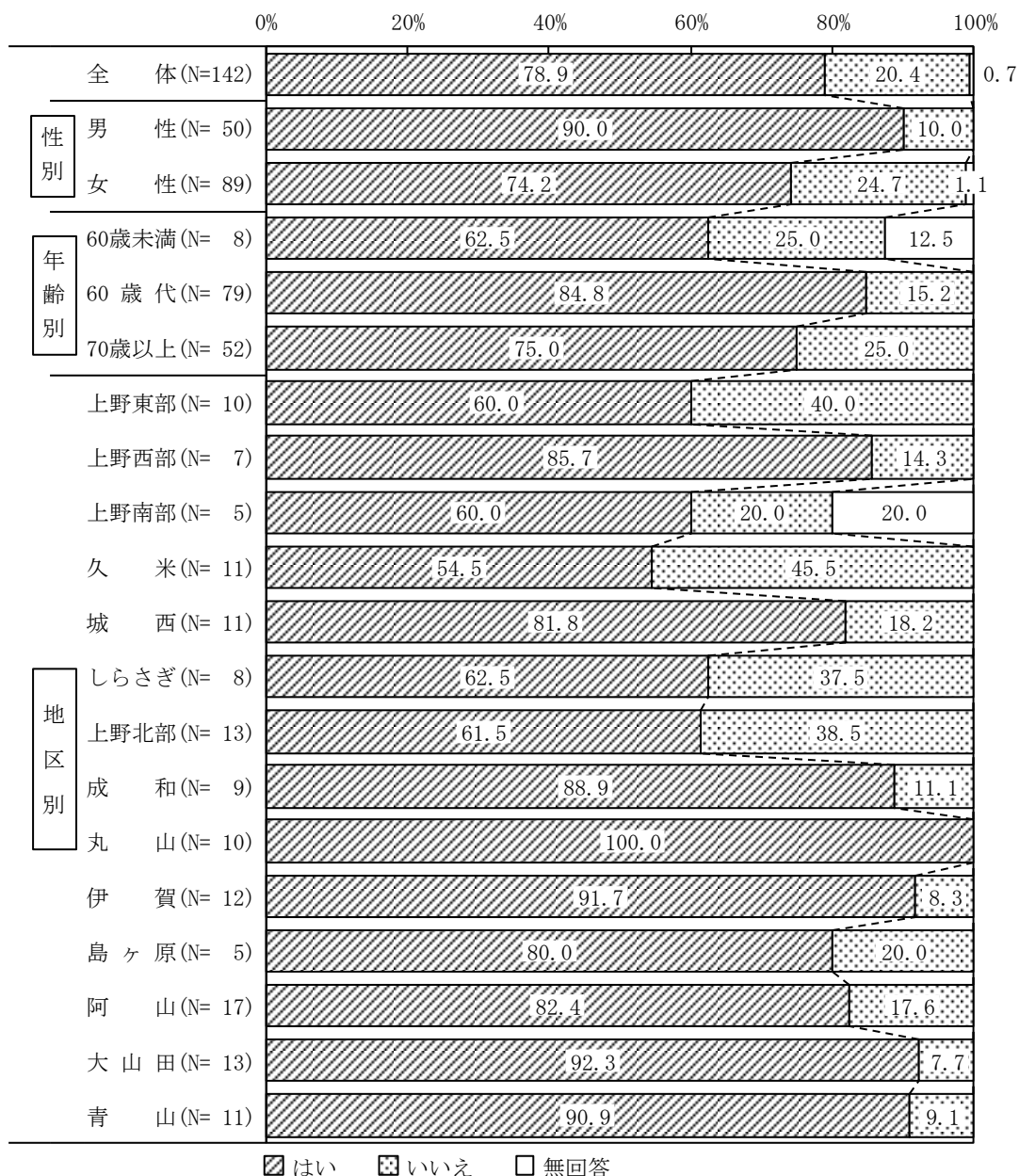
保証人を頼まれた、相談されたことが「ある」と回答した人に、保証人を引き受けたことがあるかたずねたところ、引き受けたことが「ある」が78.9%、引き受けたことが「ない」が20.4%となっています。

性別にみると、男性は女性に比べ、「ある」が15.8ポイント高くなっています。

年齢別にみると、60歳代は「ある」が84.8%と他の年代と比べ高くなっています。特に、60歳未満とは22.3ポイントの差があります。

地区別にみると、保証人を引き受けたことが「ある」人の割合は丸山地区が100%と最も高く、次いで大山田地区が92.3%となっています。

図表 1-2 「保証人」を引き受けたことがあるか

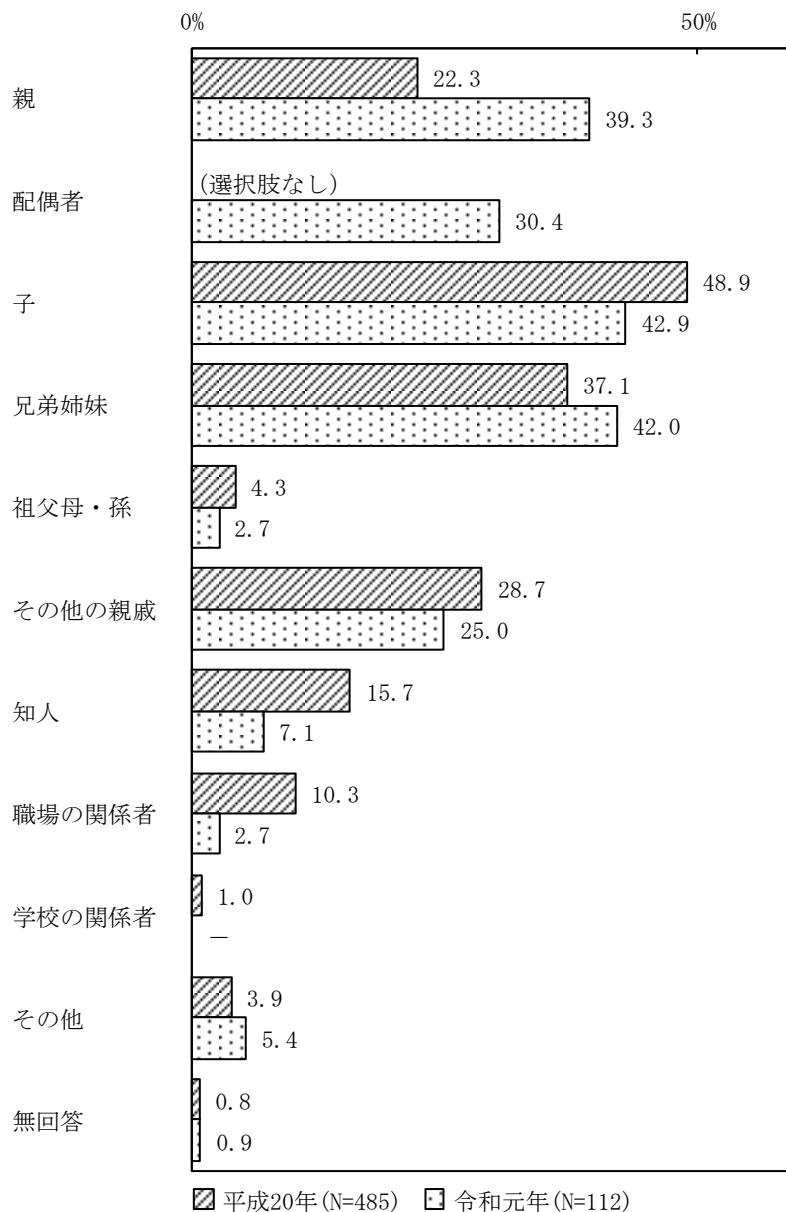


(3) 誰の保証人になったか

誰の保証人になったのかをたずねたところ、「子」が最も高く42.9%、次いで「兄弟姉妹」(42.0%)、「親」(39.3%)、「配偶者」(30.4%)の順となっており、親族の占める割合が高くなっています。

平成20年の調査と比較すると、「親」が17ポイント、「兄弟姉妹」が4.9ポイント高くなり、「知人」「職場の関係者」「子」はそれぞれ6ポイント以上低くなっています。

図表 1-3 誰の保証人になったか（複数回答、平成20年調査と比較）



(注) 「その他の親戚」について、平成20年は「親」「子」「兄弟姉妹」「祖父母・孫」以外の親戚、令和元年は「親」「配偶者」「子」「兄弟姉妹」「祖父母・孫」以外の親戚。

性別にみると、男性は「兄弟姉妹」、女性は「親」「配偶者」が10ポイント以上高くなっています。年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「親」が低くなり、「子」が高くなる傾向にあります。

図表1-4 誰の保証人になったか（複数回答、属性別）

単位：Nは人、他は%

区分		N	親	配偶者	子	兄弟姉妹	祖父母・孫	その他の親戚	知人	職場の関係者	その他	無回答
性別	男性	45	31.1	20.0	46.7	51.1	-	31.1	8.9	4.4	4.4	-
	女性	66	43.9	36.4	39.4	36.4	4.5	21.2	6.1	1.5	6.1	1.5
年齢別	60歳未満	5	60.0	40.0	20.0	40.0	-	-	-	-	-	-
	60歳代	67	46.3	28.4	43.3	46.3	3.0	23.9	9.0	3.0	6.0	1.5
	70歳以上	39	23.1	30.8	43.6	35.9	2.6	30.8	5.1	2.6	5.1	-
地区別	上野東部	6	83.3	-	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-
	上野西部	6	16.7	16.7	50.0	33.3	-	33.3	-	-	-	-
	上野南部	3	33.3	33.3	66.7	66.7	-	-	-	-	-	-
	久米	6	33.3	16.7	33.3	50.0	-	-	16.7	-	-	-
	城西	9	44.4	44.4	33.3	55.6	11.1	33.3	-	-	-	-
	しらさぎ	5	20.0	-	40.0	20.0	-	40.0	-	-	20.0	-
	上野北部	8	37.5	62.5	50.0	12.5	-	62.5	12.5	-	12.5	-
	成和	8	37.5	50.0	25.0	37.5	-	25.0	12.5	-	25.0	-
	丸山	10	20.0	10.0	70.0	30.0	10.0	20.0	20.0	10.0	10.0	-
	伊賀	11	36.4	18.2	45.5	45.5	-	18.2	9.1	-	-	-
	島ヶ原	4	50.0	25.0	25.0	50.0	-	-	-	-	25.0	25.0
	阿山	14	50.0	35.7	42.9	64.3	7.1	28.6	7.1	7.1	-	-
	大山田	12	41.7	25.0	16.7	41.7	-	33.3	8.3	-	-	-
青山	10	40.0	60.0	70.0	40.0	-	20.0	-	10.0	-	-	

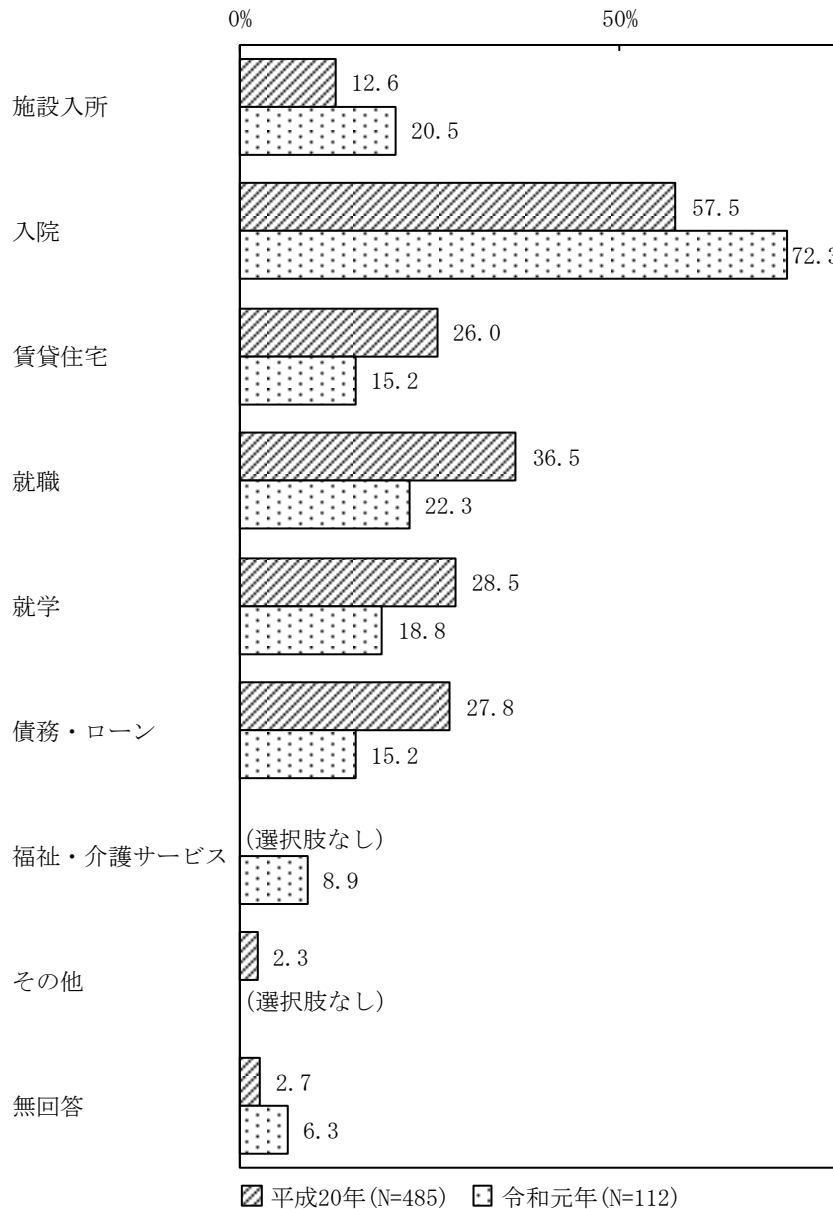
(注) 「学校の関係者」の選択肢については該当がなかった。

(4) 保証人になった内容

何の保証人になったのかたずねたところ、「入院」が72.3%と最も高く、次いで「就職」(22.3%)、「施設入所」(20.5%)、「就学」(18.8%)の順となっています。

平成20年の調査と比較すると、「施設入所」は7.9ポイント、「入院」は14.8ポイント高くなっており、「賃貸住宅」「就職」「債務・ローン」は10ポイント以上低くなっています。

図表 1-5 保証人になった内容（複数回答、平成20年調査と比較）



性別にみると、女性と比べ男性が高いのは「就職」「債務・ローン」、男性と比べ女性が高いのは「賃貸住宅」でそれぞれ7ポイント以上の差があります。

年齢別にみると、60歳未満の「債務・ローン」は60歳以上と比べ20ポイント以上高くなっています。

地区別にみると、丸山地区は「債務・ローン」、他の地区では「入院」が最も高くなっています。

図表1-6 保証人になった内容（複数回答、属性別）

単位：Nは人、他は%

区分		N	施設 入所	入 院	賃 貸 住 宅	就 職	就 学	債 務 ・ ロ ー ン	福 祉 ・ 介 護 サ ー ビ ス	無 回 答
性別	男性	45	20.0	75.6	11.1	26.7	20.0	20.0	4.4	2.2
	女性	66	21.2	69.7	18.2	19.7	18.2	12.1	12.1	9.1
年齢別	60歳未満	5	20.0	80.0	-	-	20.0	40.0	-	-
	60歳代	67	23.9	71.6	16.4	25.4	20.9	13.4	10.4	6.0
	70歳以上	39	15.4	71.8	15.4	20.5	15.4	15.4	7.7	7.7
地区別	上野東部	6	33.3	50.0	33.3	16.7	16.7	-	-	-
	上野西部	6	16.7	100.0	16.7	16.7	16.7	33.3	-	-
	上野南部	3	33.3	66.7	33.3	-	-	33.3	-	33.3
	久米	6	16.7	50.0	-	16.7	33.3	16.7	16.7	16.7
	城西	9	11.1	88.9	22.2	44.4	44.4	-	-	-
	しらさぎ	5	20.0	100.0	-	40.0	-	-	-	-
	上野北部	8	-	75.0	12.5	-	12.5	12.5	12.5	25.0
	成和	8	25.0	100.0	12.5	25.0	12.5	-	-	-
	丸山	10	10.0	40.0	30.0	40.0	-	50.0	-	10.0
	伊賀	11	18.2	72.7	9.1	18.2	9.1	-	27.3	9.1
	島ヶ原	4	50.0	75.0	-	25.0	-	25.0	25.0	-
	阿山	14	28.6	71.4	14.3	21.4	35.7	14.3	7.1	-
	大山田	12	25.0	75.0	-	8.3	25.0	8.3	16.7	8.3
	青山	10	20.0	60.0	30.0	30.0	20.0	30.0	10.0	-

図表 1-7 保証人を引き受けた理由、断った理由

<p><上野東部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもだったから ・母が高齢になり、兄も病気になり弟も他府県なので3か月間だけ施設入所の為 ・民生委員は保証人となる事は出来ない事になっていると伝えた。生活困窮者で、保護を受けていたのでよかったが手術前に同意を得る必要があるようで、結局本人同意で対応する事で事なきを得た ・親や親戚で身寄りのない叔母は引き受けるのが当然 ・保証人になりうるべき方が、別にいらっしやったから ・民生委員としてそこまで介入すべきでない(してはいけない)との判断です ・親兄妹姉妹については「お互い様」と思う ・保証人になるには本人と信頼関係がないと成り立たないと思います。身内の者でも保証人には簡単になれないと思います。親、子どもなら仕方ないとは思いますが他の方は無理です ・民生委員として保証人はふさわしくない ・保証人になる義務はない ・民生委員は保証人にならなくても良いと研修会などで勉強したから ・頼まれたことがない <p><上野西部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に理由はない ・保証人を引き受けるのが当然の立場だと思ったから ・身内が自分だけなので ・自分の子や親戚なら当然 2 <p><上野南部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・頼まれなかったし相談されたことがない 2 ・身内だからお互い様と思う <p><久米></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院の保証人だから ・家族だから ・妻はあるが私は(夫)は頼まれたことがない。頼まれた場合、ケースバイケースで考える ・どこまで保証させてもらうのか不安だから ・家族の保証人ですので当然の様に思い受けました <p><城西></p> <ul style="list-style-type: none"> ・依頼などがなかった 2 	<p><丸山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道義的な考えでのもの ・社協からの依頼 ・生活状態が真面目で信用できる人だから引き受けた。金銭関係は断れる ・親戚の為仕方なく ・家族で必要な事である為 2 ・近い身内だったから ・他の親族には頼めなかった為 <p><伊賀></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証人になる内容により、考えるといます ・家族の入院が必要だったから ・自分の子どもだから ・自分が保証人の立場であるのが正当だからと思ったから ・夫にお願いしたから ・今まで保証人を頼まれたことがない 2 ・私しか適格者がいなかったため ・依頼したご本人に、多額の借金やそのほか様々な経費を請求される羽目になりかねない <p><島ヶ原></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身内だから ・身内ではないから ・親戚の方で保証人になってくれる人がいなかったから ・リスクが大きすぎる ・親の入院や施設入所の為、子どもなら保証人を引き受けざるを得ない <p><阿山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身内なので 3 ・断った事はないけれど民生委員として保育所の保証はした ・保証人になったが問題が生じた時、その人の義務を負うという点で重大な責任を負う事になるからつい断ってしまう ・自分の親だから責任を持つため ・断った事はないが民生委員として保育所の保証はした ・経験が全くない 2 ・弟から頼まれ信用して引き受けた ・隣人に入院の保証人を頼まれたが断った。 ・信頼関係にあるので保証人を引き受けた <p><大山田></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人を信じている ・守らなければならない親族だから
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・兄妹だから保証人になった ・身内だから 2 ・話は聞いたが保証人になれる事ではなかった <p><しらさぎ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談されたことがない ・親戚だから 3 ・お金が関係してくるから ・お互い様、こちらもお願ひすることがある。断った事はない ・家族が無く、入院にあたり保証人の依頼を受けたため <p><上野北部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・頼まれたことがない ・緊急事態だった ・責任をとりきれないから <p><成和></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院の為に引き受けた ・身内が遠方にいた為引き受けた ・機会がなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ・頼まれたこと、相談されたことが今までなかった 2 ・保証人との間の信頼関係 ・親戚から頼まれたことであり、その時は断る理由がなかった 2 <p><青山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラブルになると困るから ・頼まれなかった 7 ・親の場合、子は私1人しかいなかったため。配偶者の時はすぐに手続きをしなくてはならなかった。子どもは手続き上親がかかかなければならなかった ・学生の奨学金、借入の為。親戚だったので必ず支払が出来ると見込みがあったから ・子どもの為だから ・保証人とは怖い。安易に引き受けられない ・保証人の依頼が子どもや兄弟なので心配しなかった ・自分が信頼し、信頼される関係だったので ・身内だったので 2 ・書類に保証人の記入欄があり、必要だったため
---	---

2 保証人を頼まれた場合について

(1) 頼まれた場合、保証人を引き受けるか

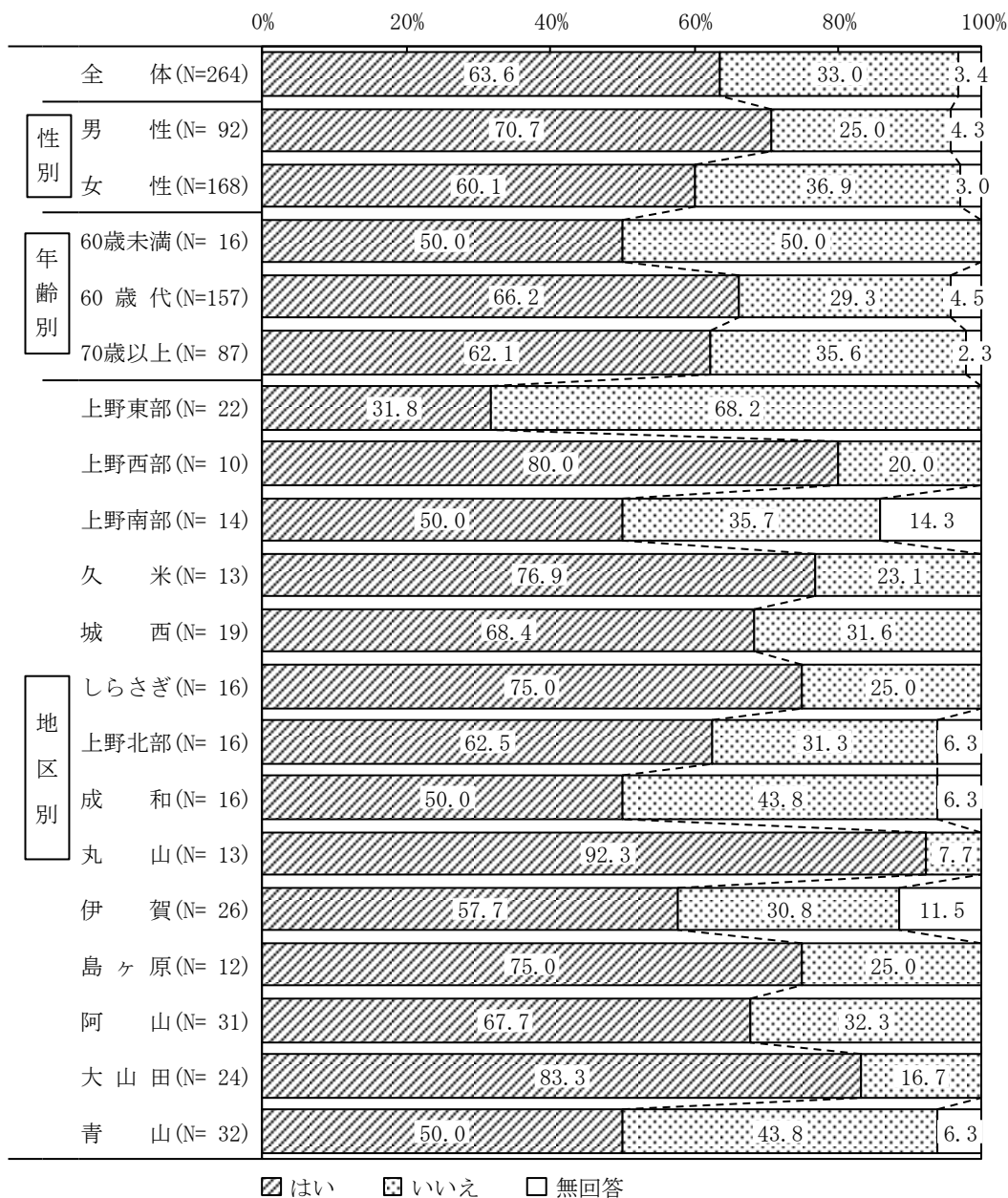
保証人になって欲しいと頼まれた場合引き受けるかたずねたところ、「はい」が63.6%、「いいえ」が33.0%となりました。

性別にみると、男性は女性と比べ「はい」が10.6ポイント高くなっています。

年齢別にみると、60歳未満は「はい」の割合が60歳以上と比べ12ポイント以上低くなっています。

地区別にみると、「はい」は丸山地区が最も高く92.3%、上野東部が最も低く31.8%となっており、その差は60.5ポイントです。

図表 1-8 頼まれた場合、保証人を引き受けるか



(2) 頼まれた場合、誰の保証人なら引き受けるか

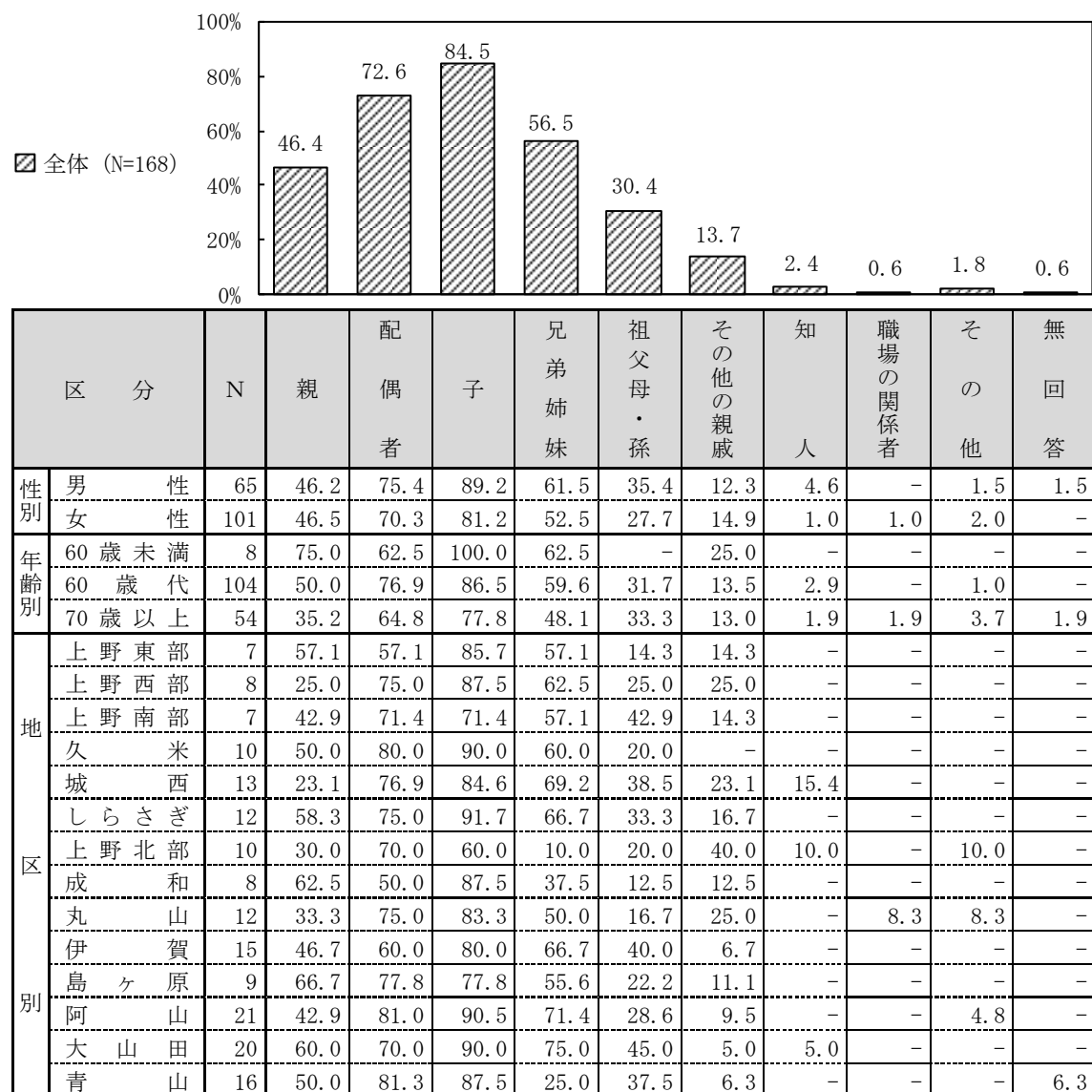
頼まれた場合、誰の保証人なら引き受けるかたずねたところ、「子」の84.5%が最も高く、次いで「配偶者」(72.6%)、「兄弟姉妹」(56.5%)、親(46.4%)の順となっており、親族の占める割合が高くなっています。

性別にみると、男性は女性に比べ「子」「兄弟姉妹」「祖父母・孫」がそれぞれ7ポイント以上高くなっています。

年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「親」「兄弟姉妹」「その他の親戚」「子」は低くなる傾向にあります。

地区別にみると、上野北部地区は「配偶者」、島ヶ原地区は「配偶者」「子」、他の地区は「子」が最も高くなっています。

図表 1-9 頼まれた場合、誰の保証人なら引き受けるか(複数回答、属性別) 単位：Nは人、他は%



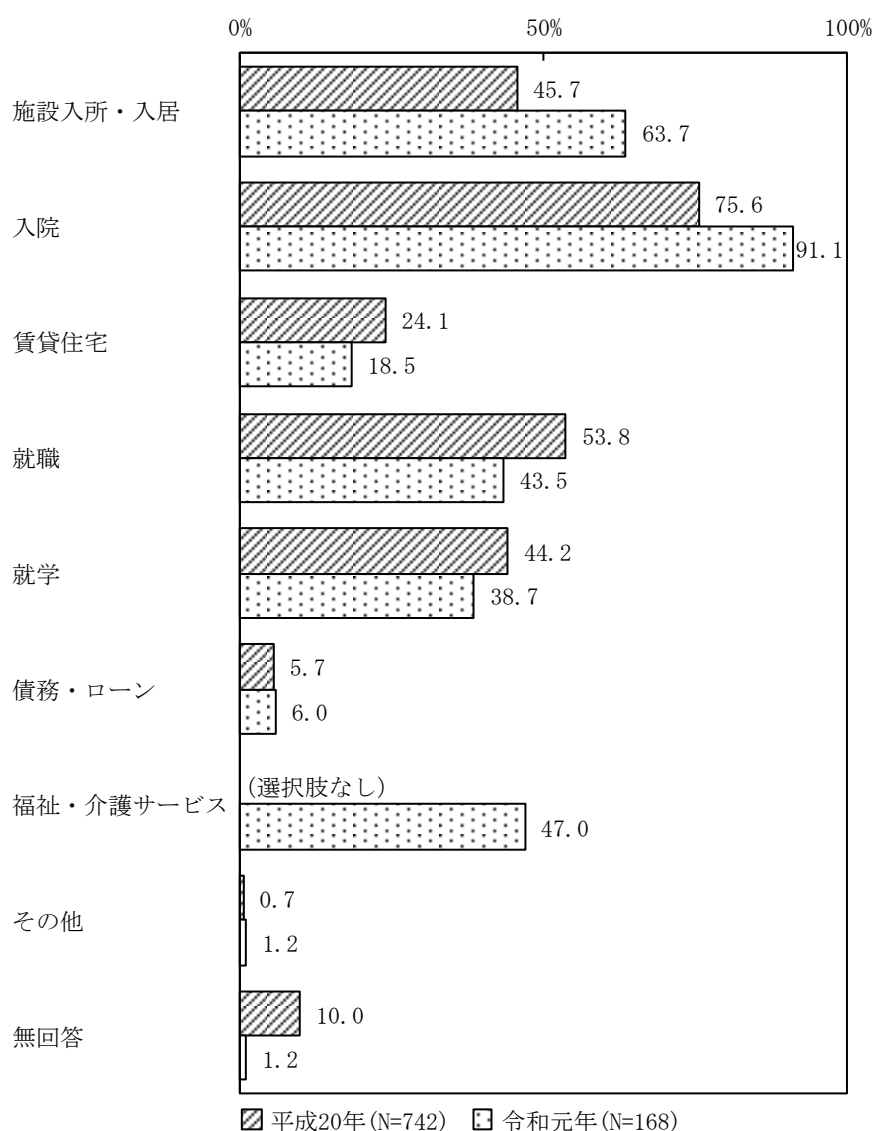
(注) 「学校の関係者」の選択肢については該当がなかった。

(3) 頼まれた場合、保証人を引き受けてもいい内容

頼まれた場合、どのような内容なら引き受けようと思うかたずねたところ、「入院」が91.1%と最も高く、次いで「施設入所・入居」(63.7%)、「福祉・介護サービス」(47.0%)、「就職」(43.5%)、「就学」(38.7%)の順となっています。

平成20年の調査と比較すると「施設入所・入居」「入院」は15ポイント以上高くなっているのに対し、「就職」は10.3ポイント、「賃貸住宅」「就学」は5ポイント以上低くなっています。

図表1-10 頼まれた場合、保証人を引き受けてもいい内容（複数回答、平成20年調査と比較）



性別にみると、女性と比べ男性が高いのは「就職」「債務・ローン」で6ポイント以上、男性と比べ女性が高いのは「施設入所・入居」「賃借住宅」で7ポイント以上の差があります。

年齢別にみると、「入院」「賃貸住宅」「就学」「債務・ローン」は年齢が高くなるにつれて、低くなる傾向にあります。また、60歳未満は60歳以上と比べ「施設入所・入居」が19ポイント以上低くなっています。

地区別にみると、上野南部地区は「施設入所・入居」「入院」、他の地区では「入院」が最も高く、「入院」は全ての地区で80%以上となっています。

図表 1-11 頼まれた場合、保証人を引き受けてもいい内容（複数回答、属性別）

単位：Nは人、他は%

区 分		N	施設入所・入居	入院	賃貸住宅	就職	就学	債務・ローン	福祉・介護サービス	その他	無回答
性別	男性	65	58.5	87.7	13.8	47.7	41.5	9.2	43.1	1.5	1.5
	女性	101	67.3	93.1	21.8	41.6	36.6	3.0	49.5	1.0	1.0
年齢別	60歳未満	8	37.5	100.0	37.5	25.0	50.0	12.5	37.5	-	-
	60歳代	104	69.2	93.3	19.2	49.0	40.4	5.8	49.0	1.0	1.0
	70歳以上	54	57.4	85.2	14.8	37.0	33.3	3.7	44.4	1.9	1.9
地区別	上野東部	7	42.9	100.0	28.6	14.3	28.6	14.3	42.9	-	-
	上野西部	8	50.0	100.0	-	25.0	37.5	-	37.5	-	-
	上野南部	7	85.7	85.7	28.6	28.6	14.3	14.3	71.4	-	-
	久米	10	70.0	80.0	10.0	70.0	50.0	10.0	30.0	-	-
	城西	13	53.8	92.3	23.1	61.5	53.8	-	30.8	-	-
	しらさぎ	12	58.3	100.0	16.7	41.7	33.3	-	41.7	-	-
	上野北部	10	30.0	90.0	10.0	20.0	10.0	-	40.0	10.0	-
	成和	8	50.0	100.0	25.0	37.5	37.5	12.5	37.5	-	-
	丸山	12	75.0	83.3	33.3	66.7	41.7	8.3	33.3	-	-
	伊賀	15	46.7	86.7	6.7	46.7	33.3	6.7	40.0	-	13.3
	島ヶ原	9	88.9	100.0	33.3	44.4	44.4	11.1	33.3	-	-
	阿山	21	76.2	85.7	14.3	38.1	38.1	4.8	66.7	-	-
大山田	20	70.0	90.0	20.0	45.0	50.0	5.0	60.0	5.0	-	
青山	16	75.0	93.8	18.8	43.8	43.8	6.3	62.5	-	-	

(4) 保証人を引き受けざるを得ない人がいるか

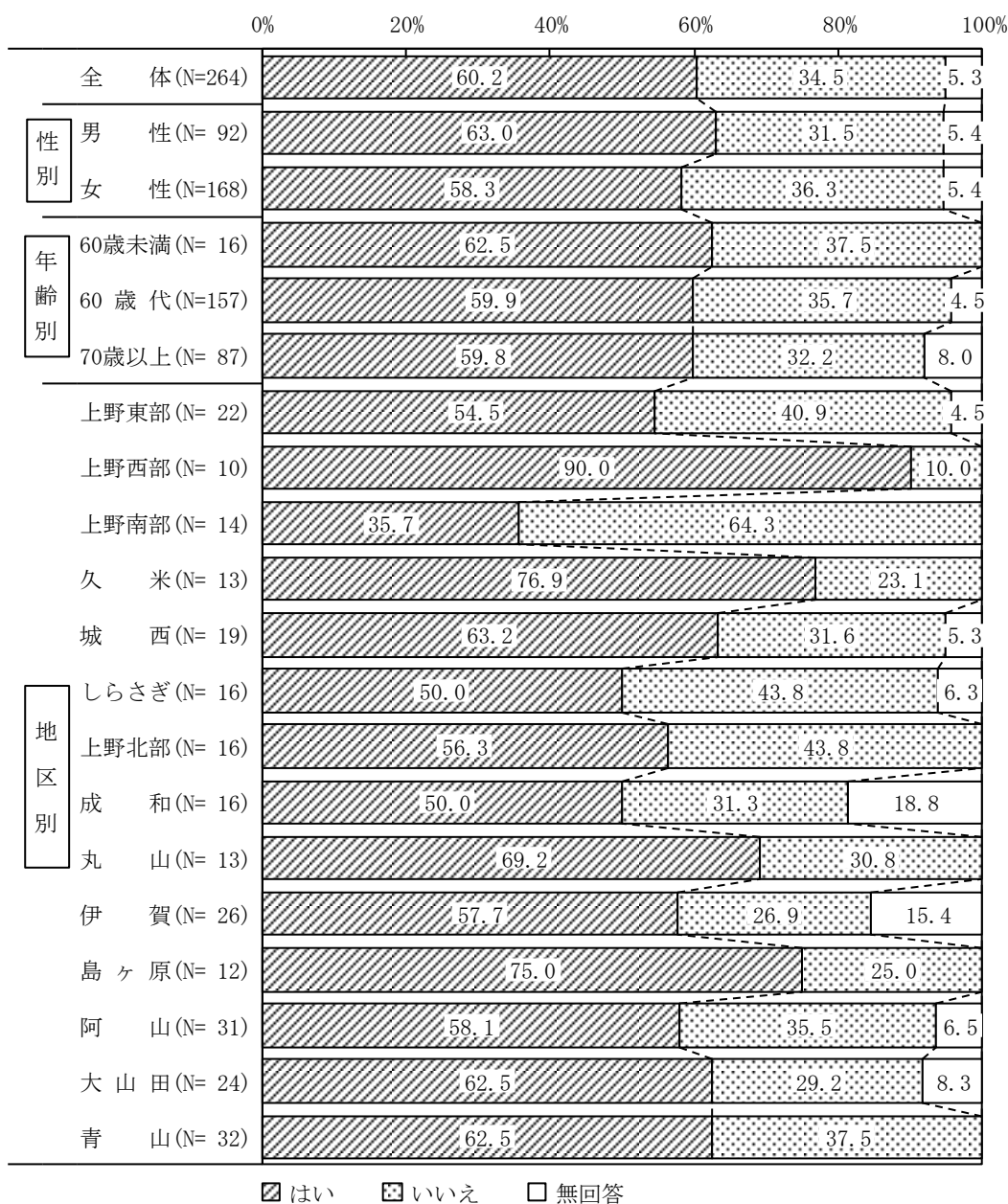
「保証人を引き受けざるを得ない人はいますか」という設問に対し、「はい」が60.2%、「いいえ」が34.5%となりました。

性別にみると、男性は女性と比べ「はい」と回答した人が4.7ポイント高くなっています。

年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「はい」がやや減少傾向ですが、大きな差はありません。

地区別にみると、「はい」の割合は上野西部地区が最も高く90.0%、次いで久米地区が76.9%となっています。

図表 1-12 保証人を引き受けざるを得ない人がいるか



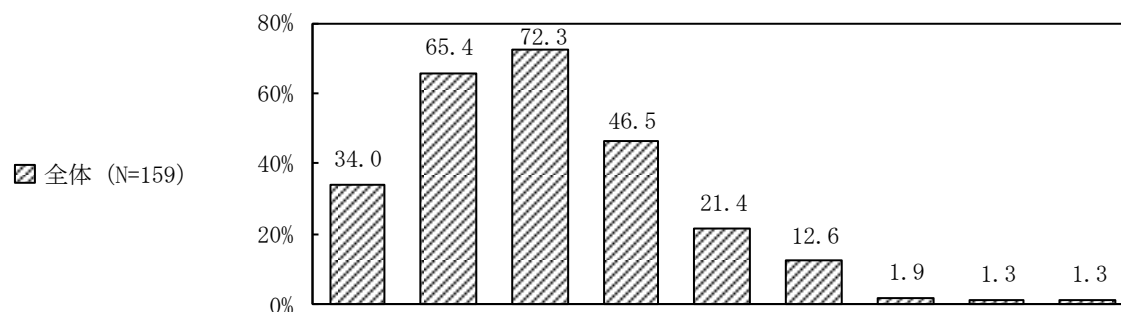
(5) 保証人を引き受けざるを得ない人は誰か

保証人を引き受けざるを得ない人は誰かとたずねたところ、「子」が72.3%と最も高く、次いで「配偶者」(65.4%)、「兄弟姉妹」(46.5%)、「親」(34.0%)の順となっています。

性別にみると、女性と比べ男性が高いのは「配偶者」「兄弟姉妹」で15ポイント以上、「子」「祖父母孫」で10ポイント以上、男性と比べ女性が高いのは「親」で10ポイント以上の差があります。

年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「親」「その他の親戚」が低くなる傾向にあります。また、60歳未満は60歳以上と比べ「配偶者」「子」が低いことが特徴として挙げられます。

図表 1-13 保証人を引き受けざるを得ない人は誰か (複数回答、属性別) 単位：Nは人、他は%



区分		N	親	配偶者	子	兄弟姉妹	祖父母・孫	その他の親戚	知人	その他	無回答
性別	男性	58	27.6	75.9	79.3	56.9	27.6	13.8	5.2	3.4	-
	女性	98	37.8	60.2	68.4	39.8	16.3	12.2	-	-	2.0
年齢別	60歳未満	10	50.0	40.0	40.0	40.0	-	30.0	-	-	10.0
	60歳代	94	43.6	70.2	75.5	46.8	21.3	12.8	-	-	-
	70歳以上	52	13.5	63.5	73.1	46.2	23.1	9.6	5.8	3.8	1.9
地区別	上野東部	12	41.7	50.0	75.0	25.0	-	8.3	-	-	8.3
	上野西部	9	-	55.6	55.6	55.6	22.2	22.2	-	-	-
	上野南部	5	80.0	80.0	80.0	60.0	60.0	-	-	-	-
	久米	10	30.0	90.0	70.0	60.0	30.0	-	-	-	-
	城西	12	16.7	66.7	58.3	50.0	25.0	33.3	-	-	-
	しらさぎ	8	25.0	100.0	100.0	62.5	25.0	12.5	-	-	-
	上野北部	9	22.2	44.4	55.6	11.1	11.1	33.3	22.2	22.2	-
	成和	8	25.0	62.5	62.5	50.0	25.0	12.5	-	-	12.5
	丸山	9	44.4	66.7	77.8	55.6	-	11.1	-	-	-
	伊賀	15	46.7	60.0	80.0	53.3	40.0	13.3	-	-	-
	島ヶ原	9	44.4	55.6	55.6	44.4	11.1	11.1	-	-	-
	阿山	18	33.3	61.1	72.2	50.0	11.1	11.1	-	-	-
大山田	15	53.3	66.7	100.0	66.7	33.3	6.7	-	-	-	
青山	20	25.0	70.0	65.0	25.0	20.0	5.0	5.0	-	-	

(注) 「職場の関係者」「学校の関係者」の選択肢については該当がなかった。

(6) 保証人を引き受けようと思う内容

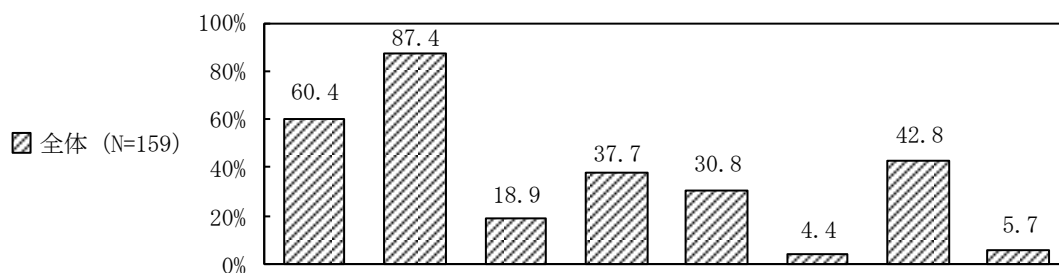
保証人を引き受けようと思う内容をたずねたところ、「入院」が最も高く87.4%、次いで「施設入所・入居」(60.4%)、「福祉・介護サービス」(42.8%)、「就職」(37.7%)、「就学」(30.8%)の順となっています。

性別にみると、男性は女性と比べ「就職」「就学」が16ポイント以上高くなっています。

年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「施設入所・入居」「賃貸住宅」「債務・ローン」は低くなる傾向にあります。また、60歳未満は「就学」が60歳以上と比較して低くなっています。

地区別にみると、上野南部地区、久米地区では「施設入所・入居」「入院」、他の地区では「入院」が最も高くなっています。

図表 1-14 保証人を引き受けようと思う内容 (複数回答、属性別) 単位：Nは人、他は%



区分		N	施設入所・入居	入院	賃貸住宅	就職	就学	債務・ローン	福祉・介護サービス	無回答
性別	男性	58	56.9	86.2	17.2	50.0	41.4	10.3	41.4	3.4
	女性	98	63.3	88.8	20.4	30.6	24.5	1.0	44.9	6.1
年齢別	60歳未満	10	70.0	90.0	30.0	30.0	20.0	10.0	50.0	10.0
	60歳代	94	61.7	90.4	21.3	39.4	30.9	4.3	42.6	5.3
	70歳以上	52	57.7	82.7	13.5	36.5	32.7	3.8	44.2	3.8
地区別	上野東部	12	25.0	75.0	33.3	16.7	16.7	-	16.7	16.7
	上野西部	9	55.6	88.9	-	33.3	33.3	11.1	33.3	-
	上野南部	5	80.0	80.0	40.0	40.0	60.0	-	60.0	-
	久米	10	90.0	90.0	30.0	60.0	50.0	-	60.0	10.0
	城西	12	50.0	91.7	25.0	33.3	33.3	-	33.3	-
	しらさぎ	8	75.0	100.0	25.0	50.0	25.0	-	62.5	-
	上野北部	9	33.3	88.9	11.1	33.3	11.1	-	33.3	-
	成和	8	62.5	87.5	25.0	37.5	37.5	12.5	50.0	12.5
	丸山	9	66.7	77.8	22.2	55.6	22.2	11.1	33.3	11.1
	伊賀	15	60.0	93.3	13.3	60.0	60.0	6.7	53.3	6.7
	島ヶ原	9	77.8	100.0	-	11.1	11.1	-	33.3	-
阿山	18	55.6	72.2	22.2	22.2	16.7	-	33.3	16.7	
大山田	15	66.7	93.3	13.3	33.3	26.7	13.3	46.7	-	
青山	20	65.0	90.0	15.0	45.0	35.0	5.0	55.0	-	

図表 1-15 頼まれた場合、保証人を引き受けられない理由

<p><上野東部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを背負いたくない ・身内の場合は理由により引き受ける事はあると思うが他人の場合は後々不都合な事があるかもしれないし人間関係に支障をきたす事になる恐れもあるから ・自分の能力以上の負荷がかかる場合加納サインあるものは引き受けられない ・個人の責任であることを色々な場面で代わって責任を負う事になりかねないから ・以前、債務ローンなど金銭の問題で大変な事になった知人がいた ・なぜ？おそらく家族が居るからだと思えます <p><上野南部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受けざるを得ない人はないから ・責任が重いから ・現在は必要に迫っている身内がない ・現状では引き受けてくれる人がいるから ・現職時えらい目にあったから <p><久米></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金生活の為、無理は出来ません。家族にも迷惑かけられません <p><城西></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今は見当たらない ・保証人を引き受けるとなると責任がかかってくるので引き受けない 2 ・頼まれたことがない ・配偶者や子の場合は受けたかもしれませんが、それ以外の人の保証人になるべき自信がありません ・保証人になった親戚がいたがひどい目に遭ったのを知っているので他人は不可 <p><しらさぎ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員が引き受けるべきことなのか？ 2 ・いないから ・現在の所いない ・血縁以外の人は考えていない ・責任をもてないから <p><上野北部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・親族の方から後でいろいろ問題あった時にとっても困ります ・最後まで責任を負う事ができない ・民生委員として責任が持てないし、深く関わる事に戸惑いがある 2 <p><成和></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人的には無理 ・みんな身内がいるから <p><丸山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道義的なもの ・親としてのつとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで該当者がいないから ・現状引き受けざるを得ない人などはいません <p><伊賀></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くに親族がいます ・頼まれたことがないから ・思い当たらない ・特別な事が無い限り引き受けたくない <p><島ヶ原></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分で決めている ・引き受けた事も断った事ありません。依頼を受けたことがないので ・日頃の様子を見ている限り、その可能性は低い <p><阿山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談されたことはない ・近所にいない ・保証人というのはもしかしたら全部責任がかぶります。時と場合により親戚とか身内とかしなければいけない時は。 ・今のところ引き受けた事がないから ・役所か後見人を見つける為に裁判所に相談すべき ・役員を受けているからといって、重い責任を受ける必要はないと思います ・私自身、年齢的な事もありそのような重大な事に関わっていく自信がありません ・親戚子どもがいる為 ・保証人は怖い <p><大山田></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今の所いない ・自分が守らなければならない親族だから ・自身がない ・身内では豊かではないが通常の生活を送っている。区内では単身者はいても県外でも連絡が取れる ・今までになかったことで、もしもの事があった時は怖いから <p><青山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・面倒な事に巻き込まれたくないから 2 ・特にない ・お金にかかる保証人には絶対なりません。民生委員として福祉や介護に関してなら考えます ・内容に対して最後まで責任です ・近所や親戚でそのような方はいない ・今の所皆さん、子どもや親戚が気にかけてくれているので民生委員が入り込まなくても大丈夫 ・該当者がいない ・お金に関する保証人はしない。重要な保証人は民生委員はしない方がいい
--	--

3 保証人を頼んだ経験について

(1) 保証人を頼んだこと、相談したことがあるか

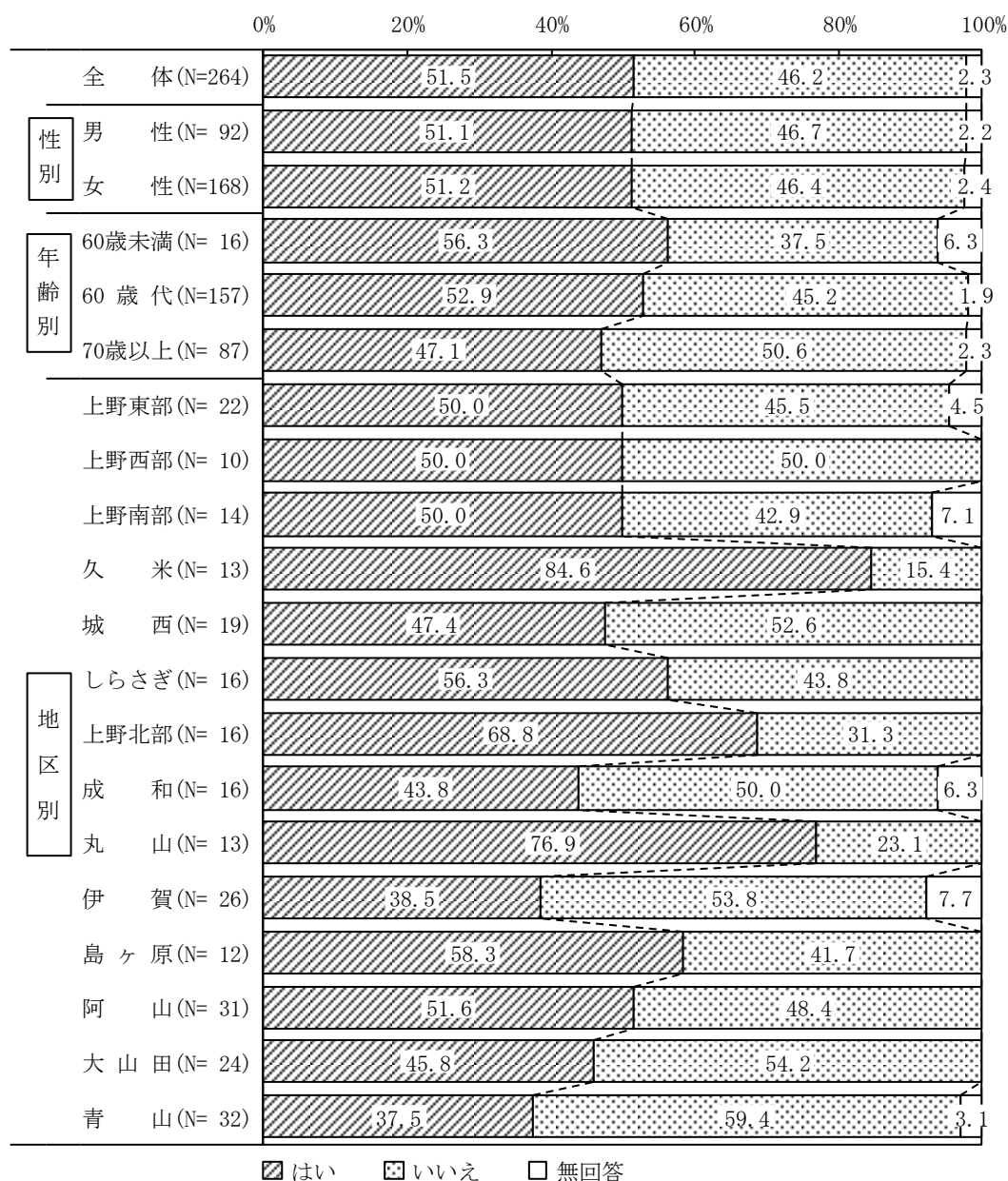
誰かに保証人を頼んだことや相談したことがあるかたずねたところ、「はい」が51.5%、「いいえ」が46.2%となっています。

性別にみると、男女に大きな差はありません。

年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「はい」が低くなる傾向にあります。

地区別にみると、久米地区が84.6%と最も高く、次いで丸山地区が76.9%となっています。

図表 1-16 保証人を頼んだこと、相談したことがあるか



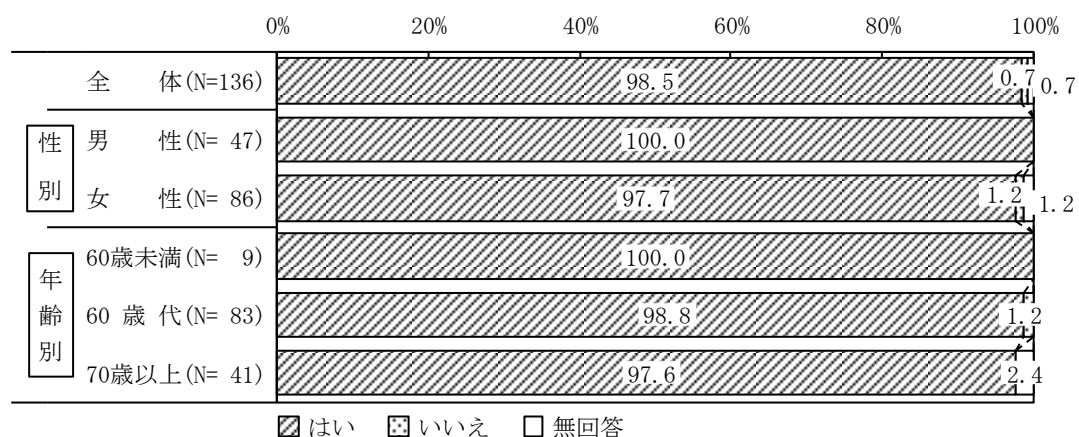
(2) 頼んだ相手に保証人を引き受けてもらえたか

頼んだ相手に保証人を引き受けてもらえたかたずねたところ、「はい」が98.5%、「いいえ」が0.7%となっています。

性別にみると、男女に大きな差はありませんが、「はい」の割合は男性のほうがやや高くなっています。

年齢別にみると、年代で大きな差はありませんが、年齢が高くなるにつれて、やや減少傾向になっています。

図表 1-17 頼んだ相手に保証人を引き受けてもらえたか

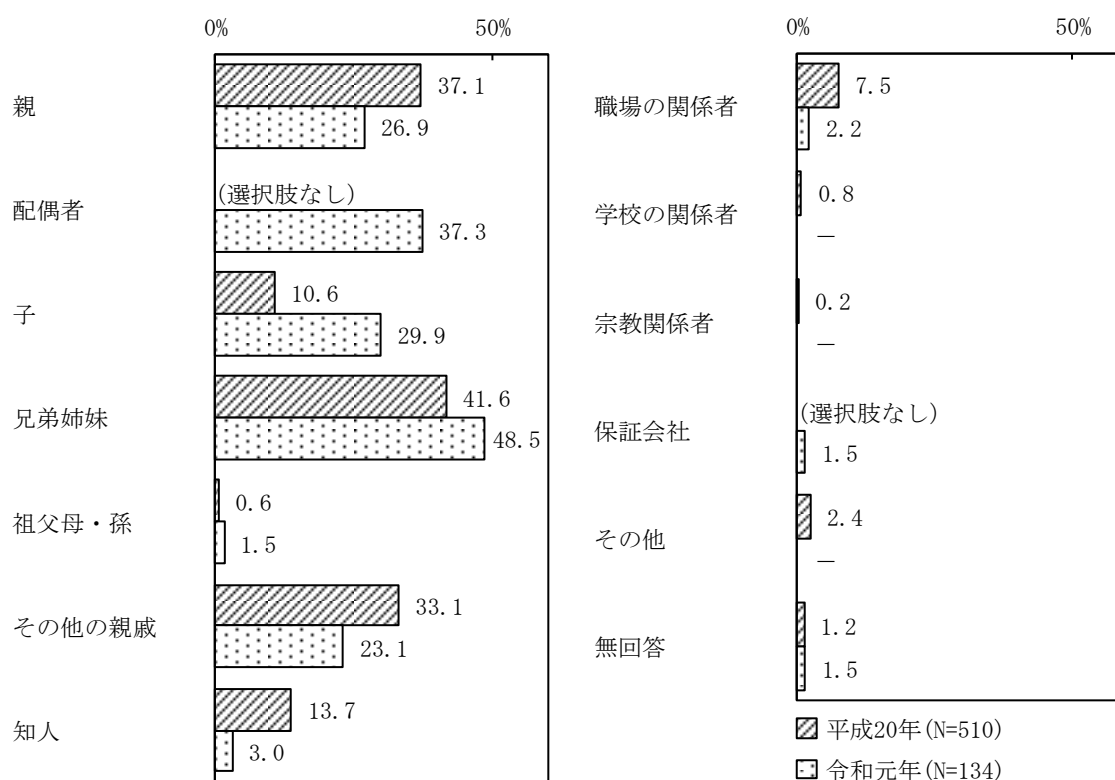


(3) 保証人になってもらった人

誰に保証人になってもらったかたずねたところ、「兄弟姉妹」が最も高く48.5%となっています。次いで、「配偶者」(37.3%)、「子」(29.9%)、「親」(26.9%)の順となり、親族が高くなっています。

平成20年の調査と比較すると、「子」が19.3ポイント高くなり、「親」「その他の親戚」「知人」が10ポイント以上低くなっています。

図表1-18 保証人になってもらった人(複数回答、平成20年調査と比較)



(注) 「その他の親戚」については図表1-3と同じ。

性別にみると、女性と比べ男性が高いのは「子」「兄弟姉妹」で10ポイント以上、男性と比べ女性が高いのは「配偶者」で15.2ポイントの差があります。

年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「配偶者」「子」は高く、「親」は低くなる傾向にあります。また、60歳代の「兄弟姉妹」、70歳以上の「その他の親戚」がそれぞれ他の年代と比べると高くなっていることが特徴として挙げられます。

地区別にみると、しらさぎ地区の「兄弟姉妹」が他の地区と比べ高くなっています。

図表 1-19 保証人になってもらった人（複数回答、属性別）

単位：Nは人、他は%

区 分		N	親	配 偶 者	子	兄 弟 姉 妹	祖 父 母 ・ 孫	そ の 他 の 親 戚	知 人	職 場 の 関 係 者	保 証 会 社	無 回 答
性 別	男 性	47	31.9	27.7	36.2	59.6	4.3	23.4	4.3	6.4	2.1	2.1
	女 性	84	25.0	42.9	26.2	44.0	-	22.6	2.4	-	1.2	1.2
年 齢 別	60歳未満	9	66.7	22.2	11.1	33.3	-	22.2	-	-	-	-
	60 歳 代	82	25.6	37.8	25.6	58.5	2.4	18.3	2.4	3.7	1.2	1.2
	70歳以上	40	22.5	40.0	42.5	35.0	-	32.5	5.0	-	2.5	2.5
地 区 別	上野東部	11	54.5	27.3	36.4	27.3	-	18.2	-	9.1	-	-
	上野西部	5	40.0	40.0	40.0	20.0	-	40.0	-	-	-	-
	上野南部	7	57.1	28.6	14.3	42.9	-	14.3	-	-	-	-
	久 米	11	27.3	36.4	63.6	54.5	-	-	-	-	-	-
	城 西	9	44.4	55.6	11.1	44.4	-	33.3	-	11.1	-	-
	しらさぎ	9	22.2	11.1	22.2	77.8	-	22.2	-	-	-	-
	上野北部	10	-	50.0	40.0	30.0	-	40.0	20.0	-	-	-
	成 和	7	14.3	28.6	28.6	57.1	-	28.6	-	-	-	14.3
	丸 山	10	20.0	30.0	30.0	60.0	10.0	40.0	-	-	-	-
	伊 賀	10	20.0	40.0	30.0	40.0	-	40.0	10.0	-	-	-
	島ヶ原	6	16.7	50.0	-	33.3	-	33.3	-	-	16.7	-
	阿 山	16	18.8	50.0	25.0	56.3	-	12.5	-	6.3	6.3	6.3
	大 山 田	11	27.3	18.2	36.4	45.5	9.1	9.1	9.1	-	-	-
青 山	12	25.0	50.0	25.0	66.7	-	16.7	-	-	-	-	

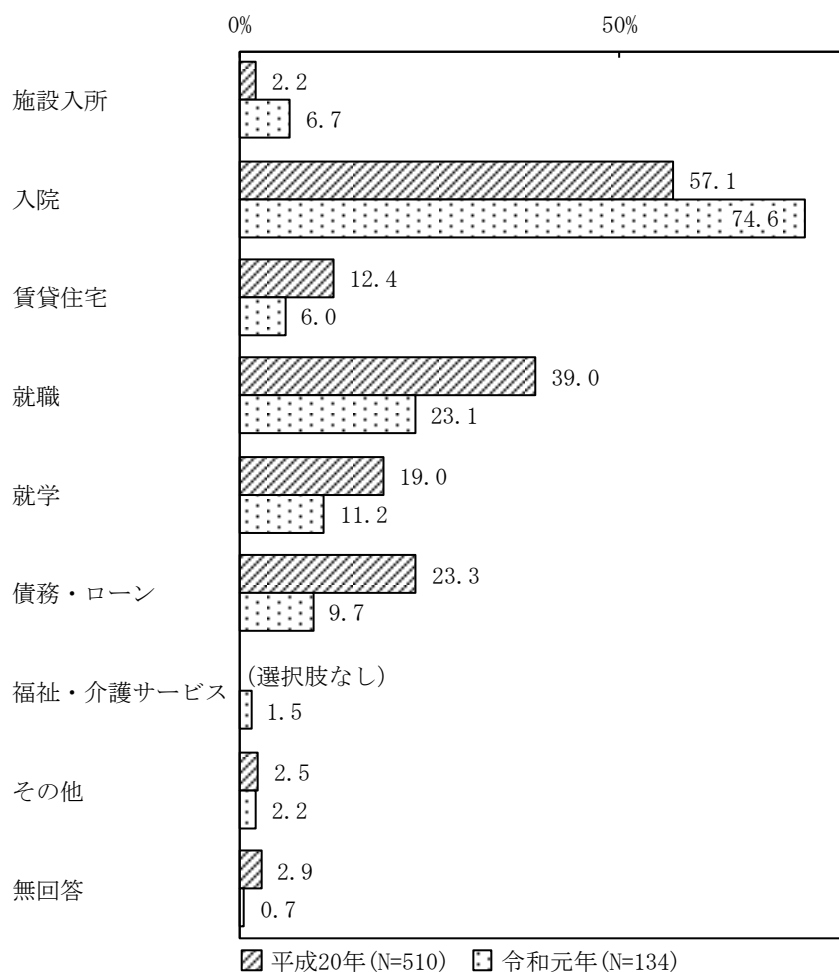
(注) 「学校の関係者」「宗教関係者」「その他」の選択肢については該当がなかった。

(4) 保証人になってもらった内容

何の保証人になってもらったかたずねたところ、「入院」が最も高く74.6%、次いで「就職」(23.1%)、「就学」(11.2%)の順となっています。

平成20年の調査と比較すると、「施設入所」「入院」は高くなっており、その他の選択肢は低くなっています。特に、「入院」は17ポイント以上高くなりっているのに対し、「就職」「債務・ローン」は13ポイント以上低くなっています。

図表 1-20 保証人になってもらった内容（複数回答、平成20年調査と比較）



性別でみると、女性と比較して男性が高いのは「就職」「債務・ローン」でそれぞれ11ポイント以上、男性と比較して女性が高いのは「入院」で23.7ポイント差があります。

年齢別にみると、60歳未満は60歳以上と比べ「入院」が低く、「賃貸住宅」が高くなっています。また、年齢が高くなるにつれて「債務・ローン」が高くなる傾向にあります。

地区別にみると、上野西部地区、丸山地区は「入院」「就職」が最も高く、他の地区は「入院」が最も高くなっています。

図表 1-21 保証人になってもらった内容（複数回答、属性別）

単位：Nは人、他は%

区 分		N	施 設 入 所	入 院	賃 貸 住 宅	就 職	就 学	債 務 ・ ロ ー ン	福 祉 ・ 介 護 サ ー ビ ス	そ の 他	無 回 答
性 別	男 性	47	10.6	59.6	6.4	36.2	14.9	17.0	4.3	-	2.1
	女 性	84	4.8	83.3	4.8	16.7	9.5	6.0	-	3.6	-
年 齢 別	60歳未満	9	11.1	55.6	22.2	22.2	11.1	-	-	11.1	-
	60歳代	82	4.9	76.8	4.9	24.4	12.2	8.5	-	2.4	-
	70歳以上	40	10.0	75.0	2.5	22.5	10.0	15.0	5.0	-	2.5
地 区 別	上野東部	11	-	72.7	18.2	9.1	9.1	9.1	-	-	-
	上野西部	5	-	60.0	-	60.0	40.0	20.0	-	-	-
	上野南部	7	-	42.9	14.3	28.6	-	14.3	-	-	-
	久米	11	9.1	90.9	-	9.1	9.1	-	9.1	-	-
	城西	9	-	66.7	11.1	33.3	33.3	33.3	-	-	-
	しらさぎ	9	11.1	66.7	11.1	33.3	11.1	-	-	-	-
	上野北部	10	10.0	90.0	-	-	-	10.0	-	-	-
	成和	7	14.3	100.0	-	14.3	14.3	-	-	-	-
	丸山	10	-	50.0	10.0	50.0	30.0	10.0	-	10.0	-
	伊賀	10	-	90.0	10.0	30.0	20.0	-	-	-	-
	島ヶ原	6	16.7	66.7	-	33.3	-	16.7	-	-	-
	阿山	16	-	87.5	-	12.5	-	18.8	-	-	6.3
大山田	11	27.3	72.7	-	27.3	-	-	9.1	9.1	-	
青山	12	8.3	66.7	8.3	16.7	8.3	8.3	-	8.3	-	

図表 1-22 保証人を頼む際、その人を選んだ理由

<p><上野東部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・親戚で普段から心やすくしている <p><上野西部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・叔父だったから ・自分の身内だから 2 <p><上野南部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・その人が条件だったから <p><城西></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場の上司、親、知人 ・同居親族以外の人が必要だったため叔父に頼みました ・保証人からしたら孫の事ですので頼みました ・信頼関係、身内だから ・以前にその親族の保証人になったことがあるので <p><しらさぎ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身内であり一番頼みやすいから ・身内、家族だから <p><上野北部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・親戚でもあり近所でもあった為 ・一番身近にいるから ・事業をしていたから ・頼みやすかった <p><成和></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学の時に、遠方の為近くの親戚に頼んだことがあった <p><丸山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2名必要であった ・信頼できる人だから ・姉の夫だったから 	<ul style="list-style-type: none"> ・同居していない人との指定があったから ・配偶者の兄妹の配偶者だったから <p><伊賀></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族ではダメと言われたから ・近くに住んで居るから ・私の事をよく知っていて信頼してもらっているから ・就学した学校に隣接した地域に住んでおられる方を学校側が良好とされた為 ・責任を持たなければならない事が多く、わけもわからず保証人にはなれない <p><島ヶ原></p> <ul style="list-style-type: none"> ・50年以上前の話ですが、就職のお時、親以外の保証人を2人求められ姉妹、従兄弟は若すぎ、社会的身分のある叔父2人をお願いしました。 <p><阿山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・車の保証なので身内に頼みました ・家族同様の付き合いをしているので引き受けてくれるから ・まずは身内の方だと頼みやすいし、 ・家族だから 2 ・義母の入院の際、夫ともう1人保証人が必要だったため夫の姉に依頼した <p><大山田></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族 ・身内 ・身近にいてお互い頼み頼まれる関係 <p><青山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段から信頼できるひとだから
--	---

4 保証人を頼める人について

(1) 保証人を頼める人がいるか

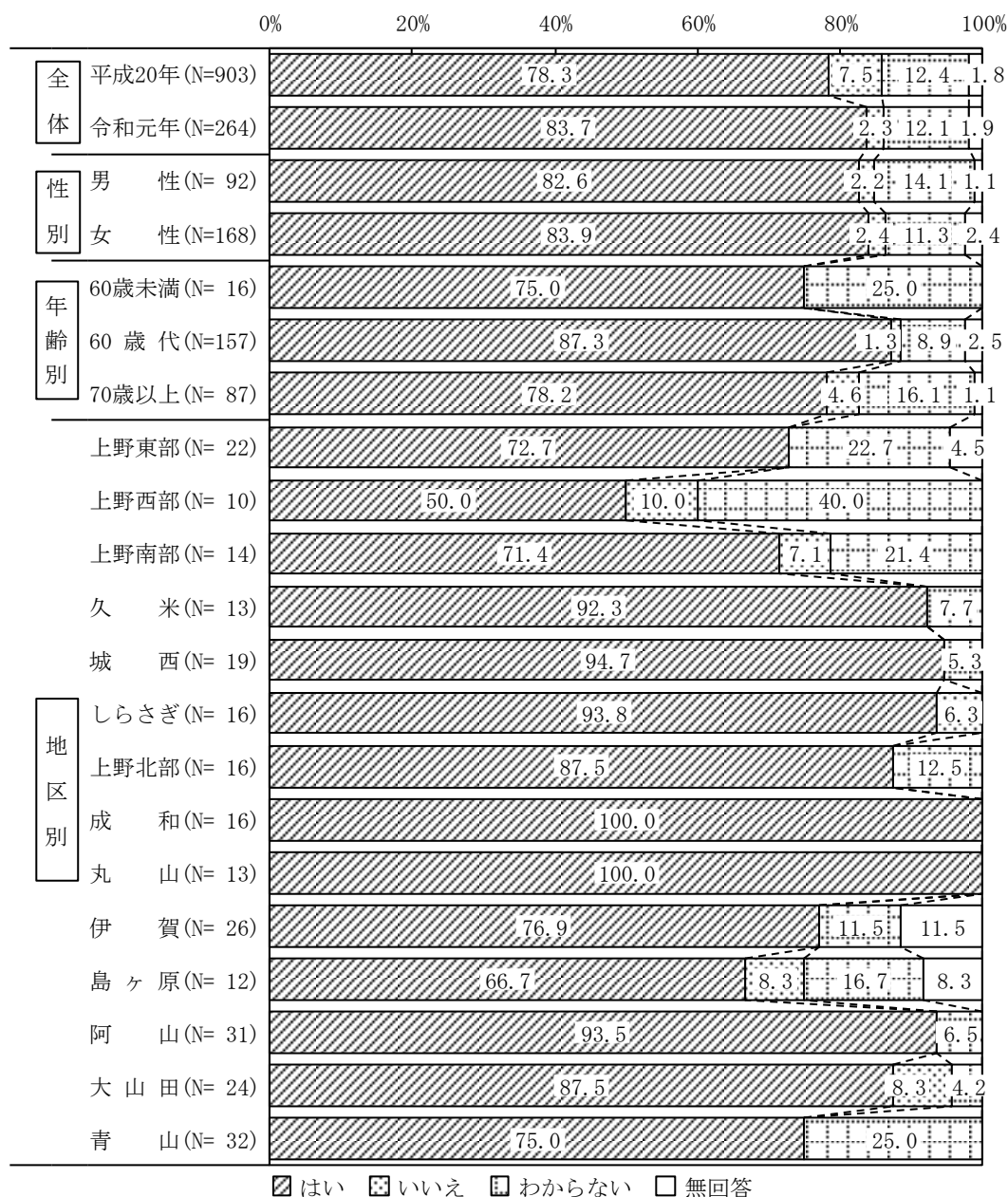
保証人を頼める人がいるかたずねたところ、「はい」が83.7%、「いいえ」が2.3%、「わからない」12.1%となっています。20年度の調査と比較すると、「はい」が5.4ポイント高くなっています。

性別にみると、男女の差はほとんどありません。

年齢別にみると、「はい」は60歳代が最も高く87.3%となっています。年齢が高くなるにつれて「いいえ」は高くなる傾向にあります。また、60歳未満は「いいえ」が0%、「わからない」が60歳以上と比べ8ポイント以上高くなっていることが特徴として挙げられます。

地区別にみると、成和地区、丸山地区では「はい」が100%と最も高いです。

図表 1-23 保証人を頼める人がいるか

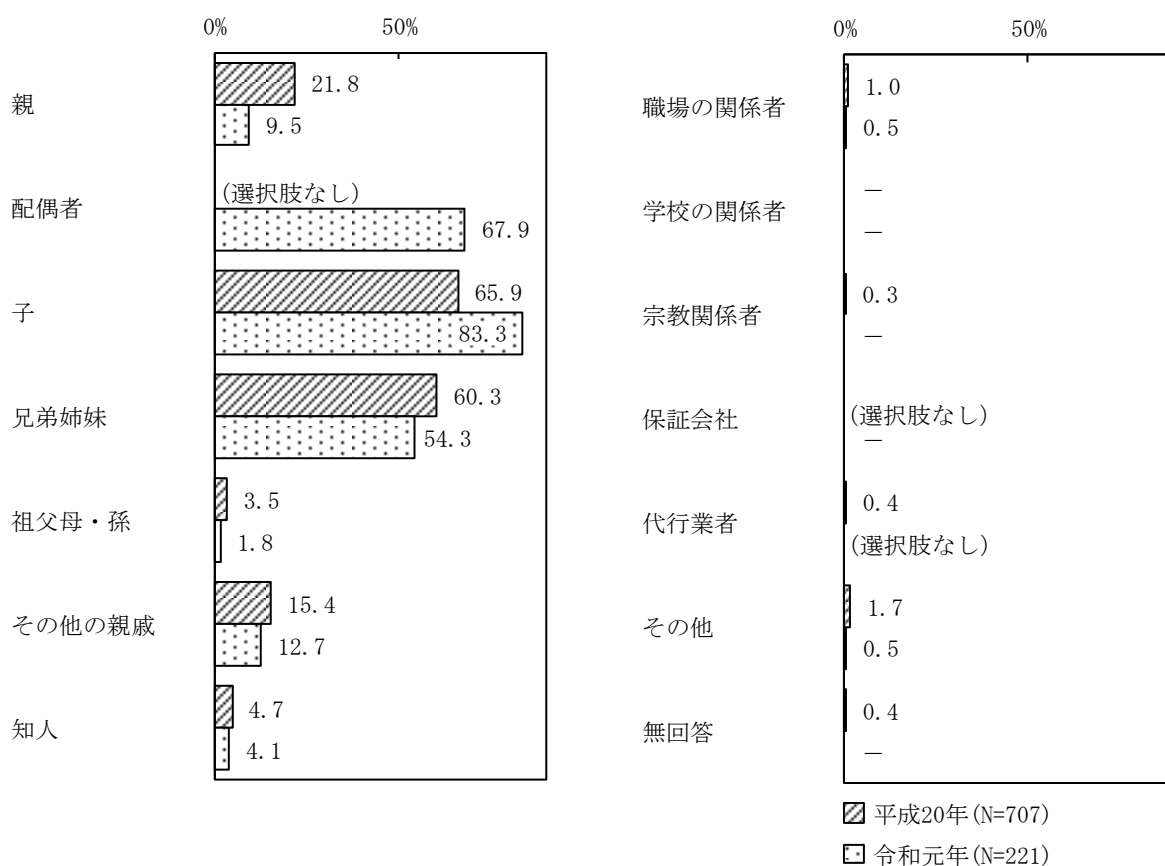


(2) 保証人を頼める相手

保証人を頼める相手は誰かたずねたところ、「子」が最も高く83.3%となっています。次いで、「配偶者」(67.9%)、「兄弟姉妹」(54.3%)の順です。

平成20年の調査と比較すると、「子」は高くなっていますが、その他の選択肢については低くなっています。特に、「子」は17.4ポイント高くなっているのに対し、「親」は12.3ポイント低くなっています。

図表 1-24 保証人を頼める相手（複数回答、平成20年調査と比較）



(注) 「その他の親戚」については図表 1-3 と同じ。

性別にみると、男性は女性と比べ「兄弟姉妹」が10ポイント以上高くなっています。

年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「親」「配偶者」は低く、「子」「知人」は高くなる傾向にあります。

地区別にみると、上野西部地区、城西地区は「配偶者」、上野南部地区は「配偶者」「子」が最も高くなっており、他の地区は「子」が最も高くなっています。

図表 1-25 保証人を頼める相手（複数回答、属性別）

単位：Nは人、他は%

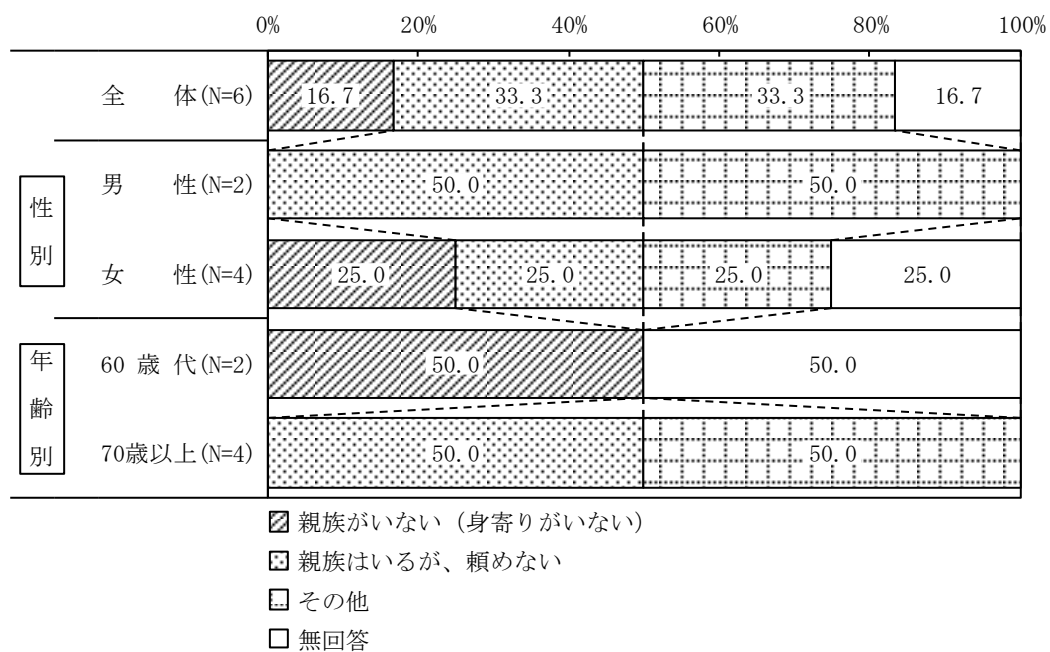
区 分		N	親	配 偶 者	子	兄 弟 姉 妹	祖 父 母 ・ 孫	そ の 他 の 親 戚	知 人	職 場 の 関 係 者	そ の 他
性 別	男 性	76	7.9	73.7	84.2	61.8	3.9	10.5	6.6	1.3	-
	女 性	141	10.6	65.2	82.3	51.1	0.7	14.2	2.8	-	0.7
年 齢 別	60 歳 未 満	12	41.7	91.7	50.0	50.0	-	8.3	-	-	-
	60 歳 代	137	10.9	70.8	83.9	61.3	2.9	14.6	3.6	0.7	0.7
	70 歳 以 上	68	1.5	58.8	86.8	42.6	-	10.3	5.9	-	-
地 区 別	上 野 東 部	16	6.3	68.8	87.5	43.8	-	6.3	-	-	-
	上 野 西 部	5	20.0	100.0	80.0	60.0	-	-	-	-	-
	上 野 南 部	10	20.0	70.0	70.0	50.0	-	20.0	20.0	10.0	-
	久 米	12	16.7	75.0	91.7	58.3	-	8.3	-	-	-
	城 西	18	22.2	83.3	77.8	66.7	-	27.8	5.6	-	-
	し ら さ ぎ	15	6.7	86.7	93.3	53.3	-	13.3	-	-	-
	上 野 北 部	14	14.3	71.4	78.6	35.7	-	21.4	14.3	-	-
	成 和	16	6.3	50.0	93.8	31.3	-	12.5	-	-	-
	丸 山	13	-	61.5	76.9	61.5	-	23.1	-	-	-
	伊 賀	20	5.0	45.0	75.0	60.0	5.0	10.0	5.0	-	-
	島 ケ 原	8	25.0	75.0	87.5	37.5	12.5	-	-	-	-
	阿 山	29	3.4	65.5	79.3	69.0	-	17.2	3.4	-	3.4
	大 山 田	21	9.5	71.4	81.0	66.7	9.5	9.5	4.8	-	-
青 山	24	4.2	62.5	91.7	45.8	-	-	4.2	-	-	

(注) 「学校の関係者」「宗教関係者」「保証会社」の選択肢については該当がなかった。

(3) 保証人を頼む人がいない理由

保証人を頼む人がいないと回答した人に理由をたずねたところ、「親族はいるが、頼めない」「その他」がともに33.3%と高くなっています。

図表 1-26 保証人を頼む人がいない理由



(注) 「頼める友人・知人がいない」の選択肢については該当がなかった。

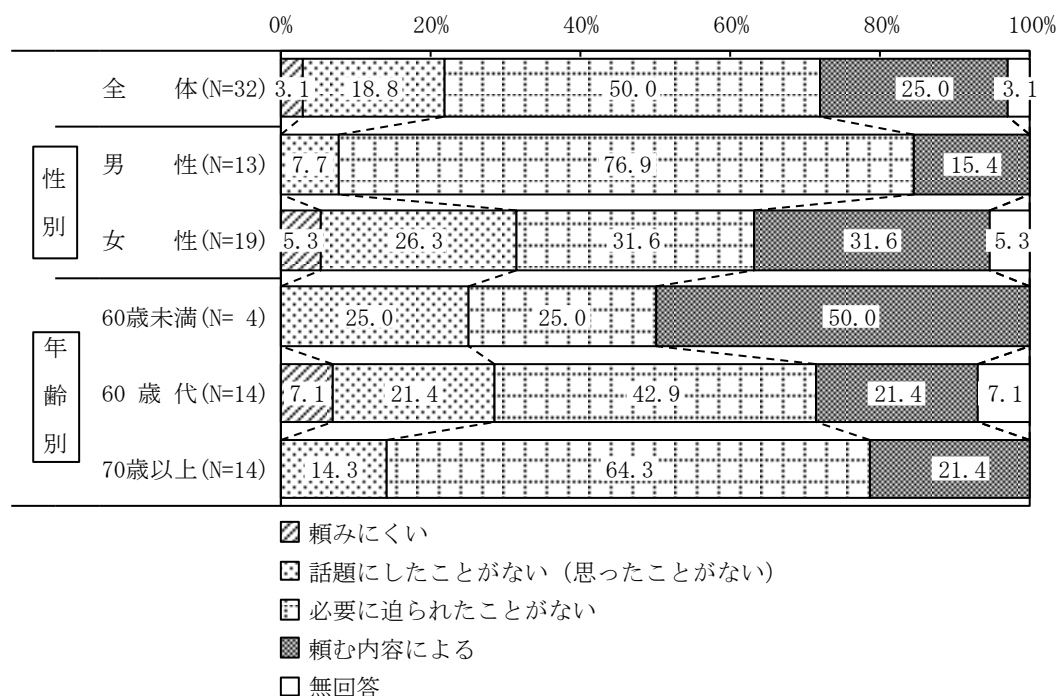
(4) 保証人を頼める人がいるかわからない理由

保証人を頼める人がいるかわからないと回答した人に理由をたずねたところ、「必要に迫られたことがない」が最も高く50.0%となっています。

性別にみると、男性が女性と比べ高いのは「必要に迫られたことがない」で45.3ポイント、女性が男性と比べ高いのは「頼みにくい」で5.3ポイント、「話題にしたことがない（思ったことがない）」「頼む内容による」でそれぞれ15ポイント以上の差があります。

年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「話題にしたことがない（思ったことがない）」が低く、「必要に迫られたことがない」が高くなる傾向にあります。また、60歳未満は「頼む内容による」が60歳以上と比較して28ポイント以上高くなっています。

図表 1-27 保証人を頼める人がいるかわからない理由



(注) 「その他」の選択肢については該当がなかった。

5 民生児童委員と保証人について

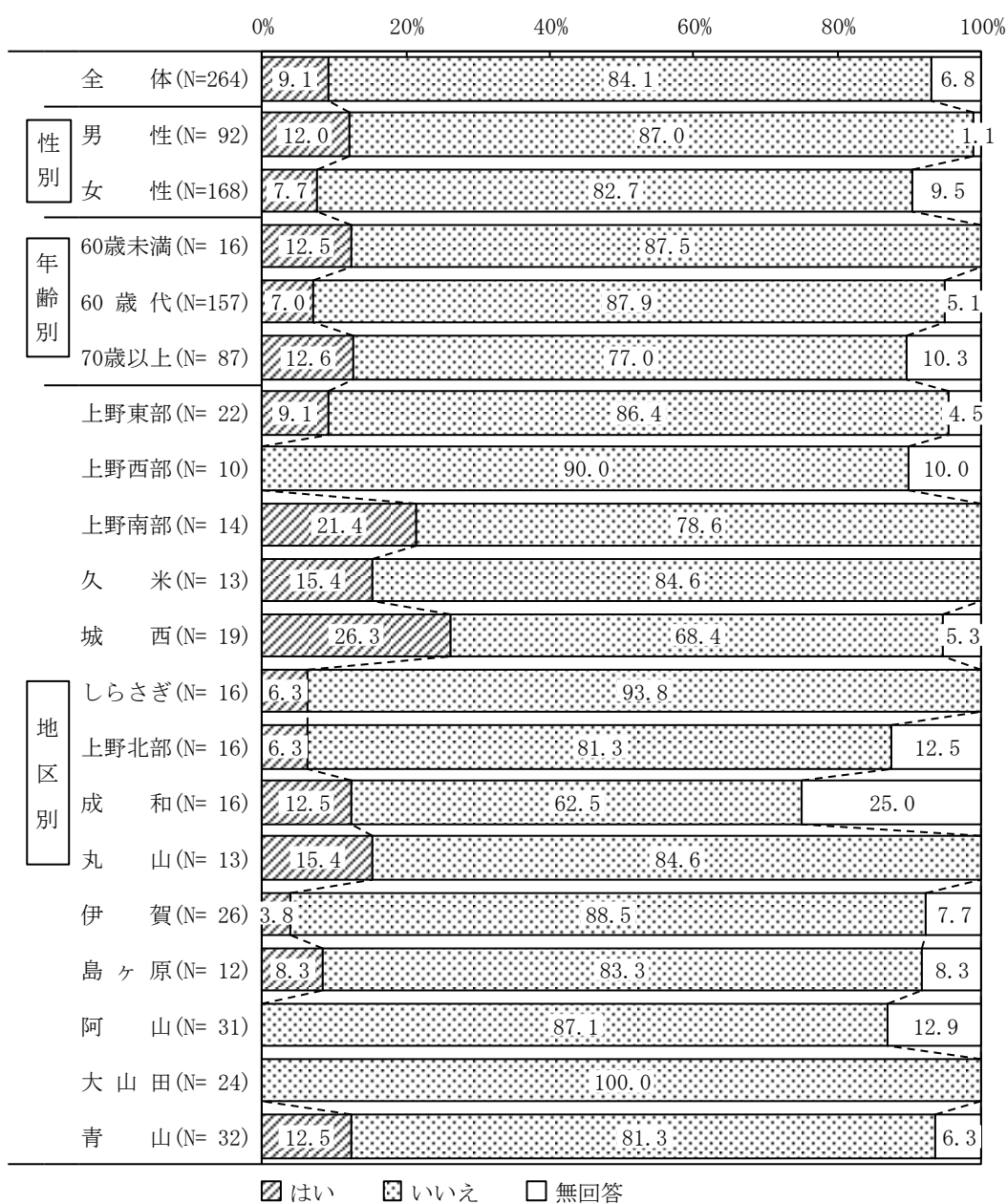
(1) 民生児童委員として保証に関する困りごとに関わったことがあるか

「民生児童委員として身近で身元保証等に関する困りごとを、見たり聞いたり関わったことがありますか。」という設問に対して「いいえ」が84.1%を占めています。

性別でみると、大きな差はありませんが男性は女性と比べ「はい」がやや高くなっています。

地区別でみると、「はい」は城西地区が最も高く26.3%、次いで上野南部が21.4%となっています。上野西部、阿山、大山田については「はい」が0%となっています。

図表 1-28 民生児童委員として保証に関する困りごとに関わったことがあるか



図表 1-29 民生児童委員として関わった、保証に関する悩みごとの内容

<p><上野東部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院入所時、保証人となってほしいと頼まれた 2 <p><上野南部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居老人の死亡時の手続き ・保育園入所時、外国人であった <p><久米></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援を受けている方の就労で依頼されたが申し訳ないが引き受けられなかった ・親類が誰もいない <p><城西></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身元保証人は出来なかった ・身寄りが全くない方で現在居住されているところも、生活していく上で困難な場所である為、生活支援課から住所を変更することを勧められたが保証人が必要との事で住みよい場所を断念された。今の時点ではご本人がお元気なのでどうにか生活されています ・一人暮らしの人が入院手術しなければならないのに、その方の兄妹さんが拒まれたので病院の先生が保証人になってくれて手術入院に至りました ・見守り独居老人の方の入院手術の為 ・入院の際、一人暮らしで頼む人がいない時、医者が民生委員さんはダメでしょうから私が保証人になりますと行ってくださって助かった <p><しらさぎ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・困りごと<上野北部> ・いとこの施設入所時、伊賀市内に適当な人がいなかった為、遠方の方に依頼するではないが形だけの保証人になった <p><成和></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育に入所時 ・入院の時に保証人 ・身寄りのない方で民生委員として保証人となり医者から説明にも関わり退院後、入院についても相談の中に入りました 	<ul style="list-style-type: none"> ・大苦意しました。高齢者社会に伴い、当人は年金受給資格をもらいその際は是非、民生委員に対して押印してほしいとの要請を受け相談に行かせていただいて助言をいただいたもの <p><丸山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方的に話をして、娘の結婚先へ連絡するも噂があかない。私を信頼してくれており、娘はことごとく民生委員に頼めと言っているとの事で何でも頼まれる ・入院、入所、学資ローンの手続き <p><伊賀></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者 2人暮らしで 1人が急逝されました。預金を下ろすにも子どもが遠方の為、民生委員として一筆を頼まれ書類を提出しました。無事お金がおりました ・本人がご高齢で兄弟が認知になっていて子どももいなくて困っていましたが、末の弟が遠方におられて連絡が取れて助かりました <p><島ヶ原></p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院へ行くのに子ども達が遠くにいる為すぐに駆けつける事が出来ない。付き添わなくてはいけなかった。携帯電話を買うのにもついて行って保証人になった <p><阿山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・困りごとではない <p><青山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・役所、社協への不信感 ・入院、入所 ・一番頼みやすかった ・父親と息子さんの折り合いが悪く、息子さんは母親の面倒を見て、本人も病気でお嫁さんの収入で生活。父親の入院入所の面倒は見られないとの事、親戚の方をお願いした ・離婚されたかたが住宅に入居する時。子どもを保育所に入所させたいとき
---	---

(2) 保証人が確保できず困っている人がいることについてどう思うか

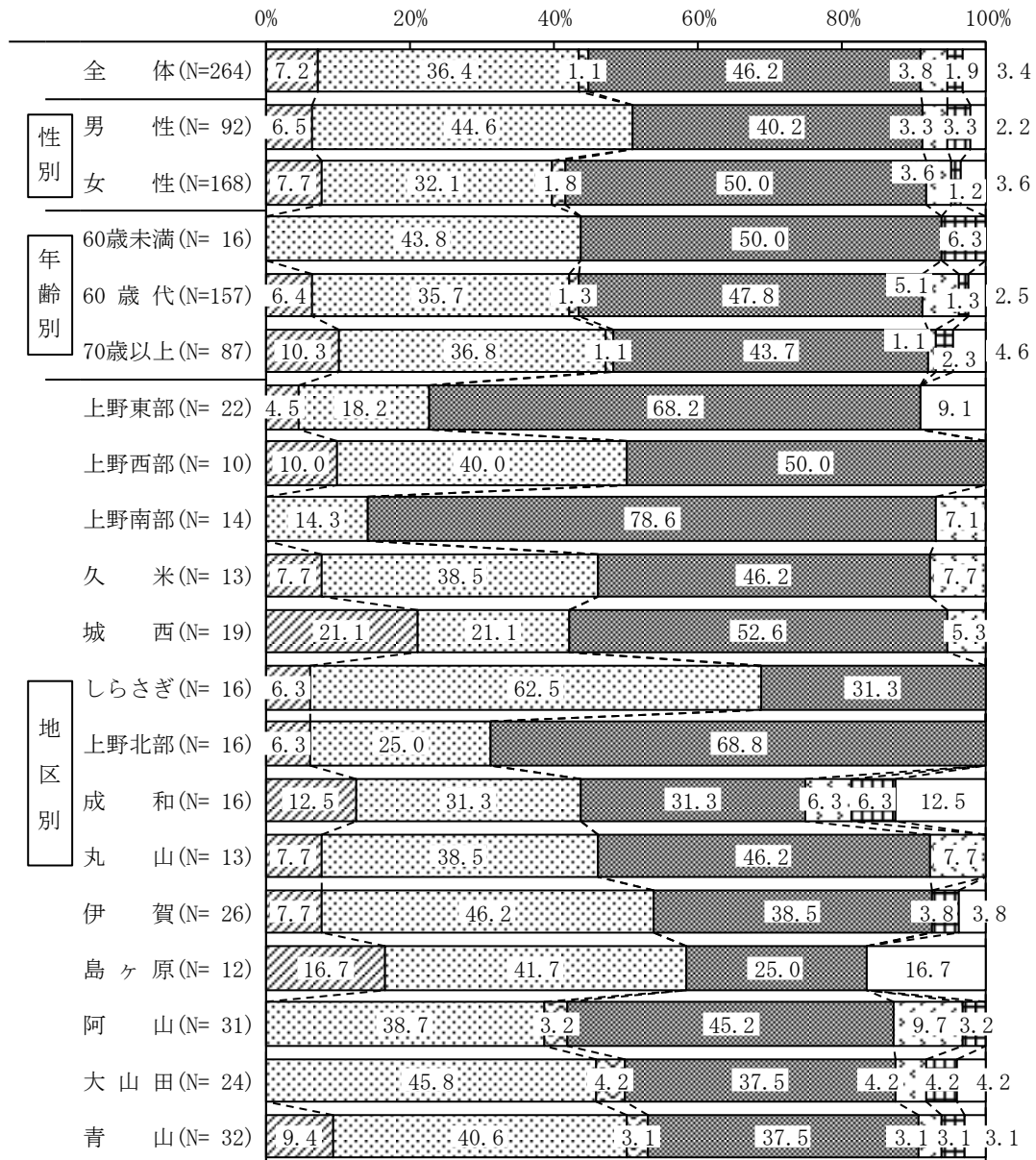
「自力で保証人が確保できず、入院・入所・入居・就労につながらないことが起きています。そのことについて、民生児童委員としてどう思いますか。」という設問に対して、「課題と認識しているが、民生児童委員として関わるのは難しい」が46.2%と最も高く、次いで「相談等を受けたことがないので、実感がわからない」が36.4%となっています。

性別にみると、男性が女性と比べ高いのは「相談等を受けたことがないので、実感がわからない」で12.5ポイント、女性が男性と比べ高いのは「課題と認識しているが、民生児童委員として関わるのは難しい」で9.8ポイントの差があります。

年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「実際に相談を受けたことがあり、身近な課題と感じる」が高くなっています。また、60歳未満の「相談等を受けたことがないので、実感がわからない」が60歳以上と比較して7ポイント以上高いことが特徴として挙げられます。

地区別にみると、城西地区は「実際に相談を受けたことがあり、身近な課題と感じる」、しらさぎ地区では「相談等を受けたことがないので、実感がわからない」、上野南部は「課題と認識しているが、民生児童委員として関わるのは難しい」、阿山地区は「立場上関わらざるを得ない」が他の地区と比べ高くなっています。

図表 1-30 保証人が確保できず困っている人がいることについてどう思うか



- ▨ 実際に相談等を受けたことがあり、身近な課題と感じる
- ▩ 相談等を受けたことがないので、実感がわからない
- ▧ 保証人を確保しやすいので、特に課題とは思っていない
- 課題と認識しているが、民生児童委員として関わるのは難しい
- ▤ 立場上、関わらざるを得ない
- ▦ その他
- 無回答

6 保証に関してあったらいい助け合いについて

〈上野東部〉

- ・行政が考えるべき
- ・市の相談窓口につなぎ支援する
- ・保証と一口に言ってしまうととても荷が重いように感じる。自治会などを通じて地域のネットワークを強めてその方にとって今一番何が必要かを見極めて協力していく必要があると思う。
- ・少子高齢化が加速する中、「保証人」の確保はますます難しくなってきます。保証人専用会社のような団体が必要。(国からの補助も必要) 会員制にして会費も取る
- ・研修を受けたい
- ・命に関わる事は保証人がなくても良いようにしていく。入所、お金の問題は保証人が必要
- ・近隣の見守り強化。一人暮らしの安全(安否)確認しやすい、目印などがあれば。例えば庭先にでも黄色い札をだしてもらおうとか
- ・よく分かりません

〈上野西部〉

- ・相談者の話を聞き、社協や市(担当部門)など関係機関とともに解決策を探す
- ・入院、施設入所の際の保証を公的機関でもらえる
- ・定例会で相談したい。問題を共有したい。時々保証についてのミーティングをするのもよいと思う
- ・特に思い当たらない

〈上野南部〉

- ・「助け合い」無理だと思う
- ・保証人の事は民生委員とかが考える事ではなく行政の決め事を作る方がよいと思う
- ・身寄りあっても世話しない家族が増えているように思う行う事があってもいいのでは
- ・内容によるが行政で
- ・市職員にお願いしたい
- ・市役所や社協が保証人を必要とする人とどこまで関わってくれるのかを知りたい
- ・自治会と共用意識

〈久米〉

- ・身寄りがなくて亡くなった場合、生前にどうしたいか相談する機関があれば良いのでは？
- ・地域内で保証に関し、話し合いを進めるべき。互助組織の確立など

- ・第一に地域自治会が中心となって対応してもらう
- ・施設入所時に必要な保証人がいない時に助け合いとは違うが、保証人受入れ期間を作ってほしい

<城西>

- ・入院が必要になった時の対応が分からない
- ・若くて元気な時から近所の人と親しくしておく
- ・社協さんなどで民生委員の連絡で専門知識につないでもらえるようなシステム作り
- ・身内の人がいなくて救急車に乗りましたが、息子さんが到着するまで長時間かかりました。その間サポートしてくださる人がいればいいのと思います
- ・民生児童委員のような個人ではなく地域、行政などこれから社会問題だと思います
- ・身寄りが無くても供養してもらえることが大事だと思う
- ・担当している地域での助け合いは難しいと感じます。出来る事なら市である基準を決め対応をしていただきたいと思います
- ・親戚の人がいても付き合いがない為保証人になってももらえない
- ・独居の方がもし緊急入院する事になった時、容易に家族に連絡取れない時の対応をしてもらえる機関があったらいいと思います
- ・もしもの場合には、何らかの組織、行政、社協が保証人の代わりとなってもらえればいいのと思う
- ・一人の民生委員が保証人になるのは大変難しいと思います。自治会と力を合わせて多数の方と対応する機関も必要だと思います

<しらさぎ>

- ・健康的な内に終活を進めるシステム作りがあればいい
- ・地域で見守るのであればその地域の役員がその都度相談し、みんなの合意で区長なり、自治会長が保証人になるようにすればいいと思う
- ・身寄りのない方の場合は、行政が社会福祉協議会にて保証する
- ・わからない 2
- ・市の関係機関、または市社協の担当者と相談して考えたい
- ・伊賀では誰か親戚がいるので考えたことがない

<上野北部>

- ・地域で最近問題になっているのが、墓地の管理です。少子化や核家族化によってその管理が出来なくなり、納骨堂に納め地域の世話人がその役割をしてくれています。一人暮らし

や高齢者の大切な事柄となっている。民生委員としても「保証」について自治会との協力と理解を得て行きたい。終活についても地域全体で考えていかななくてはなりません

- ・気軽に相談できる見守りの人数の確保
- ・行政との相談の組織があれば
- ・見守りしている地域で一人暮らしの方が亡くなっても教えてもらえない。半年後に聞く。
(訪問しても留守だった) 一人暮らしの人も区で協力してほしい
- ・区長さんと一度話し合いをしてから、全体の事を一度考える必要がある時代に入ったと思います
- ・今後身寄りのない人は、終活をどのようにしていけばいいのか？
- ・福祉事業として、そういう枠があれば。

<成和>

- ・地区の区長、会長などと相談
- ・一人暮らしの身内の無い方の終活
- ・保証人を求めるような制度を改善し、行政など公的機関が進められる制度を作るべきである
- ・複数人が話し合って相談してもらえたらいいと思う
- ・最期のみとり

<丸山>

- ・行政機関がそれなりの対応をする
- ・特に分からない
- ・私の地域では全くの一人という方はいないし家族の方がみえるので、直接相談は無いです
- ・独居老人で、いつも見守りをしていたがある日から、デイサービスへも行っておらず分からない。身内は薄い親戚がおり区費の件でいろいろ私から頼んでいるのに死んだことをかなり後から聞いた。遠くの息子が近所の人にあいさつに来たらしいのに、(私がいろいろ世話をしているから)市へ聞くと生活保護係へ届けに来たことを知り私を無視されたことに悲しく思う。親戚の人が私に連絡してくれたらと思う。市民館の職員も毎週水曜日に見守り訪問をしているのに連携が一つもない
- ・担当している地域では独居老人であっても親族が離れていてもいる人が多い
- ・最終の供養
- ・子のいない独居老人に対しての終活などについての対処の仕方について社協や他の福祉施設との連携について

- ・相談などを受けたことが無いので、具体的に何が必要か分からない。保証についての理解を深める学習会が必要と思います
- ・あまり関わらなければ、親戚などに関わってほしい。どうしても保証人がいない方には公の方で保証をしてほしい。民生委員としては保証人を行わない方が良い

<伊賀>

- ・難しい問題です。最終的には行政に頼るしかないと思います
- ・市がしたらいいと思う
- ・全く思い浮かびません。保証について地域で助け合う事ができるのか？
- ・今の所、当地区では事案がありませんので特にわかりません
- ・特に担当地区内での保証人に関する課題がありません。自治会役員、行政当局者との話し合いで課題に関わらざるを得ないと思います
- ・市や社協など公的な機関で保証制度を確立できないでしょうか
- ・社会福祉協議会で、任意後見制度と関係させて制度があればいいのでは
- ・どれくらいの範囲で保証に関われるのかが分かりません。勉強をする必要があると思います
- ・区内、幹部で特別会計使用を認める規約を作る。限度枠、範囲、地元定着期間もろもろ。
- ・最近、ご長寿で子供さんがいないか、いても遠方の方が多くなってきて保証に関しては今の法律では合わなくなっている

<島ヶ原>

- ・区単位でボランティア作業1年間計画されています。高齢者が多くなり、出合作業が年々しんどくなっています。助け合いに参加していただく仕組みを考えたい
- ・区長さん自身も民生委員の仕事があまり分かっておられないのもう少し協力してもらえればありがたいと思います
- ・行政との連携がしっかりしており任せられる
- ・例文の事が今気になります
- ・町づくり協議会でそのような困りごとの相談保証をしてもらえるような制度を作るとか保険をかけるなどしてはどうか？
- ・保証について、相談等がしやすい間柄になる地域づくり

<阿山>

- ・自分たちは現在1人暮らしをされていても親族がどこに住んで居るのか把握しているのでこれに関する話し合いなどはしていません。あと数年後に皆が考える事が必要になると思っています。その時は市として決めていってほしいと思います
- ・前に老人ホームでお葬式がありました。そこで介護職員皆で供養しました。
- ・自分の地区にも高齢者世帯が多い中、いざ入院や福祉、介護サービスを受ける時身内の方が積極的に動き相談に乗ってくれる信頼できる方がいるか。民生委員として普段から見守りや相談相手として信頼されるように働きかけていきたい。また、定期的な訪問をし、生活状態を把握していきたいと思います
- ・わからない
- ・何らかの公的なシステムが必要と思います
- ・相互の連絡が窓になるような工夫が必要
- ・私達の地域はまだまだないです。一番は頼みにくい。が現状だと思います。
- ・様々な理由で保証人を頼めない人に対して行政が早急に対策をとる必要がある。身寄りのない人が相談しやすい窓口を作る
- ・子どももなく、後継者もなく家、田、山などどのように手放していけばいいのか悩むところ
- ・行政、社協との連結
- ・保証人の必要な事例及び問題や課題となった事例とその対応策（事例）などを知りたい。どのような助け合いが必要とされているのかがよくわからない。

<大山田>

- ・民生委員だけの保証人ではなく地域全体で見なければ
- ・1人暮らしの人はいますが、身寄りが無い人はいないので実感がわからない
- ・現在地域では一人暮らしの方は皆、身寄りがあるので安心ですが1か月に1回以上顔を見に行き話をするように心掛けています
- ・身寄りがなくても入院などで保証人記入を外してほしい。金銭に関わる保証の場合は公共機関が相談に乗ってほしい
- ・保証を頼める親族がいない理由から保証人が立てられず、サービスを受けられない事がある。よって公的保証機能の充実を求める
- ・近親関係者で処理するのがベスト。なぜなら民生児童委員は相談や仲介だけであるから。出ないとなり手がますますいなくなる
- ・身近にいないのでわからない

- ・身寄りのない、または入院入所の手続き、葬儀の支援などをしてもらえる仕組みがあれば良いと思います

〈青山〉

- ・一人暮らしの方など助け合えればと思います
- ・終活時、社協で対応する体制を整え民生委員などの依頼で対応する
- ・今の所、担当地区でも必要が無かったが、将来直面する前に勉強会に参加したいと思いますのでぜひ検討してください
- ・自治会が考えることが多くあるが高齢者、独居老人のことは民生委員、地域のサロンは自治会の考えが強い。個人とも普段から近所とのコミュニケーションをとるように
- ・地域、地区どのような取り組みで進めていくか知りたい。地域での相談や話し合い。無いようにもよるとは思います。
- ・身近にお金が無くてもお寺の参道をお掃除したり、いつでも体を動かしていた方は急に亡くなられても心のこもった供養をしてもらえたらと思います
- ・親子、親戚の人と仲良くしていく事が大事なので普段の見回りの中でその大切さを常に話していくようにする
- ・身寄りのない1人暮らしの人が安心して最後まで生活できる社会や地域になれば
- ・あまりにも個人情報厳しくしすぎて困っている人の情報を正確に分かり合えないので関わりにくい
- ・団体保険や地域の保険のようなものを地域でかけておいて助け合い、いざという時に使えるようにしておく必要があると思います
- ・民生委員そのものが高齢化になっている現状で保証に関する問題は大変重いものがあります。一人暮らしの方もそうですが、高齢者のみで生活されているご家庭が増えているのも現実です。買い物、病院通院など福祉タクシーなどの利用をもっと簡単にできるようになれば助かる人も多いのではと考えます。答えになっていないかもしれませんが。
- ・一人暮らしでも楽しく過ごせる環境
- ・お願いされたら受けてはあげたいと思う。でも自分自身に全部責任が持てるかとなるとそうでもない。難しい。
- ・本当に必要な時は、公的機関で保証してほしい
- ・保証（お金の）はしない。軽微なものは民生委員が協力したほうが良い

- ・担当で生活保護の方には市への連絡をして、一人暮らしや高齢者世帯では離れている子供さんがいるのでそちらに相談をするつもりですが今の所身寄りが無い方はいないので楽観的に考えている。最悪の場合は公的機関に相談をしようと思っている

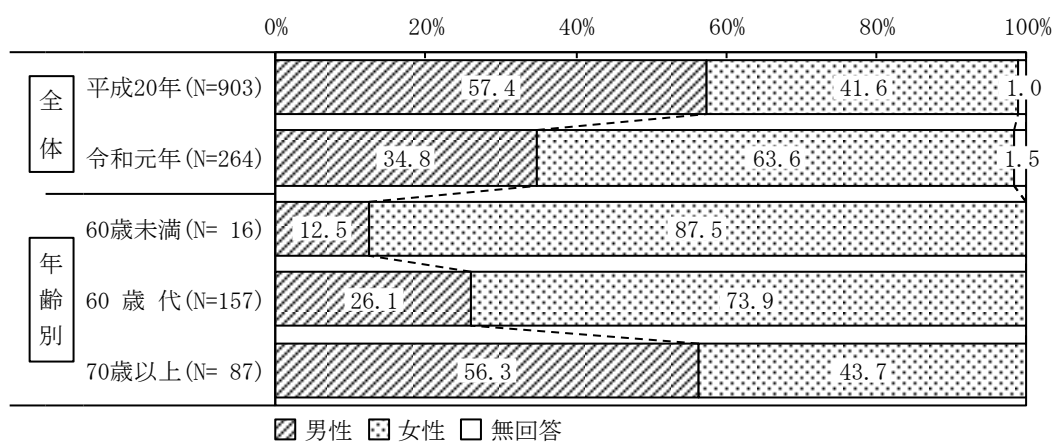
7 基本属性

(1) 性別・年齢別

回答者の性別は男性が34.8%、女性が63.6%となっています。女性は男性よりも28.8ポイント高くなっています。年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて男性が高く、女性が低くなっています。(図1-31)

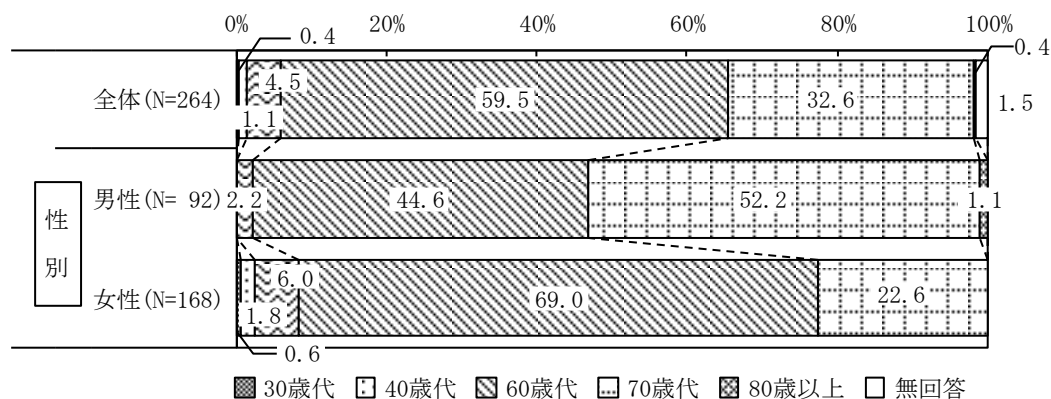
回答者の年齢は60歳代が59.5%と最も高く、過半数を占めています。次いで70歳代が32.6%となっており、両者で90%以上となっています。性別にみると、男性は70歳代、女性は60歳代が高くなっています。(図1-32)

図表1-31 性別



(注) 「その他」の選択肢については該当がなかった。

図表1-32 年齢別

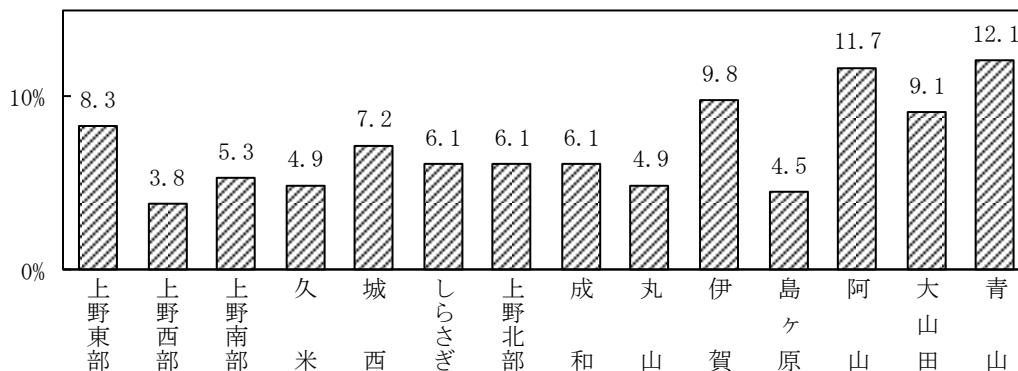


(2) 所属している民生児童委員協議会

所属している民生児童委員協議会は「青山地区」が最も高く12.1%、次いで「阿山地区」が11.7%、「伊賀地区」が9.8%の順となっています。

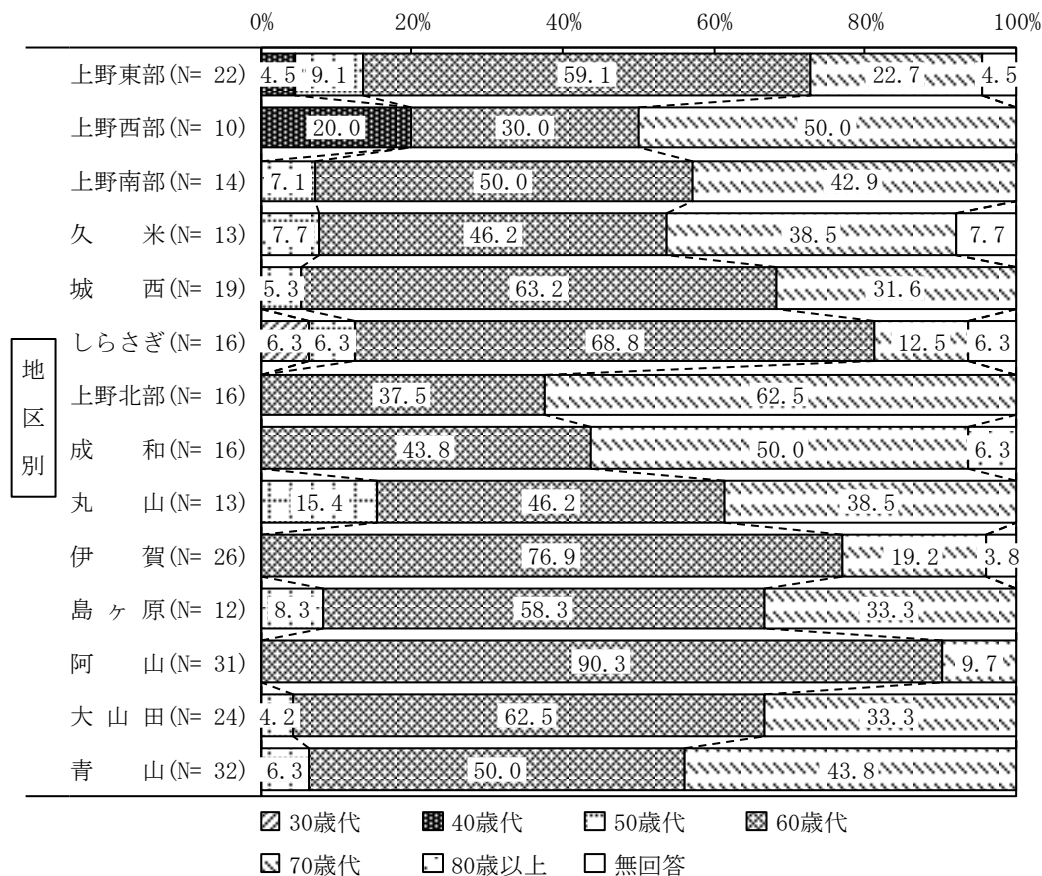
図表 1-33 所属している民生児童委員協議会

N=264



年齢別にみると、60歳代、70歳代、80歳代を合わせた<60歳以上>が全ての地区で80%を超えています。40歳代は上野東部地区の4.5%、上野西部地区の20.0%のみとなっています。阿山地区では60歳代が他の地区と比べ多い90.3%となっていることも特徴として挙げられます。

図表 1-34 所属している民生児童委員協議会 (年齢別)



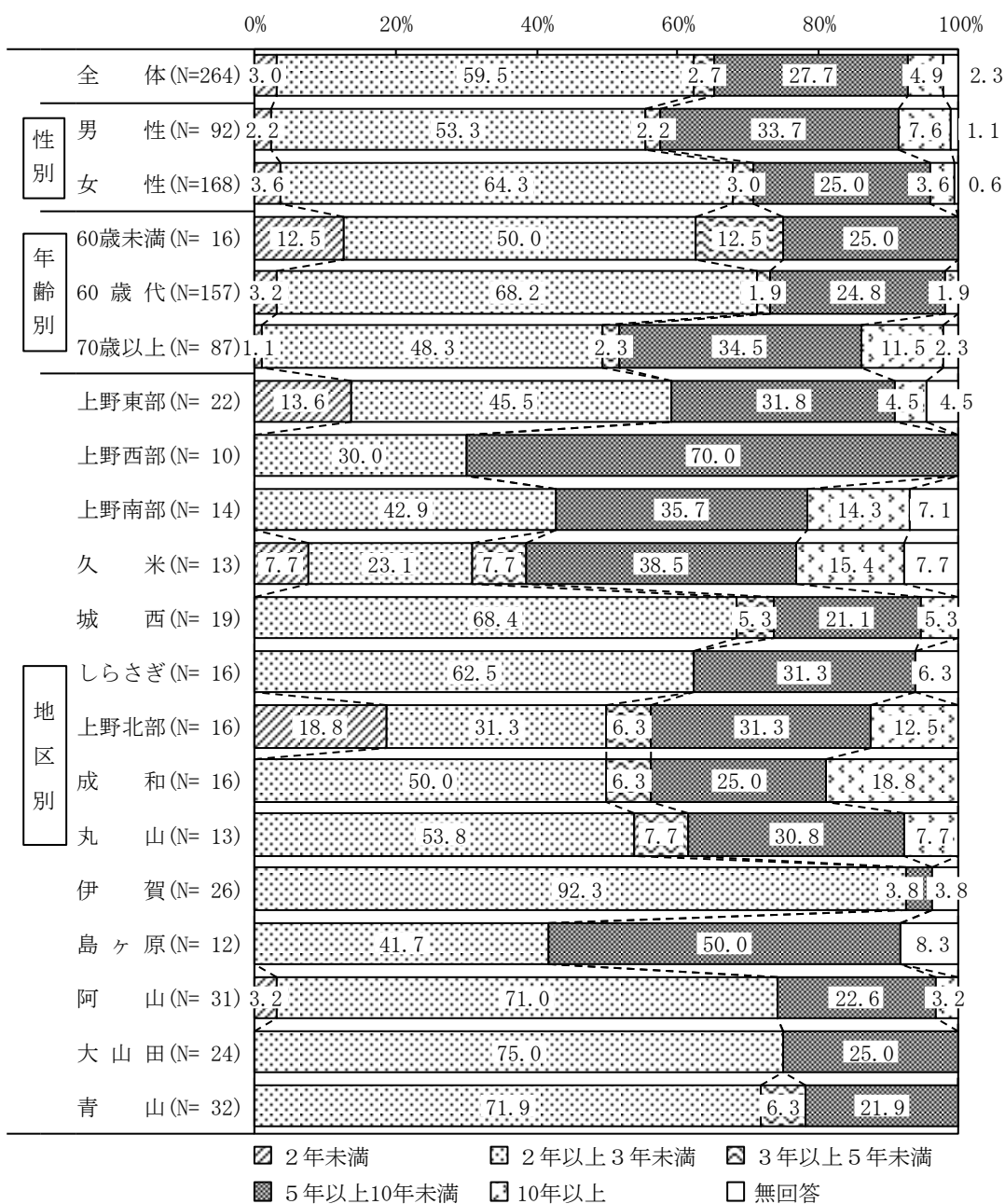
(3) 平成31年4月1日現在での民生児童委員の経験年数

民生児童委員の経験年数は、「2年以上3年未満」が最も高い59.5%となっており、過半数を占めています。次いで「5年以上、10年未満」が27.7%となっています。

性別にみると、男性は「5年以上、10年未満」、女性は「2年以上3年未満」が高くなっています。

地区別にみると、上野北部地区は「2年未満」、伊賀地区は「2年以上3年未満」、上野西部は「5年以上10年未満」、成和地区は「10年以上」が高くなっています。

図表1-35 平成31年4月1日現在での民生児童委員の経験年数



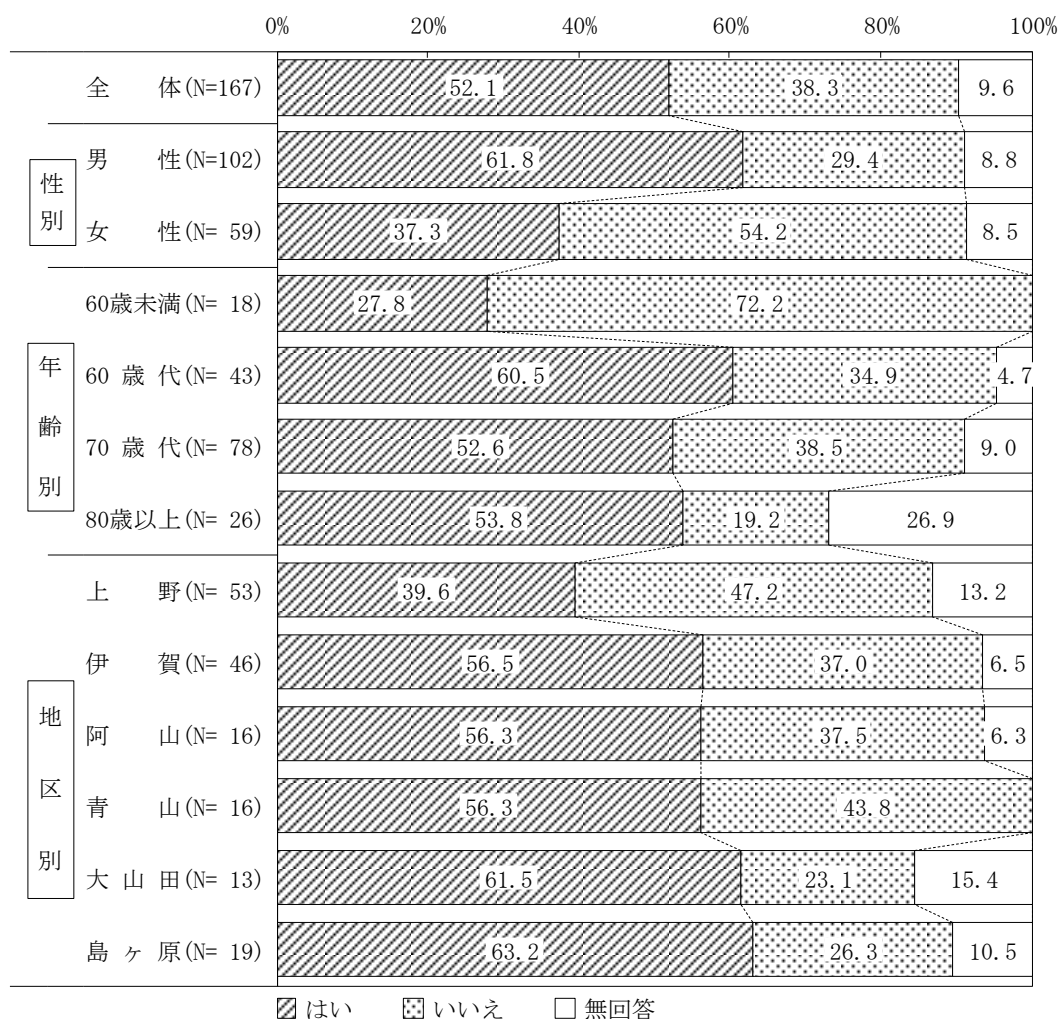
第2章 調査票B（当事者）

1 保証人を頼まれた経験

(1) 「保証人」を頼まれたこと、相談されたことがあるか

当事者に保証人を頼まれた、相談されたことがあるかたずねたところ、「はい」が全体で52.1%、「いいえ」は38.3%となっています。性別にみると、女性と比べ男性は「はい」が高くなっており、24.5ポイントの差があります。地区別にみると、「はい」の人の割合は、島ヶ原地区が63.2%と最も高く、次いで大山田地区の61.5%となっています。

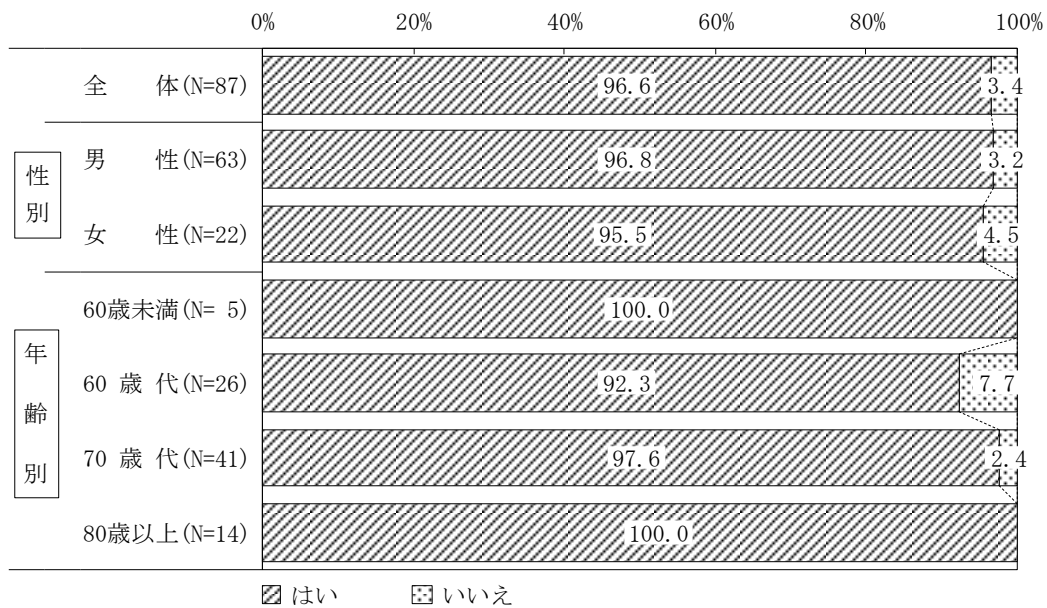
図表2-1 「保証人」を頼まれたこと、相談されたことがあるか



(2) 「保証人」を引き受けたことがあるか

保証人を頼まれた、相談されたことがある人に、保証人を引き受けたことがあるかたずねたところ、「はい」が96.6%、「いいえ」が3.4%となっています。性別にみると、女性と比べ男性の「ある」がやや高くなっていますが、男女で大きな差はありません。年齢別にみると、60歳未満、80歳以上では「ある」が100%となっており、最も低い60歳代（92.3%）とは7.7ポイントの差があります。

図表 2-2 「保証人」を引き受けたことがあるか



(3) 誰の保証人になったか

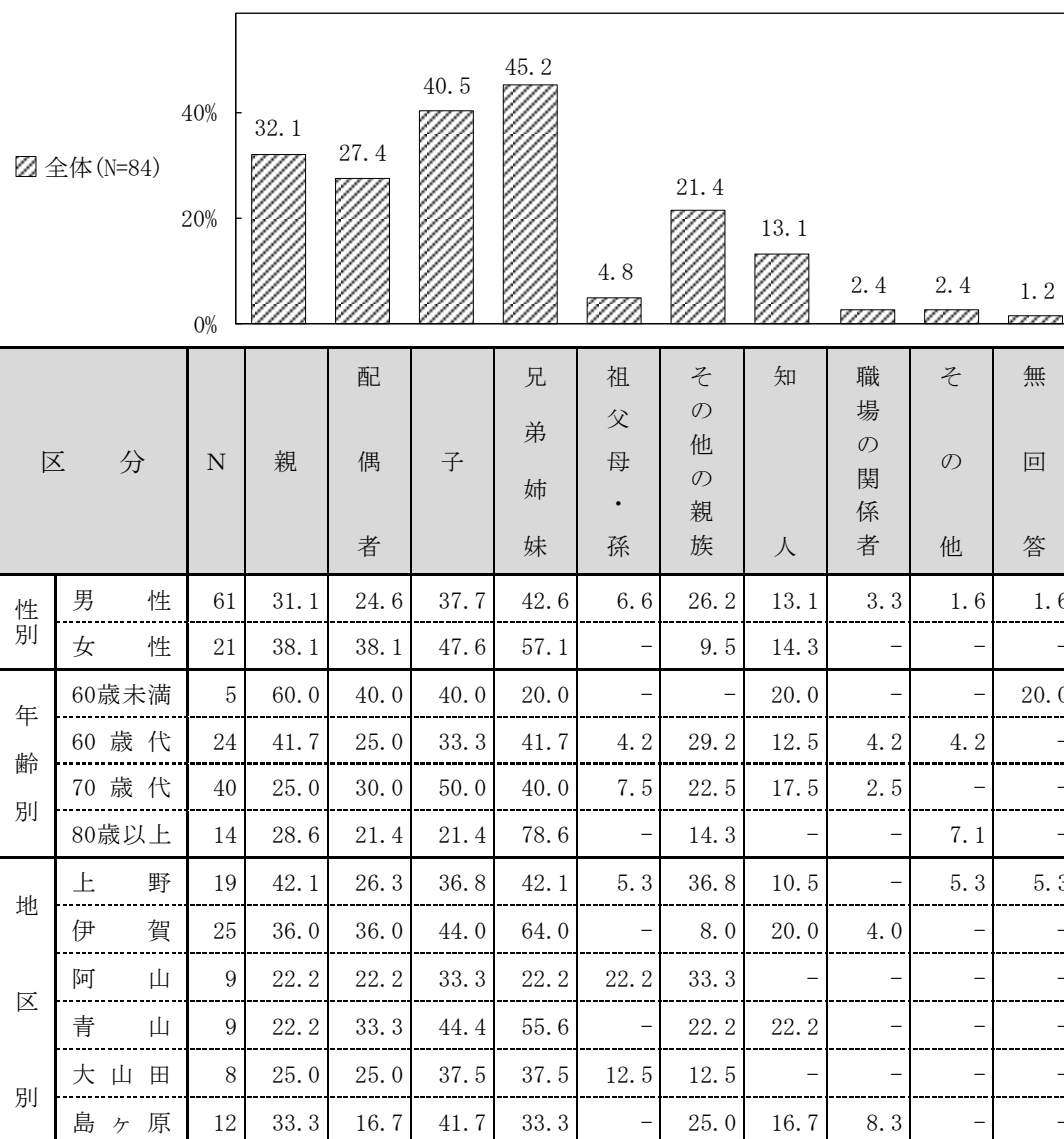
当事者に誰の保証人になったのかをたずねたところ、「兄弟姉妹」が最も高く45.2%、次いで「子」(40.5%)、「親」(32.1%)、「配偶者」(27.4%)の順となっており、親族の占める割合が高くなっています。

性別にみると、10ポイント以上の差があるのは、女性と比べ男性が高いのは「その他の親戚」、男性と比べ女性が高い「配偶者」「子」「兄弟姉妹」です。

年齢別にみると、80歳以上の「兄弟姉妹」が78.6%と他の年代と比べ高くなっています。

図表2-3 誰の保証人になったか(複数回答)

単位：Nは人、他は%



(注) 「学校の関係者」の選択肢については該当がなかった。

(4) 保証人になった内容

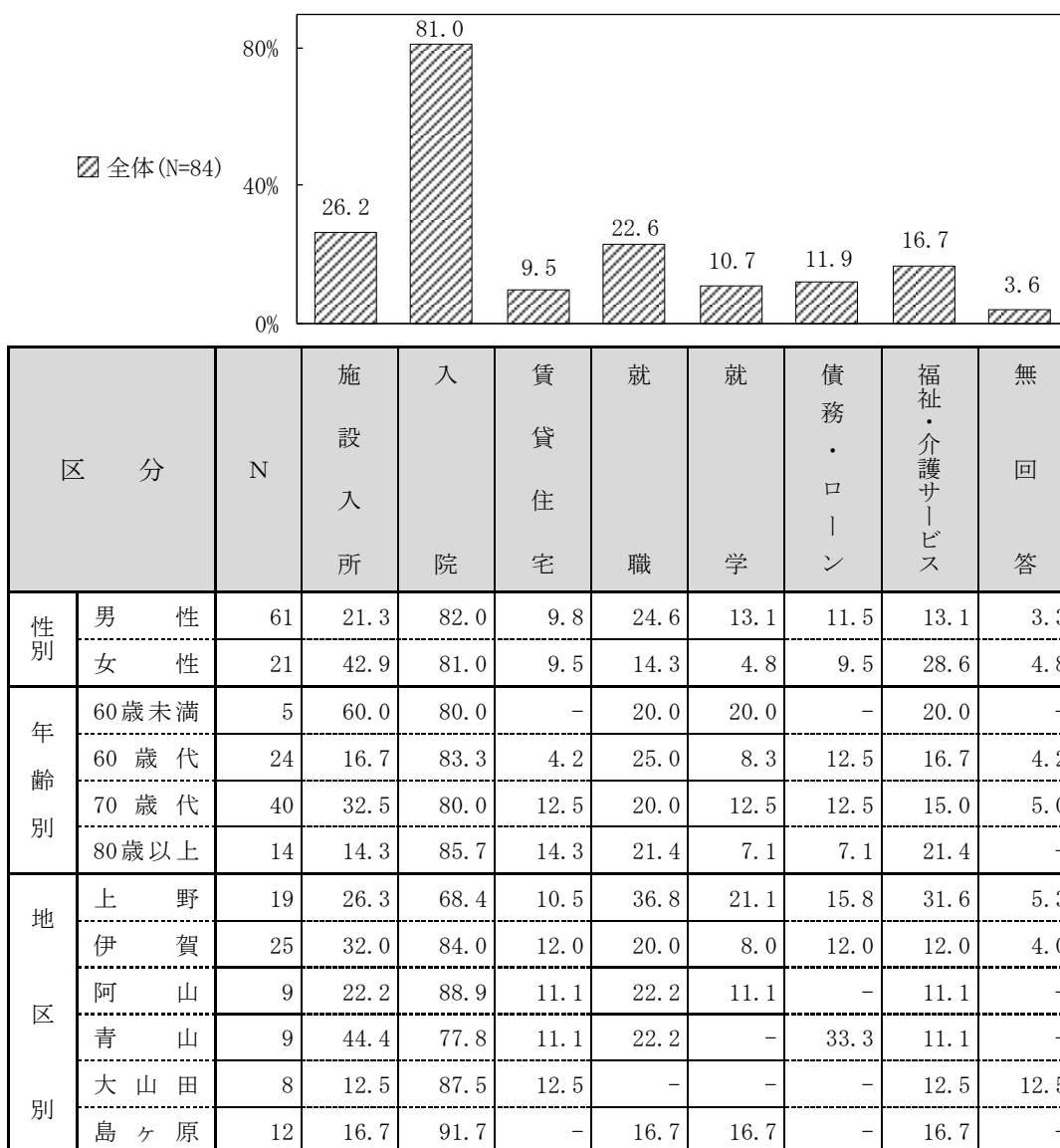
当事者に何の保証人になったのかたずねたところ、「入院」が81.0%と最も高く、次いで「施設入所」(26.2%)、「就職」(22.6%)、「福祉・介護サービス」(16.7%)の順となっています。

性別にみると、女性と比べ男性が高いのは「就職」「就学」でそれぞれ10ポイント前後、男性と比べ女性が高いのは「施設入所」「福祉・介護サービス」でそれぞれ10ポイント以上の差があります。

年齢別にみると、60歳未満の「施設入所」が他の年代と比べ高く、80歳以上とは40ポイント以上の差があります。また、加齢に伴い「賃貸住宅」の割合が高くなる傾向にあります。

図表2-4 保証人になった内容(複数回答)

単位：Nは人、他は%



(5) 保証人を引き受けた理由、断った理由

図表 2-5 保証人を引き受けた理由、断った理由

○引き受けた理由

<p><上野></p> <ul style="list-style-type: none"> ・妻の親族だから ・弟だから ・私は無職なので主人に頼みました ・身内で適当な人がいなかったから。6人兄弟姉妹の2番目だったので、困った時はお互い様だから助け合う気持ちで。 ・身近な人だから、当たり前との認識です。信頼できる人だから。 ・特に断る理由がなかったから ・良好な人間関係 ・信頼関係 2 ・同居家族以外の保証人が必要で3親等内の中で一番近くに住んでいた為引き受けた ・相談された事ありません ・入院で保証人が必要と言われたから ・あなたに迷惑はかけません ・他に誰もいなくて必要な為 ・手続きを進める為に引き受けた ・血縁関係でなお悪質な条件の保証人ではないから <p><伊賀></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の身内だから。 3 ・形だけの保証。迷惑はかけないとの事で。 ・ぜひとも必要だった ・依頼人が、親兄妹だったので 2 ・困っている人を見て ・親しく交友している方なので 2 ・自分自身、家のローンなどでお世話になったことがあるから ・頼まれ、断る理由が無かったから ・主に入院で保証人になりましたが、一度もトラブルがなかった ・子の就学、親の入院、妻の入院 ・親戚であり、信用出来るから ・義姉の娘さんの為引き受けた ・入院や施設入所に関する保証人を書いてほしいと頼まれたから <p><阿山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証人が2人必要との事で ・家族なので当然 	<ul style="list-style-type: none"> ・身内なら引き受けるのは当たり前。他人の債務ローンは出来ない。 ・親戚に頼まれたので断りにくかった ・いつもお世話になっている人である ・他に引き受けるものがない <p><青山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身内だったから 2 ・配偶者の親だから ・今までありません。今後あれば子どもに頼みます ・入院や入所の為、必要と認めたから ・引き受けなければならないから ・私が女性なので、私が保証人を頼まれる事はありませんでしたが、夫が身内の保証人引き受けた事があります。債務ローンなどは引き受けません。 ・債務返済が滞り、自分の身に降りかかるところだった <p><大山田></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手術の後遺症の回復を願って ・仕方がない ・よく知っている親戚だから <p><島ヶ原></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な親戚の為 ・親族だから 3 ・親戚などで債務ローン、お金以外であったので引き受けた ・依頼者の将来も考えて ・友人で親戚がいなくて独身だから入院なら引き受けた ・特別悪い事にならないかと思い自分もまたいつお世話になるかと思いお互い様と思い引き受けた ・当然 ・自分が引き受けるのが適切だと思ったから <p><不明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の子どもだから ・町内の役員をしているため、仕方なく引き受けた。
---	---

○断った理由

<p><上野></p> <ul style="list-style-type: none">・血縁の為、支払いが起きる為・人間関係を損ねる事態に至る事が生じる。金銭に絡む保証は保証人の人生に大変な負債を背負う事になりかねない・自分自身、最後まで責任が取れないと思ったから・保証人になって損失を被った人の話を聞いた事があるので保証人になるのが怖い為・リスクが高く、血縁以外の方には気軽に引き受ける考えがない	<p><伊賀></p> <ul style="list-style-type: none">・年齢的に保証人に適さない為・相手様を簡単に信用できない・後日のトラブルにあった場合に困る
--	---

○引き受けたことがない

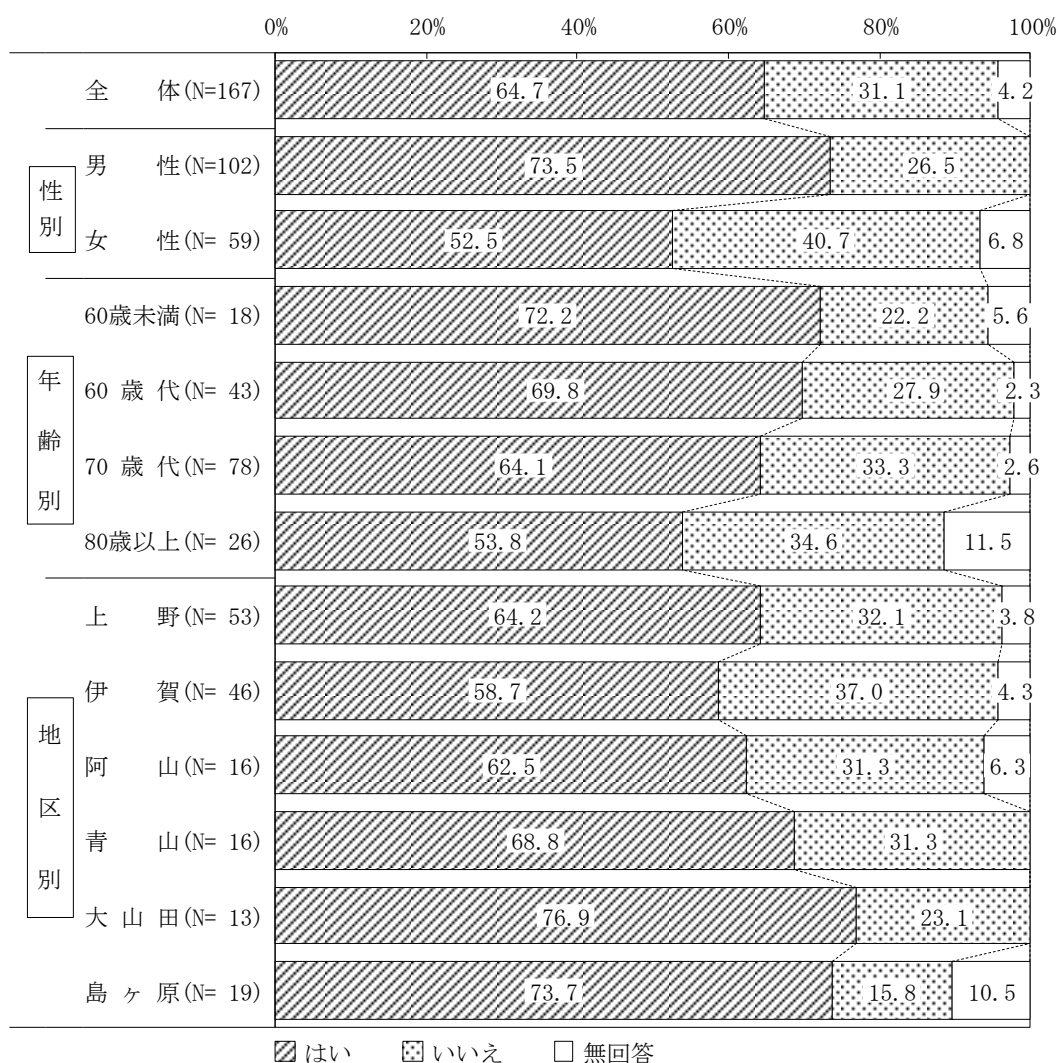
<p><上野></p> <ul style="list-style-type: none">・もし頼まれる事があつたら内容や相手にもよるが引き受ける
--

2 保証人を頼まれた場合について

(1) 頼まれた場合、保証人を引き受けるか

当事者に保証人になって欲しいと頼まれた場合、引き受けるかたずねたところ、「はい」が64.7%、「いいえ」が31.1%となりました。性別にみると、男性は女性と比べ「はい」が21ポイント高くなっています。年齢別にみると、加齢に伴い「はい」の割合が低くなっています。地区別にみると、「はい」は大山田地区が最も高く76.9%、伊賀地区が最も低く58.7%となっており、その差は18.2ポイントです。

図表 2-6 頼まれた場合、保証人を引き受けるか



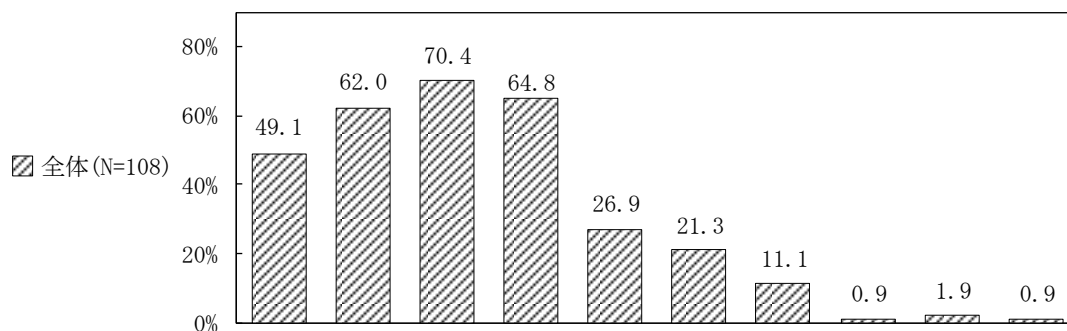
(2) 頼まれた場合、誰の保証人なら引き受けるか

頼まれた場合、誰の保証人なら引き受けるかたずねたところ、「子」が70.4%と最も高く、次いで「兄弟姉妹」(64.8%)、「配偶者」(62.0%)の順となっています。

性別により大きな差があるのは、女性に比べ男性が高い「その他の親族」で20ポイント以上の差があります。年齢別にみると、加齢に伴い「親」は低くなっています。地区別にみると、伊賀地区は「配偶者」、大山田地区は「子」「兄弟姉妹」、他の地区は「子」が最も高くなっています。

図表2-10 頼まれた場合、誰の保証人なら引き受けるか(複数回答)

単位：Nは人、他は%



区分		N	親	配偶者	子	兄弟姉妹	祖父母・孫	その他の親族	知人	職場の関係者	その他	無回答
性別	男性	75	49.3	61.3	69.3	64.0	28.0	28.0	10.7	-	1.3	1.3
	女性	31	48.4	64.5	74.2	67.7	22.6	6.5	9.7	3.2	-	-
年齢別	60歳未満	13	61.5	76.9	61.5	69.2	30.8	7.7	15.4	7.7	-	-
	60歳代	30	60.0	60.0	76.7	60.0	26.7	26.7	10.0	-	-	-
	70歳代	50	44.0	56.0	70.0	60.0	20.0	22.0	10.0	-	2.0	2.0
	80歳以上	14	28.6	71.4	64.3	85.7	42.9	21.4	14.3	-	7.1	-
地区別	上野	34	52.9	70.6	79.4	70.6	32.4	32.4	14.7	2.9	-	-
	伊賀	27	55.6	66.7	55.6	59.3	29.6	22.2	14.8	-	3.7	-
	阿山	10	60.0	60.0	70.0	60.0	20.0	20.0	-	-	-	-
	青山	11	27.3	54.5	90.9	72.7	9.1	18.2	9.1	-	-	-
	大山田	10	40.0	30.0	50.0	50.0	10.0	-	-	-	-	10.0
	島ヶ原	14	42.9	64.3	78.6	71.4	35.7	14.3	7.1	-	-	-

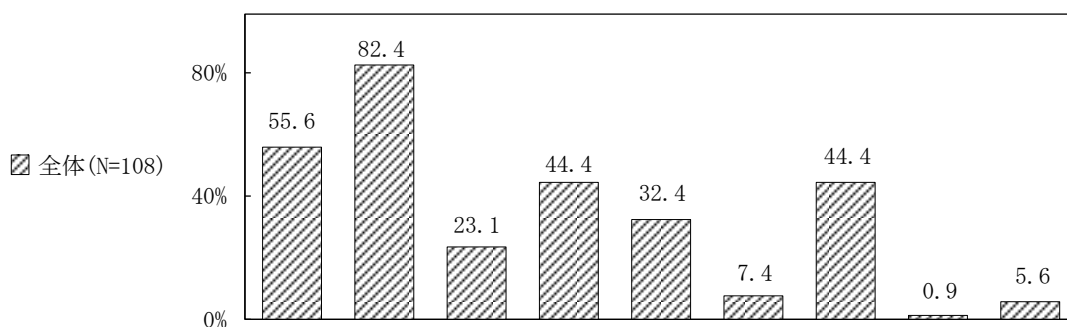
(注) 「学校の関係者」の選択肢については該当がなかった。

(3) 頼まれた場合、保証人を引き受けてもいい内容

頼まれた場合、どのような内容なら引き受けようと思うかたずねたところ、「入院」が82.4%と最も高く、次いで「施設入所・入居」(55.6%)、「福祉・介護サービス」および「就職」(44.4%)の順となっています。

性別により大きな差があるのは、女性に比べ男性が高い「入院」「就職」、男性に比べ女性が高い「施設入所・入居」「福祉・介護サービス」などです。年齢別にみると、加齢に伴い「施設入所・入居」の割合が低くなっています。地区別にみると、青山地区は「施設入所・入居」、その他の地区では「入院」が最も高くなっています。

図表2-11 頼まれた場合、保証人を引き受けてもいい内容（複数回答） 単位：Nは人、他は%



区分		N	施設入所・入居	入院	賃貸住宅	就職	就学	借入金・ローン	福祉・介護サービス	その他	無回答
性別	男性	75	53.3	85.3	24.0	48.0	30.7	9.3	42.7	1.3	6.7
	女性	31	61.3	74.2	22.6	35.5	35.5	-	48.4	-	3.2
年齢別	60歳未満	13	69.2	92.3	30.8	53.8	30.8	-	69.2	-	-
	60歳代	30	63.3	76.7	16.7	46.7	43.3	6.7	33.3	-	13.3
	70歳代	50	54.0	80.0	28.0	38.0	26.0	10.0	48.0	2.0	4.0
	80歳以上	14	28.6	92.9	14.3	50.0	28.6	-	28.6	-	-
地区別	上野	34	58.8	94.1	32.4	61.8	44.1	-	50.0	-	5.9
	伊賀	27	51.9	74.1	18.5	29.6	22.2	7.4	40.7	3.7	3.7
	阿山	10	60.0	100.0	30.0	50.0	30.0	10.0	50.0	-	-
	青山	11	72.7	45.5	27.3	27.3	18.2	27.3	45.5	-	9.1
	大山田	10	30.0	70.0	20.0	30.0	30.0	10.0	40.0	-	10.0
島ヶ原	14	57.1	92.9	7.1	50.0	35.7	-	35.7	-	7.1	

(4) 保証人を引き受けざるを得ない人がいるか

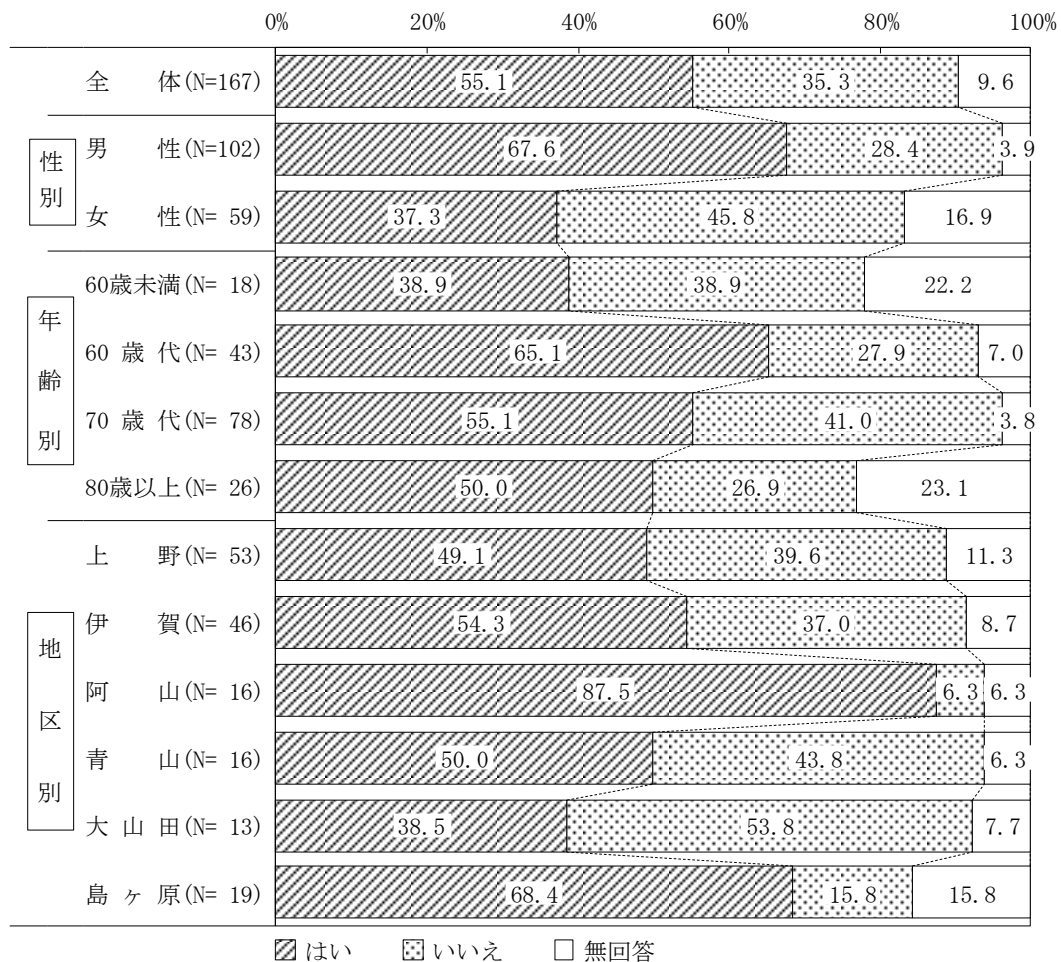
「保証人を引き受けざるを得ない人はいますか」という設問に対しては「はい」が55.1%、「いいえ」が35.3%です。

性別にみると、男性は女性と比べ「はい」と回答した人が30ポイント以上高くなっています。

年齢別にみると、60歳代の「はい」が65.1%となっており、他の年代と比べ高くなっています。特に、60歳未満とは25ポイント以上の差があります。

地区別にみると、「はい」の割合は阿山地区が最も高く87.5%、次いで島ヶ原地区が68.4%となっています。

図表 2-12 保証人を引き受けざるを得ない人がいるか



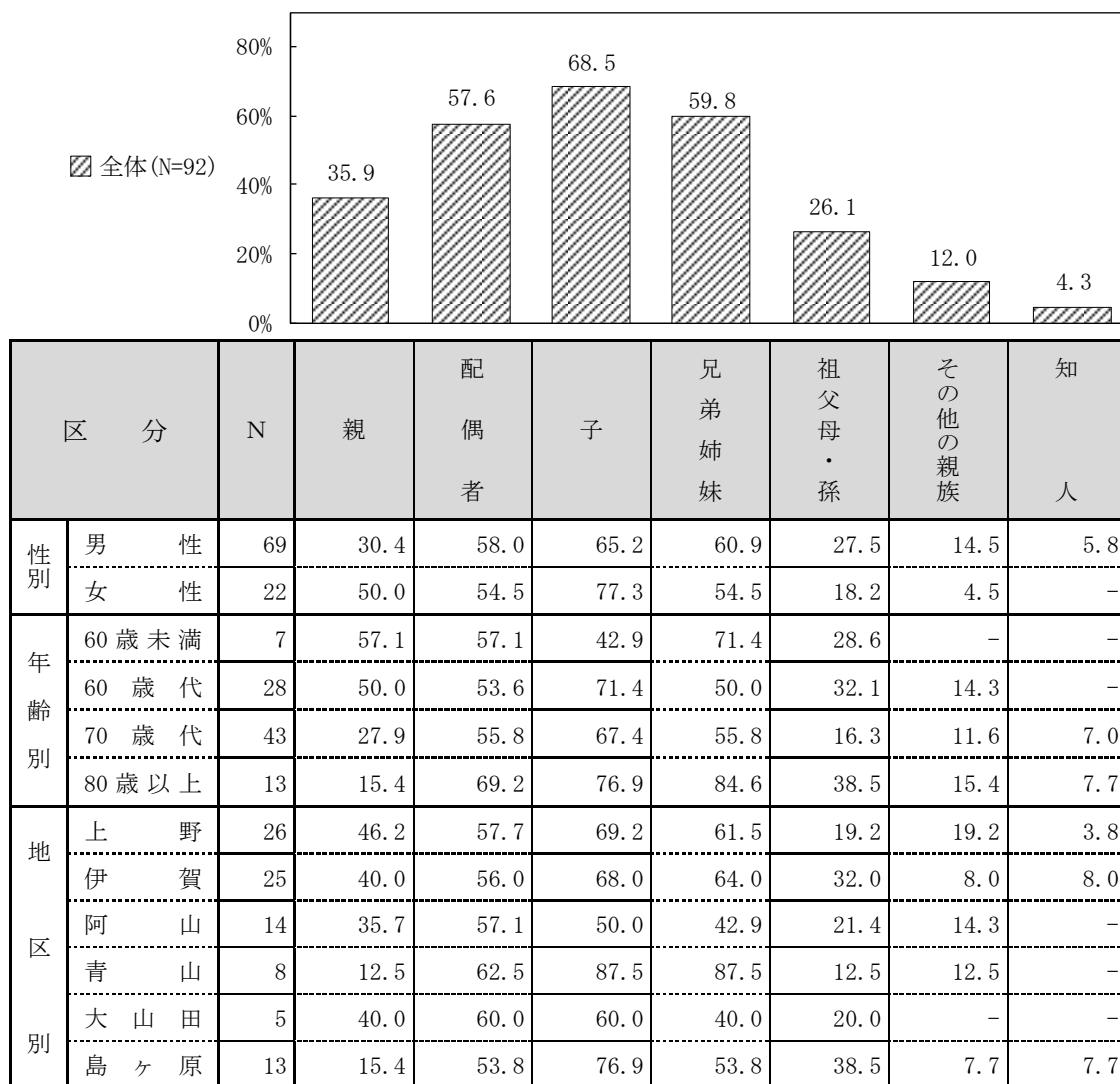
(5) 保証人を引き受けざるを得ない人は誰か

保証人を引き受けざるを得ない人は誰かたずねたところ、「子」が68.5%と最も高く、次いで「兄弟姉妹」(59.8%)、「配偶者」(57.6%)となっています。

性別により大きな差があるのは、女性に比べ男性が高い「その他の親戚」、男性に比べ女性が高い「親」でそれぞれ10ポイント以上の差があります。年齢別にみると、加齢に伴い「親」が低く、「兄弟姉妹」が高くなる傾向にあります。また、80歳以上の「兄弟姉妹」は他の年代と比較して高くなっていることも特徴として挙げられます。地区別にみると、阿山地区では「配偶者」、「子」兄弟姉妹、大山田地区では「配偶者」「子」、その他の地区では「子」が最も高くなっています。

図表 2-13 保証人を引き受けざるを得ない人は誰か (複数回答)

単位：Nは人、他は%



(注) 「職場の関係者」「学校の関係者」「その他」の選択肢については該当がなかった。

(6) 保証人を引き受けようと思う内容

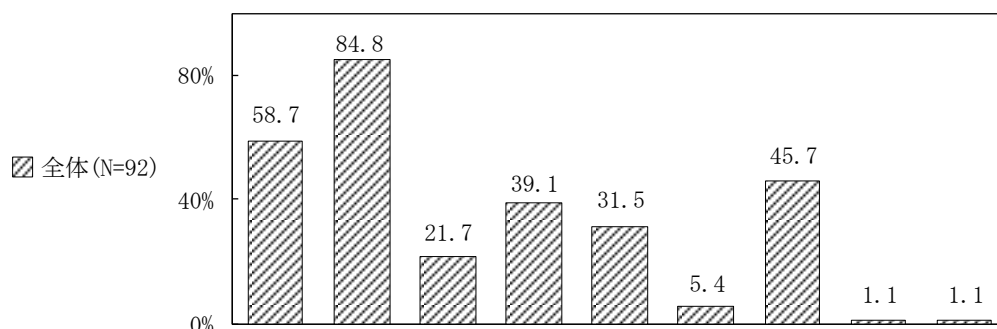
保証人を引き受けようと思う内容をたずねたところ、「入院」が最も高く84.8%、次いで「施設入所・入居」(58.7%)、「福祉・介護サービス」(45.7%)の順となっています。

性別に大きな差があるのは、女性に比べ男性が高い「就職」「就学」、男性に比べ女性が高い「施設入所・入居」「福祉・介護サービス」などです。

年齢別にみると、加齢に伴い、「施設入所・入居」「賃貸住宅」は低くなっています。

図表2-14 保証人を引き受けようと思う内容（複数回答）

単位：Nは人、他は%



区分		N	施設入所・入居	入院	賃貸住宅	就職	就学	債務・ローン	福祉・介護サービス	その他	無回答
性別	男性	69	53.6	85.5	20.3	40.6	33.3	5.8	42.0	1.4	1.4
	女性	22	72.7	81.8	22.7	31.8	22.7	-	59.1	-	-
年齢別	60歳未満	7	85.7	100.0	28.6	42.9	14.3	-	71.4	-	-
	60歳代	28	67.9	85.7	25.0	42.9	35.7	3.6	42.9	-	-
	70歳代	43	58.1	81.4	18.6	30.2	25.6	7.0	48.8	-	2.3
	80歳以上	13	23.1	84.6	15.4	53.8	46.2	-	30.8	7.7	-
地区別	上野	26	57.7	88.5	23.1	53.8	38.5	-	61.5	3.8	-
	伊賀	25	56.0	84.0	24.0	36.0	36.0	4.0	44.0	-	4.0
	阿山	14	64.3	71.4	14.3	28.6	21.4	7.1	42.9	-	-
	青山	8	75.0	87.5	25.0	37.5	25.0	12.5	50.0	-	-
	大山田	5	40.0	60.0	20.0	20.0	20.0	20.0	40.0	-	-
	島ヶ原	13	53.8	100.0	15.4	30.8	23.1	-	23.1	-	-

図表 2-15 頼まれた場合、保証人を引き受けない理由

<p><上野></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今現在、頼まれる事はない。今後はあると思う。 ・保証人を安易になる人が少ないと思う ・お金にまつわる保証は一生しこりが残るから ・信頼関係 ・そのような対象者がいないから ・受ける自分も年齢的に高く、保証人になれる資質もないです ・年齢的に保証人は無理 ・他に保証人に的確な人がいると思うから ・子は現在独立している。親はすでに死亡している。 ・子どもがいるが後見人がついてくれている為 ・あかんから ・保証人は引き受けたくないから ・家族は責任を持って対応してくれるが、他人は信用できない ・親の場合、兄や姉が近くにいる為、兄姉にも配偶者がいる為。何より保証人について詳しくなく、保証人という借金で肩代わりさせられるというイメージが強いです。お金に限らず保証人になるという事はそれだけ自身も他の責任を負える余力が必要に感じます。そこまでの力が自分にはありません。 <p><伊賀></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢の為、逆に迷惑をかけるのではないかと ・高齢の為、保証人として適さない ・家族がいるから ・子どもの安定した就職の為 ・保証人になった事で悪かった事しか耳に入っていないため 	<ul style="list-style-type: none"> ・責任を感じる ・現在は入院とかの人はいないので ・現在必要としている人がいないから ・私は現在82歳ですが今の元気なら「はい」に○を付けた ・問題が発生しないため ・現状いない ・高齢女性なので保証人を引き受けても何も出来ない <p><阿山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・嫌だから <p><青山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・力不足だからです ・賠償責任を求められる可能性があるから。わずらわしい。 ・高齢の為出来ません ・今の所配偶者は元気です ・極力、親の教えもあり保証人にはならない事としています。金銭的な事が絡むとそれまでの関係も壊れてしまうので、相手にもよりますが内容などしっかり見て納得出来たら保証人を引き受けるかもしれませんが ・血族以外は受けたくない ・そこまで責任を持てるほどの立場にいない為 <p><大山田></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今の所いない <p><島ヶ原></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分からない。その時考えます ・現在、施設入所、就職他で該当する方がいないから ・年金生活でそのような力はありません
--	---

3 保証人を頼んだ経験について

(1) 保証人を頼んだこと、相談したことがあるか

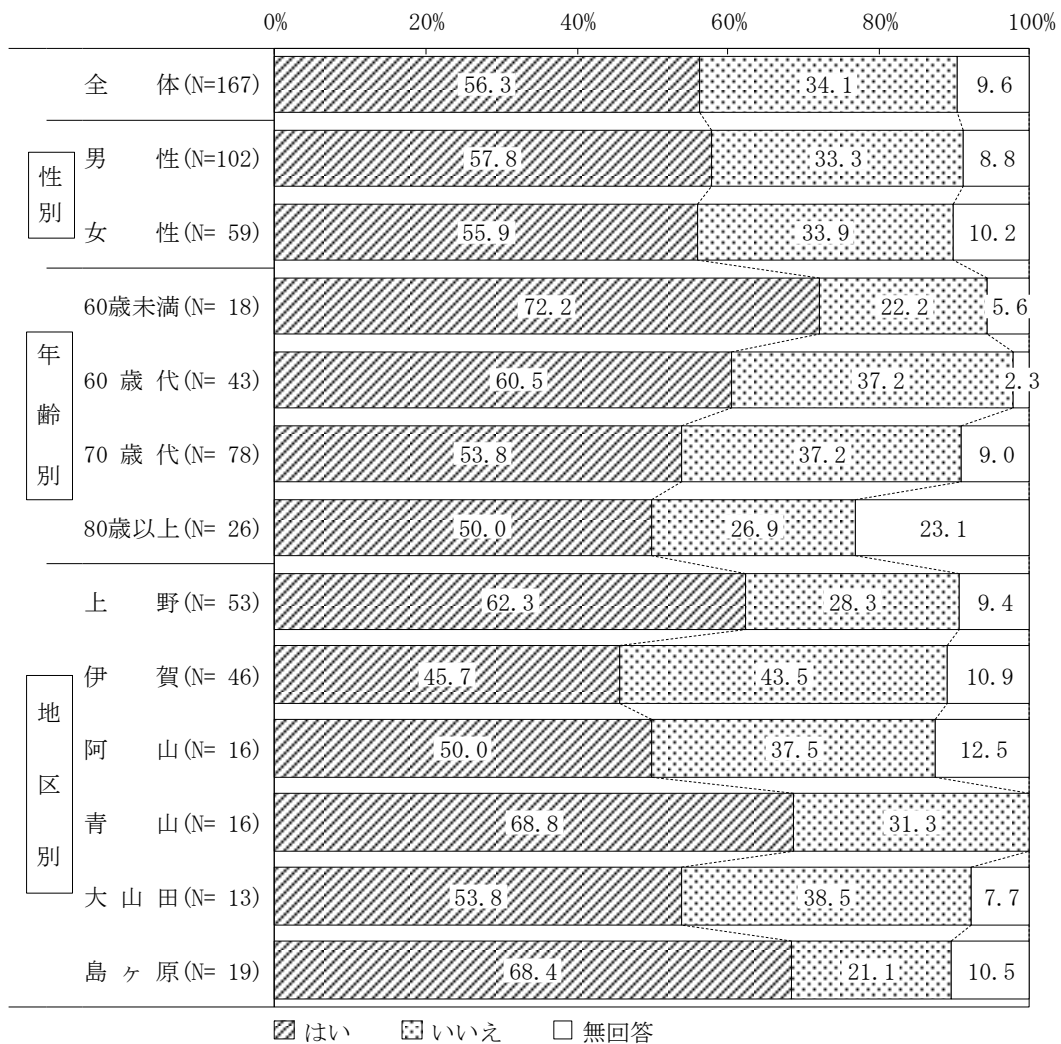
誰かに保証人を頼んだことや相談したことがあるかたずねたところ、「はい」が56.3%、「いいえ」が34.1%です。

性別にみると、男性の「はい」がやや高くなっていますが、大きな差はありません。

年齢別にみると、加齢に伴い「はい」が低くなっています。

地区別にみると、「はい」の割合は青山地区、島ヶ原地区、上野地区が60%台と高く、最も低い伊賀地区と15ポイント以上の差があります。

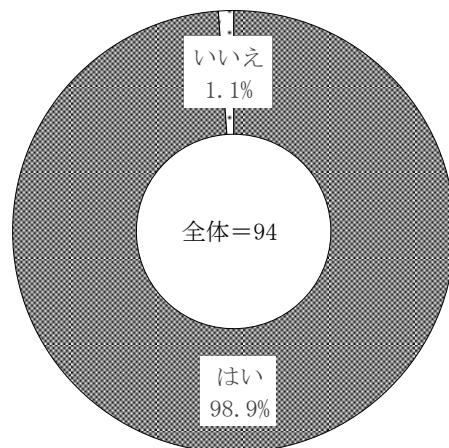
図表 2-16 保証人を頼んだこと、相談したことがあるか



(2) 頼んだ相手に保証人を引き受けてもらえたか

頼んだ相手に保証人を引き受けてもらえたかたずねたところ、「はい」が98.9%となっており、殆どの方が保証人を引き受けてもらえています。

図表2-17 頼んだ相手に保証人を引き受けてもらえたか



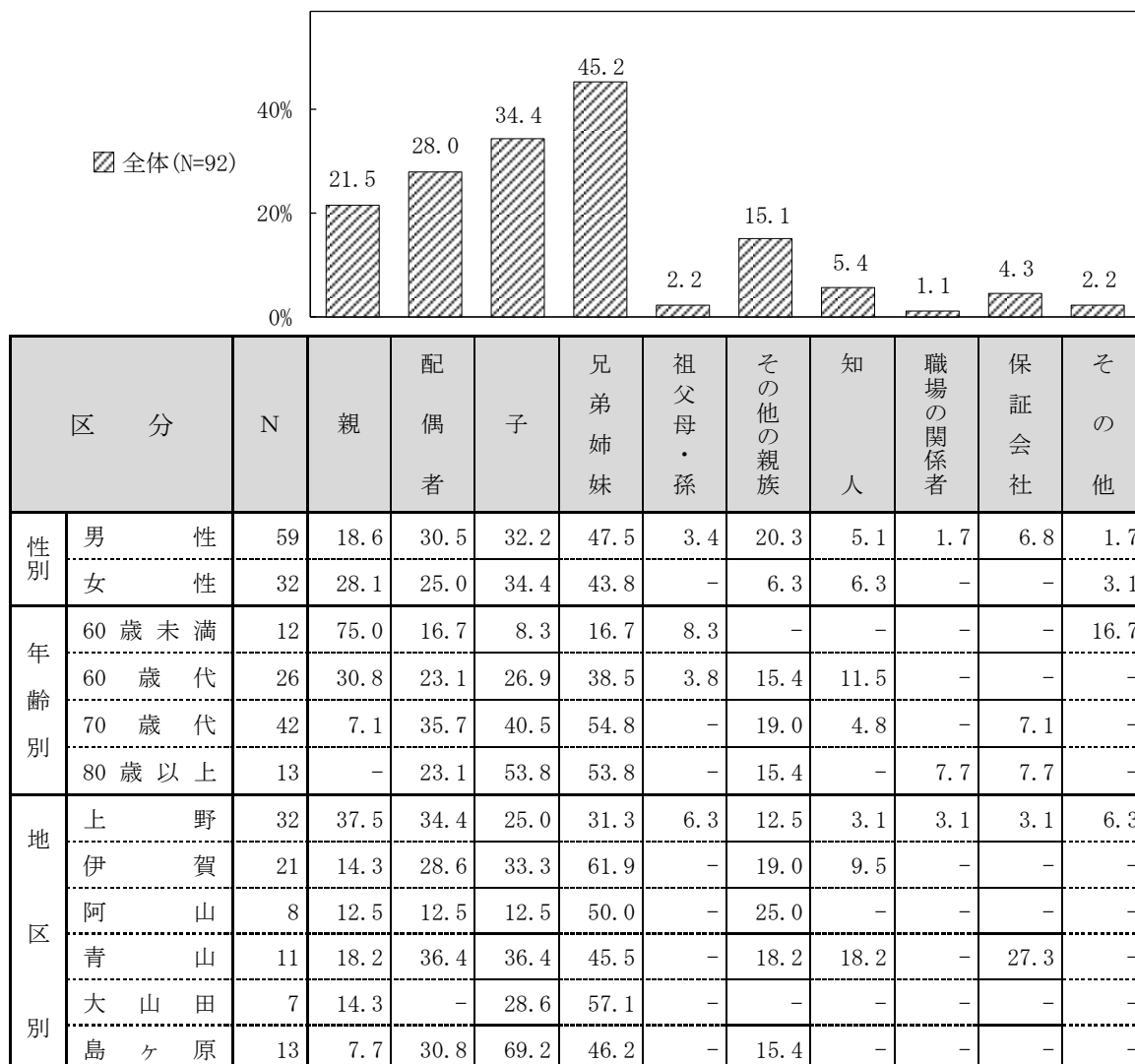
(3) 保証人になってもらった人

誰に保証人になってもらったかたずねたところ、「兄弟姉妹」が最も高く45.2%となっています。次いで「子」(34.4%)、「配偶者」(28.0%)、「親」(21.5%)の順となっています。

性別にみると、性別により大きな差があるのは、女性に比べ男性が高い「その他の親族」、男性に比べ女性が高い「親」などです。

図表2-18 保証人になってもらった人(複数回答)

単位：Nは人、他は%



(注) 「学校の関係者」「宗教関係者」の選択肢については該当がなかった。

(4) 保証人になってもらった内容

何の保証人になってもらったかたずねたところ、「入院」が最も高く73.1%、次いで「就職」(20.4%)、「債務・ローン」(14.0%)、「賃貸住宅」(12.9%)の順となっています。

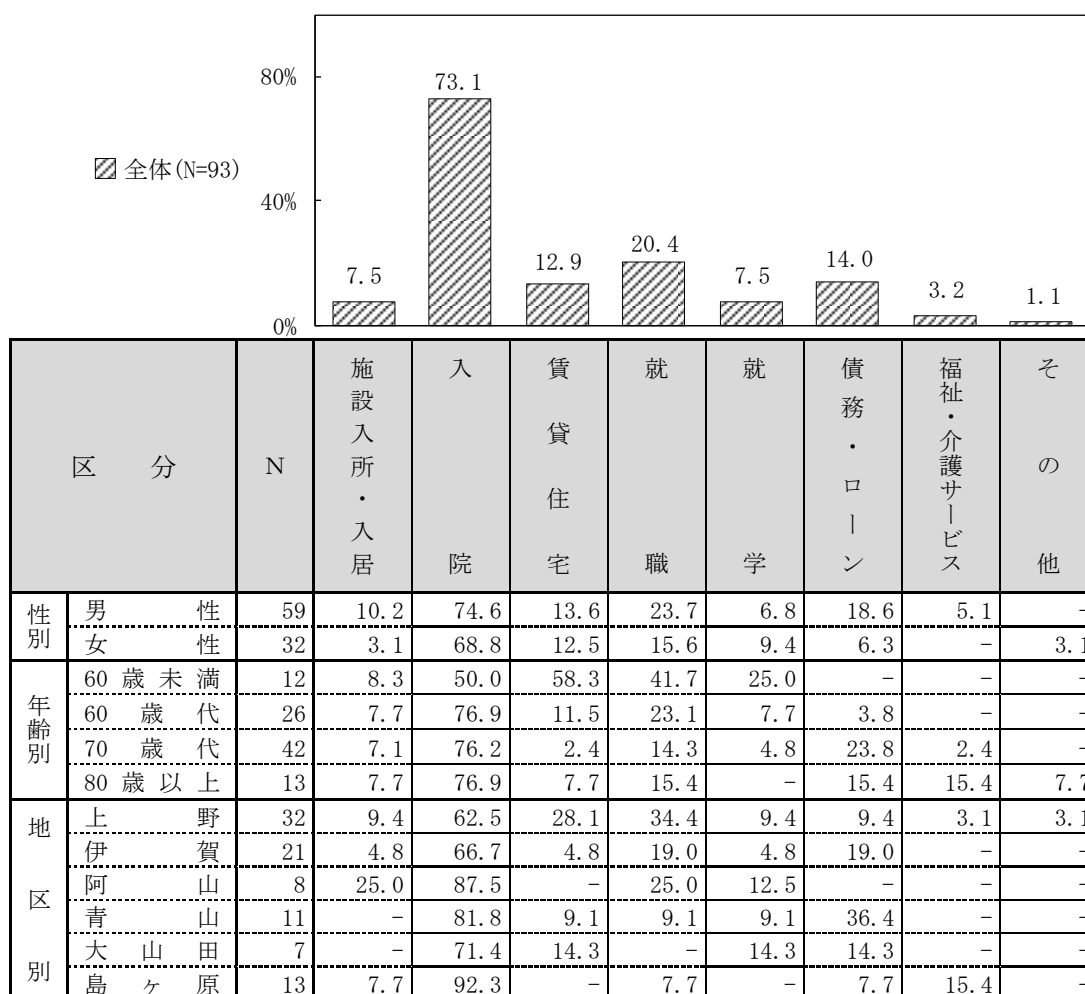
性別にみると、「就学」「その他」以外は女性に比べ男性が高くなっています。

年齢別にみると、「賃貸住宅」、「就学」は加齢に伴い低くなっています。

地区別にみると、全ての地区において「入院」が最も高くなっています。

図表2-19 保証人になってもらった内容(複数回答)

単位：Nは人、他は%



図表 2-20 保証人を頼む際、その人を選んだ理由

<p><上野></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院 ・身近にいたから ・身近な人だから 2 ・良好な人間関係だから ・信頼関係 ・身内だから ・同居親族以外の保証人の条件だったから ・血縁関係であるから <p><伊賀></p> <ul style="list-style-type: none"> ・頼みやすかった ・子どもの就学資金借り入れの為、年収と年齢が適した人に依頼 ・お互いの関係 ・家族以外という条件だったから ・頼める人がいなくて、昔からの知人に頼みました ・姉妹の場合頼みやすい ・近くの親戚 ・頼める人が他に居なかった。親戚、家族はほとんど亡くなっている。プライドもあるし、友人に頼むこともできなかった ・身内がないから 	<p><阿山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・頼みやすかった ・信頼関係があると思うから 2 <p><青山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族以外の第三者が必要と指示があったから ・商売上 ・最も親しい親族だったから ・保証料が妥当だと思ったから ・親戚が遠かったので近くの友人に頼みました <p><島ヶ原></p> <ul style="list-style-type: none"> ・頼みやすさ ・配偶者の兄妹 ・一緒に病院へ行って頂き書類を書いてもらいました ・親族であり、家族であり、自分の事情をよく理解しているから ・身内だから ・従兄弟の親族
---	--

4 保証人を頼める人について

(1) 保証人を頼める人がいるか

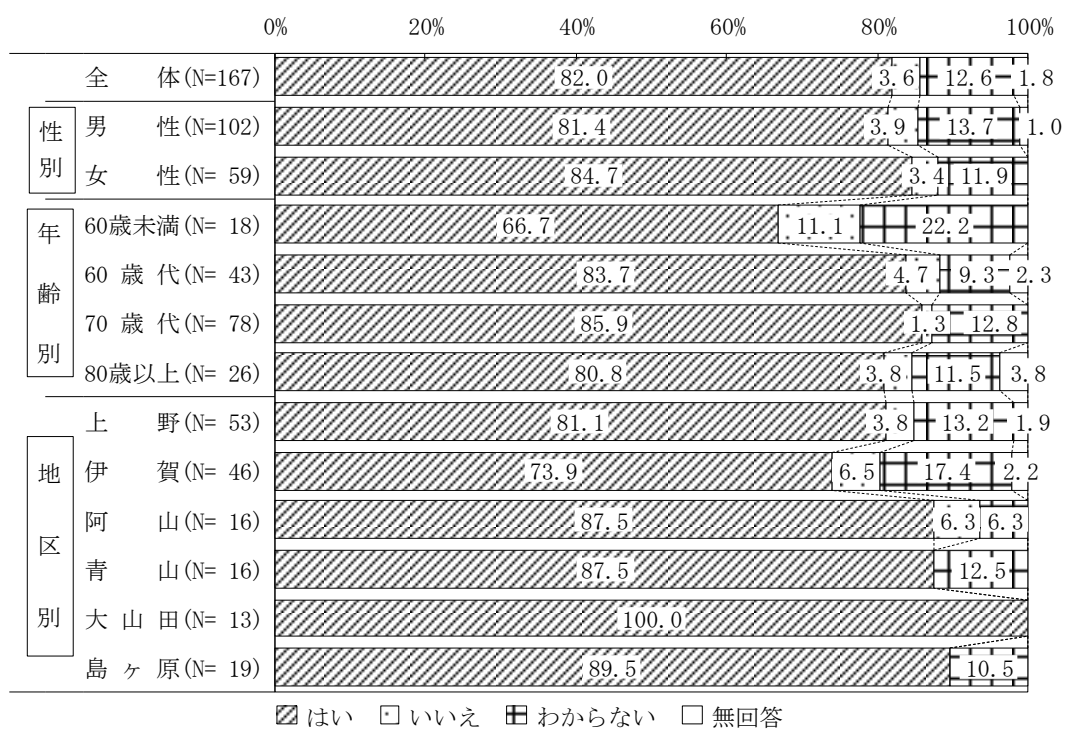
当事者に保証人を頼める人がいるかたずねたところ、「はい」が82.0%、「いいえ」が3.6%、「わからない」が12.6%となっています。

性別にみると、男性に比べ女性は「はい」が若干高くなっています。

年齢別にみると「はい」は60歳代では66.7%ですが、60歳以上では80%台となります。

地区別にみると、大山田地区では「はい」が100.0%と最も高く、最も低い伊賀地区との差は26.1ポイントです。また、伊賀地区は他の地区と比べ「わからない」が高くなっていることが特徴として挙げられます。

図表 2-21 保証人を頼める人がいるか



(2) 保証人を頼める相手

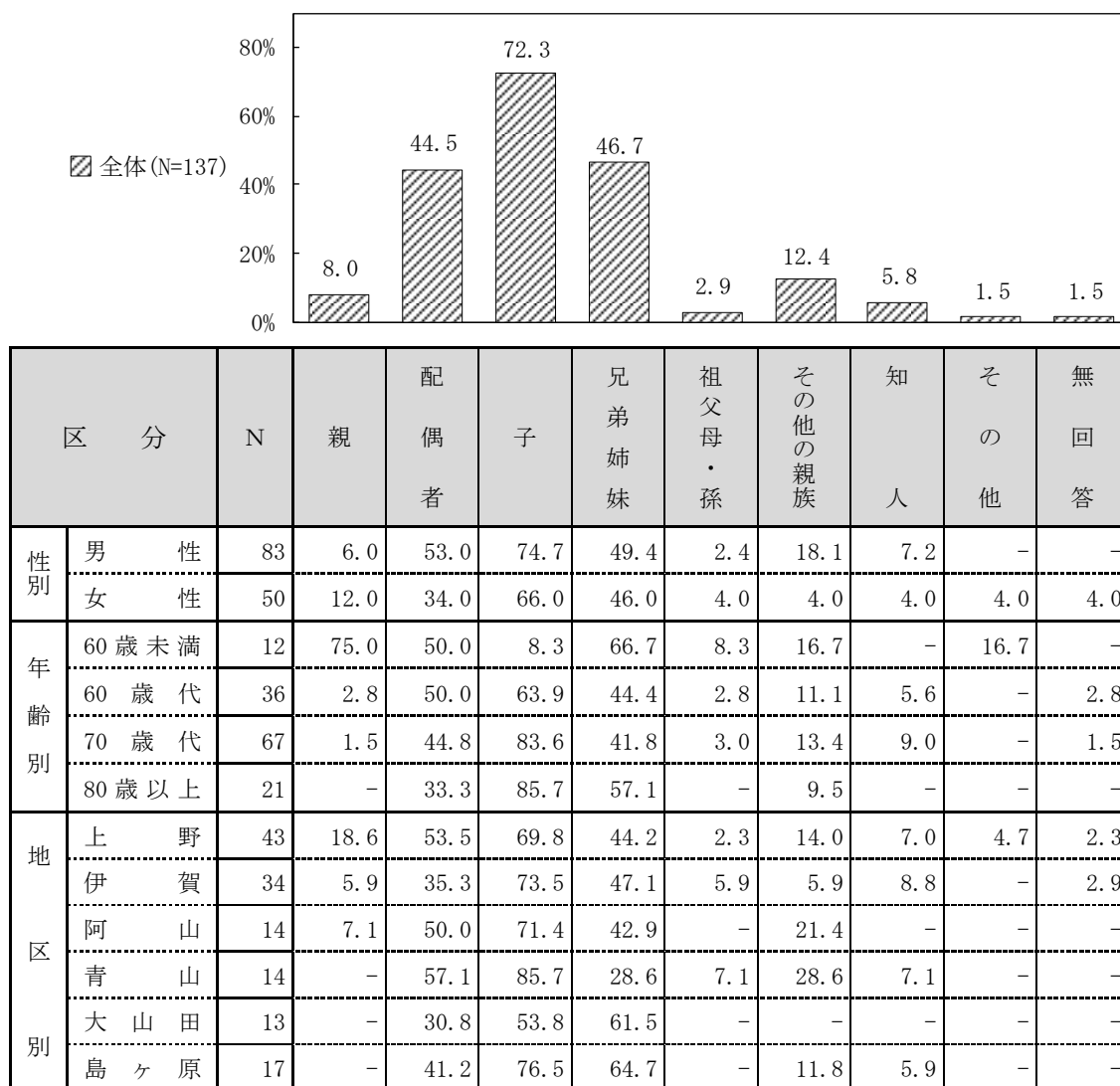
保証人を頼める相手は誰かたずねたところ、「子」が最も高く72.3%、次いで、「兄弟姉妹」(46.7%)、「配偶者」(44.5%)の順となっています。

性別により10ポイント以上の大きな差があるのは、女性に比べ男性が高い「配偶者」「その他の親族」です。

年齢別にみると、加齢に伴い「親」「配偶者」が低くなり、「子」が高くなる傾向にあります。

図表2-22 保証人を頼める相手（複数回答）

単位：Nは人、他は%

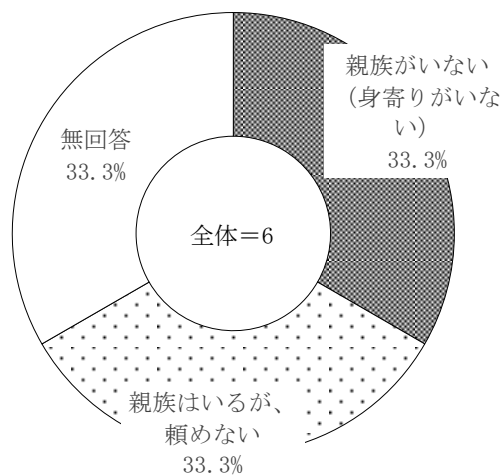


(注) 「職場の関係者」「学校の関係者」「宗教関係者」「保証会社」の選択肢については該当がなかった。

(3) 保証人を頼む人がいない理由

保証人を頼む人がいないと回答した人に理由をたずねたところ、「親族はいるが、頼めない」「親族がいない（身寄りがいない）」ともに33.3%となっています。

図表 2-23 保証人を頼む人がいない理由

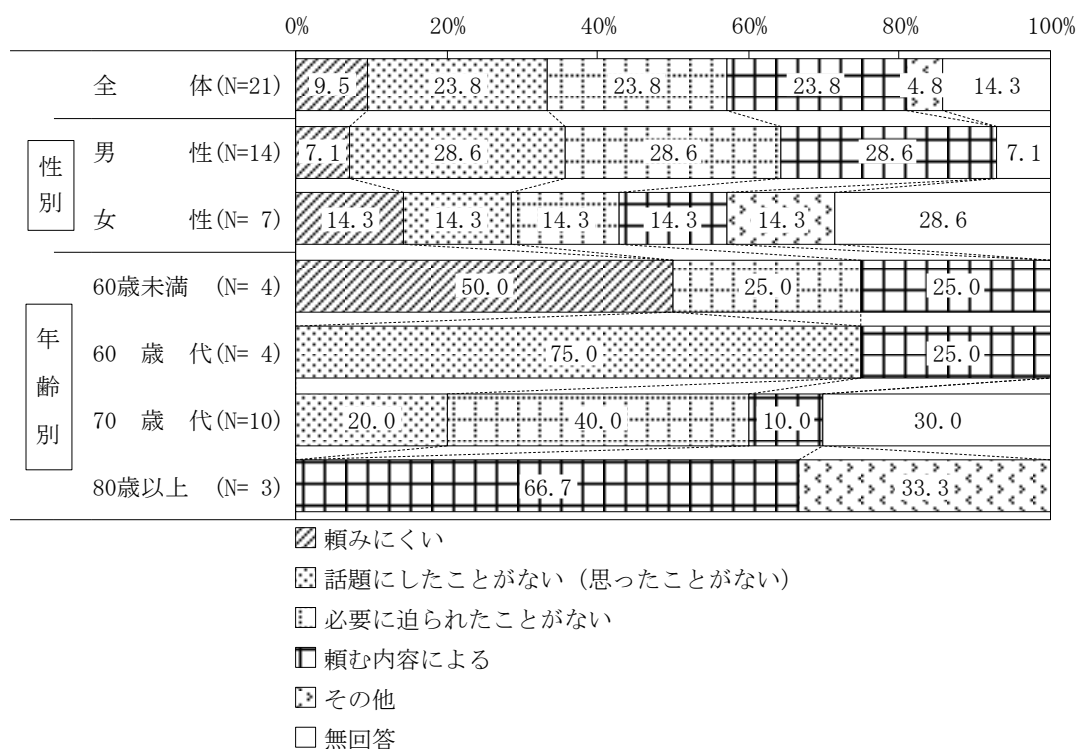


(注) 「頼める友人・知人がいない」「その他」の選択肢については該当がなかった。

(4) 保証人を頼める人がいるかわからない理由

保証人を頼める人がいるかわからないと回答した人に理由をたずねたところ、「話題にしたことがない（思ったことがない）」「必要に迫られたことがない」「頼む内容による」がそれぞれ23.8%となっています。

図表 2-24 保証人を頼める人がいるかわからない理由



5 保証に関する困りごとへの関与

(1) 身元保証等に関する困りごとを、見たり聞いたり、関わったことがあるか

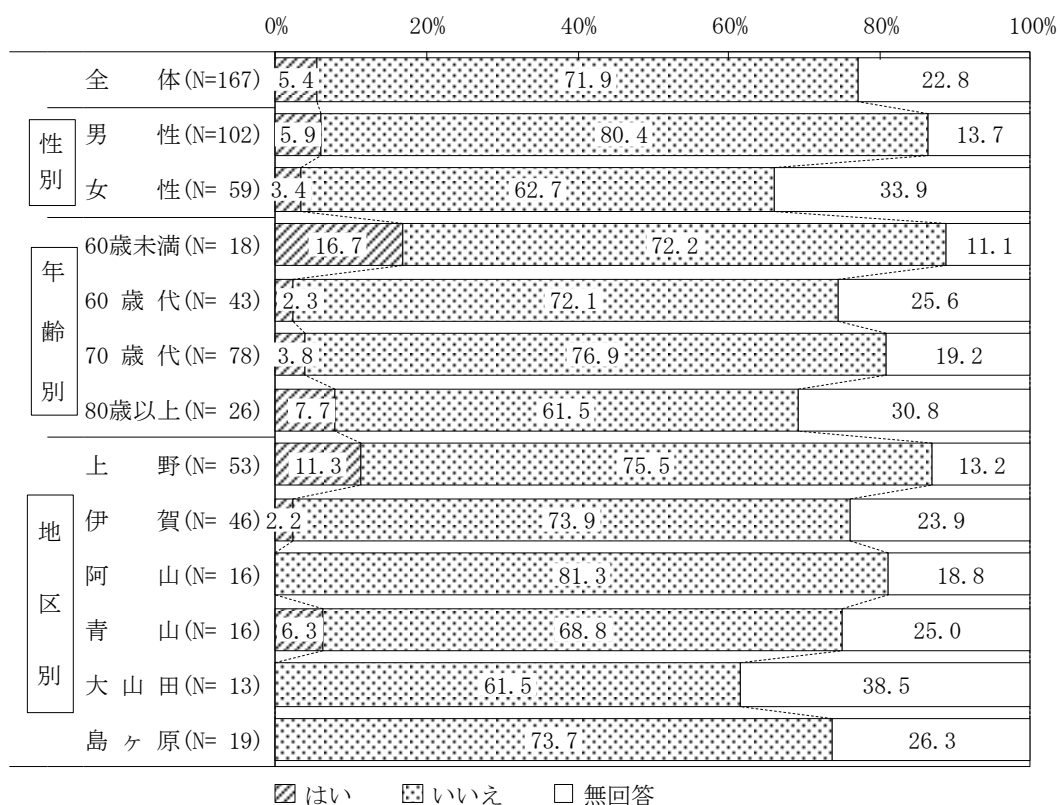
「身近で身元保証等に関する困りごとを、見たり聞いたり、関わったことがありますか」という設問に対しては「はい」が5.4%、「いいえ」が71.9%となりました。

性別にみると、女性に比べ男性は「いいえ」が高く、17.7ポイントの差があります。

年齢別にみると、60歳未満では「はい」は16.7%ですが、60歳以上では10%未満に低下します。

地区別でみると、「はい」は上野地区が最も高く11.3%となっている一方、阿山地区、大山田地区、島ヶ原地区では0%となっています。

図表2-25 身元保証等に関する困りごとを、見たり聞いたり、関わったことがあるか



図表 2-26 どのような保証に関する悩みごとに関わったか

<p><上野></p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務ローンの保証人になり本人は個人倒産をし、保証人が金銭を長年にわたって返済していた ・親の入院、施設入所で近くに直系の親族が留守の時、また2人以上の保証人を求められた時 ・入院、入居 ・保証人がいない・家を借りる時、契約時保証人必要と言われ、保証人がいない為住居探しに時間を要した 	<p><伊賀></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他に関係者がいない <p><青山></p> <ul style="list-style-type: none"> ・親戚関係の人が債務の保証人になり一部負担するなどの困った事態になったのを知っている
---	---

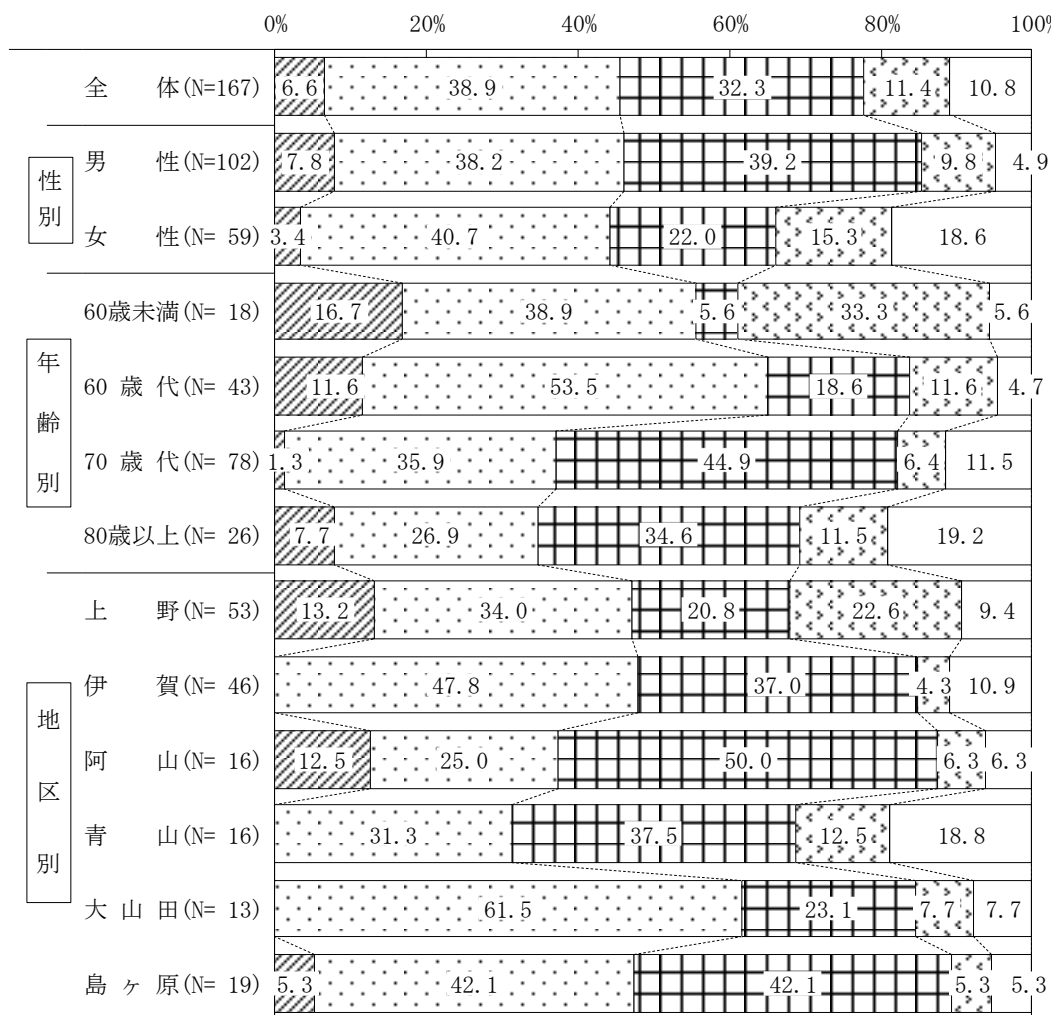
(2) 保証人が確保できず困っている人がいることについてどう思うか

「自力で保証人が確保できず、入院・入所・入居・就労につながらないことが起きています。そのことについて、どう思いますか。」という設問に対して、「体験したことがないので、実感がわからない」が38.9%と最も高く、次いで「保証人を頼める人が身近にいますので、特に課題とは思っていない」(32.3%)となっており、<課題と感じていない>人の割合が高くなっています。

性別により大きな差があるのは、女性に比べ男性が高い「保証人を頼める人が身近にいますので、特に課題とは思っていない」で15ポイント以上の差があります。

年齢別にみると、「実際に困ったことがあり、身近な課題と感じる」は70歳未満では10%を超えていますが、70歳以上では10%未満に低下します。

図表2-27 保証人が確保できず困っている人がいることについてどう思うか



- ☑ 実際に困ったことがあり、身近な課題と感じる
- 体験したことがないので、実感がわからない
- ☑ 保証人を頼める人が身近にいますので、特に課題とは思っていない
- ☑ その他
- 無回答

6 保証に関してあったらいい助け合いについて

<上野>

- ・自治会役員、民生委員が金銭関係は外部の保証機関が立証され負担減で保証人になれる制度。
- ・今もって息子娘がいるので考える事はない。何とかしてくれると思う。
- ・保証人がいない人同士で相互会的な（相互助け合い）ものがあるといい。まず保証人になるには、お互いに身元や性格などが分からないと、リスクが大きいので保証人がいない人は日頃から集まる出会いの場があれば意識の高い人は集まるかもしれない。けれど緊急の対策にはならないかもしれない。
- ・自分が一人暮らしになった時、近くに身寄りが無い時地域で助けてくれる人がいればいいと思います。
- ・気軽に相談に集まってもらえる相手、場が欲しい。今の所妻が健在ですが、一人身となったら不安が募ります。
- ・地区単体でするしかない。またそういう様になりたい
- ・あまり身近にそういう困りごとを聞かず、実感がわかないが、広報などでそういう時どうするか相談窓口があると心強いです。また無責任に引き受けて保証になったらどんな問題が起こりうるのか他国の人にも知って欲しいです。
- ・相手の身になって考えた
- ・民生委員さんの活躍が必然と思う
- ・保証してもリスクの取れる団体が良いと思います
- ・自治会や民生委員に相談する
- ・信用保証団体
- ・保証会社もしくは保証保険があるといいのでは？
- ・サロンを通じて社協の方から保証問題など老後に起こる身近な事例を優しく話をしていただきお互いにコミュニケーションを取り合って少しでも解っていくところから初めていってはどうか？
- ・お金が無くても保証協会などで保証人依頼が出来る事
- ・今の所考えつかない
- ・公的に格安に依頼できる所があったらいい
- ・助け合いなどに頼らなくてもお金を支払えばやってもらえる選択肢があっても良いと思う。他人に何かをしてもらうのはすごく気を使うのでなかなか頼みにくい

- ・希薄になる官益を強化するよりもシステムとして保証代行なるものがあれば、仲の良し悪しに影響されず安心できると思います。精神論では乗り越えられない時代はもう目の前にあり、どこに住んで居ても誰もがより平等に保証されるといいと思います
- ・保証人を委託できる場所があればと思います。個人では背負えない事も出てくると、相談出来る場所も欲しいと感じます
- ・終活の方法。老後、一人身になった時の福祉の助け合い
- ・障害を持たれた方、ご高齢の方のみでの生活の保障について知りたい。

<伊賀>

- ・難しすぎていい考えが浮かびません
- ・国の家族で、当然国が保証する
- ・例の事が、私自身考えられますが、仏事の供養してもらわなくても良いです。これらから子ども達に負担をかけることは望みません
- ・入院について
- ・今現在の生活をしている事の大切さを他の人々と、良き友人として大切にお付き合いをしていく事
- ・市が保証人として代行する仕組み作り
- ・助け合いとはギブアンドテイク。持ちつ持たれず、相互扶助等の事で、保証は一方的な行為であり助け合いになじまないのではないか
- ・昔から住んで居る方なら交流されていると思います。問題はないと思う。新しい団地では人と人との交流が出来ていない。世代問題、交流の出来るサークル活動その他いろいろ交流の出来る場を設ければいいと思う
- ・まだ考えたことがない
- ・何を聞いてもよく分からない。実感していない

<阿山>

- ・まず身内で助け合う事、天涯孤独の人はそういない
- ・民生委員を通しにくく相談する人がいない場合、社会福祉事業と共に設定する方向で検討してほしい
- ・保証人がいなくても施設入所、入院などが出来るようになってほしい。また、保証人を誰かが肩代わりしてくれる制度があると助かります
- ・独居老人の今後の不動産の維持、管理

- ・身寄りがいないので自分の死後の処理（葬式、財産分与など）をしてもらえるサービスがあれば良いと思う
- ・身寄りがいなくてもスムーズに入院できるように

<青山>

- ・地域単位では特にありません。国単位で法を改正が必要だと思います
- ・社協が法人として保証するような仕組みを作って欲しい
- ・一人暮らしの為、声掛けをしてほしい
- ・保証に関する事で困った事が無いので分からない

<大山田>

- ・地域で気軽に依頼できる人を認定してもらいたいです

<島ヶ原>

- ・地区の民生委員に相談するようにその為の民生委員である
- ・地域、近所の人たちと普段からの付き合い、助け合いから終活へ向けいろいろな助け合いがあれば良いと思う。
- ・成年後見人制度を利用すればいいのでは？
- ・人間関係の構築
- ・自分が一人になった時本当に心から信じてもらえて助けて頂けるような道が欲しいと思います
- ・田畑での作物作りの管理。空き家になった時の空き家再利用
- ・あまり考えたことがない

<不明>

- ・身内以外で保証人になってもらえる機関。

7 基本属性

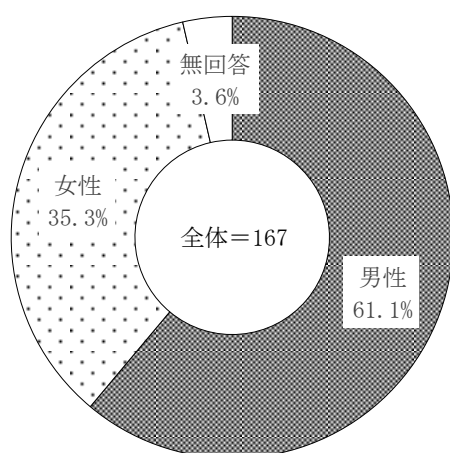
(1) 性別・年齢別

回答者の性別は、「男性」が61.1%、「女性」が35.3%となっています。

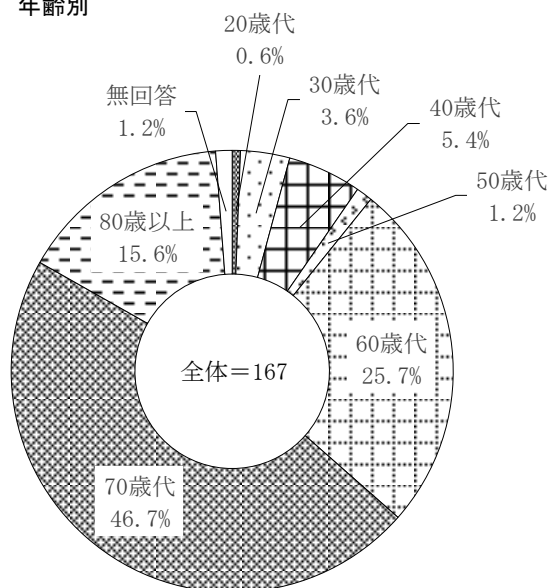
年齢別にみると、「70歳代」が46.7%を占めています。次いで「60歳代」(25.7%)、「80歳以上」(15.6%)の順となっています。

図表 2-28 性別・年齢別

① 性別



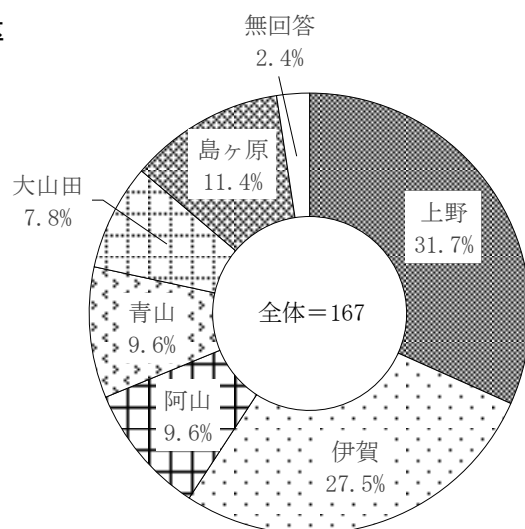
② 年齢別



(2) 居住地区

居住地区は、「上野地区」が最も高く31.7%、次いで「伊賀地区」(27.5%)、「島ヶ原」(11.4%)の順となっています。

図表 2-29 居住地区



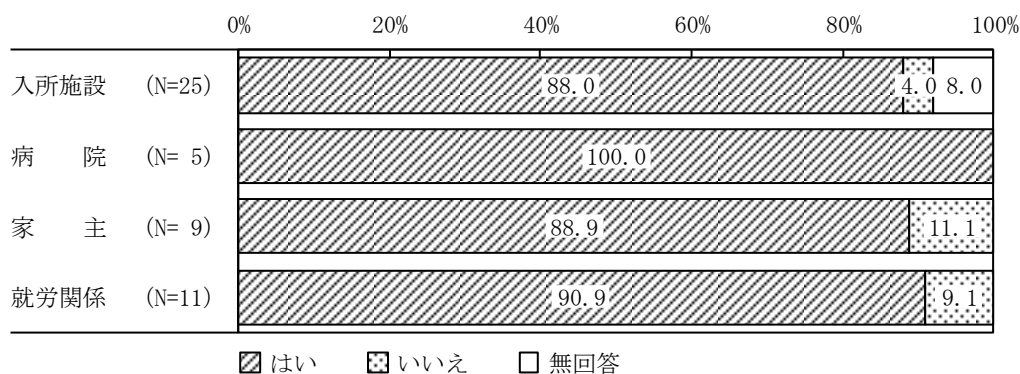
第3章 調査票C（入所施設）、調査票E（病院）、 調査票F（家主）、調査票G-2（就労関係）

1 保証人を必要とする事業所について

(1) 入所・入院・入居・就労の際に保証を必要としているか

各事業所に、保証人を必要としているかどうかたずねたところ、入所施設で88.0%、病院で100.0%、家主で88.9%、就労関係で90.9%が「はい」と回答しており、殆どの事業所が保証人を必要としています。

図表3-1 入所・入院・入居・就労の際に「保証人」を必要としているか



(2) 保証人の種類と必要人数

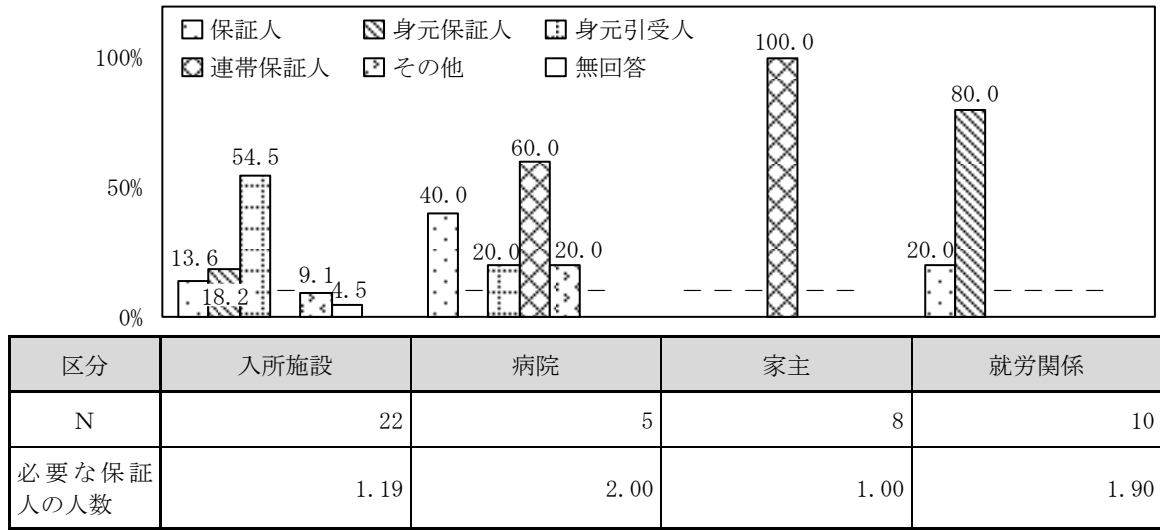
保証人の種類についてたずねたところ、入所施設、就労関係では「身元保証人」が、病院、家主では「連帯保証人」が最も高くなっています。

その他として、入所施設では「代理人兼身元引受人」「契約代理人」、病院では「同意者（精神保健福祉法の医療保護入院の場合）」があります。

保証人の必要人数の平均を事業所別にみると、入所施設が1.19人、病院が2.00人、家主が1.00人、就労関係が1.90人となっており、どの事業所においても平均1～2人の保証人が必要となります。

図表 3-2 「保証人」の種類と必要な「保証人」の平均人数

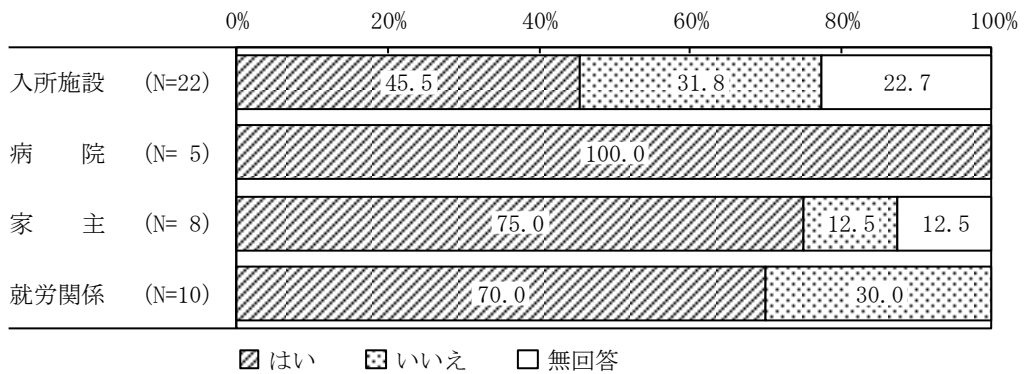
単位：人



(3) 保証人の要件

保証人の要件の有無をたずねたところ、どの事業所においても「はい」の割合が高くなっています。特に、病院（100.0%）が最も高く、次いで家主（75.0%）、就労関係（70.0%）の順となっています。

図表 3-3 保証人の要件があるか



図表 3-4 具体的な保証人の要件内容

○入所施設

<p><高齢者関係施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①緊急時（入院等）の対応 ②利用料の支払い業務 ③死亡時の対応 ④その他、利用者に関する一切の事項 ①～④について責任を持って対応を行ってもらえる方としています。 ・ ①ご契約者の事業者に対する経済的債務 ②ご契約者の入院等に関する手続き、費用負担 ③契約終了後のご契約者の受け入れ先の確保 ④ご契約者が死亡した場合の御遺体及び残置物の引き取り等の処置 ・ 緊急時の連絡先、入居者が医療処置や入院する際の判断や手続き、入所費用の支払い、入所者が亡くなった時の身柄を引き取りや未払債務の清算など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活が自立されており、認知症状も軽度の方で身寄りの人が周囲に全くおられない方に関しては、その方自身のご署名で利用して頂くこともありますが、基本は遠方に身内の方が一人でもおられる場合などは、その方と日程調整等行い署名を頂きます。 ・ 入院時対応して頂き、最後を迎えた時、身元を引き受けて頂ける方。利用料未払い時に支払いできる方 ・ 身元に関する一切の事項を引き受ける。 ・ 入院、退院の手続きや、死去の際の引き取り、手続きが可能のこと ・ 原則ご家族又は親族、後見人等もOK ・ 血縁者1名、住所の異なる血縁者1名 <p><障がい者関係施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裏切らない人
--	--

○病院

<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者と別世帯で、独立の生計を営む人（2件） ・ 一定以上の収入のある成年の人 ・ 精神保健福祉法の医療保護入院の同意者の要件に該当する人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡の取れる親族 ・ 支払い責任者となる人、その責任者の次に責任を負う人の2名が必要。この2名は別世帯とする。 ・ 定住していて、安定した収入のある人
--	---

○家主

<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払い能力 ・ それなりの所得 ・ 連帯保証 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入がある。連絡がとれる。親族。 ・ 有識者もしくは親兄弟姉妹
--	--

就労関係

<ul style="list-style-type: none"> ・ 父、祖父、叔父、ほか経済力のある人 ・ 親族 ・ 独立の生計を営む成年者 ・ 独立の生計を営む人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立の生計を営む成年者であって、成年被後見人、被保佐人、破産者でない人 ・ 独立の生計を営んでいる成年者2名とし、1名は親族、もう1名は会社から50km以内の地域に住んでいる人（2件）
---	---

(4) 保証人を必要とする理由、必要としない理由

図表3-5 保証人を必要とする理由、必要としない理由

○入所施設（保証人を必要とする理由）

<p><高齢者関係施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前述のとおりであり、入居者に安心してお過ごし頂く上で、必要不可避と思われるため ・医療同意と退所時の身元引き受けのため ・施設が全て保証人の責務を担おうとすることは現実的に難しい状況であるため ・入院時に病院から求められるため、死亡時のご遺体の引き取りと遺留金品の引き渡しをするため ・有事の際の対応（救急搬送、他界時）、利用料支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料支払いに関する対応、その他医療や支援方針の選択、同意の対応をして頂くため <p><障がい者関係施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・問3に○したような期待をしているため（No.3） ・何かあった時、身元引受人がいないと困ることがあると思います。あと何か買いたいとか、就労するという時に保証人がいないと困るケースもあるように感じます。 ・何らかの理由において、退所（契約解除）となる場合や、入院等の手続きが必要なとき
---	---

○入所施設（保証人を必要としない理由）

<p><児童関係施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置施設なため、保証人の必要がない。 	<p><不明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証人がいない方が入居できないため
---	--

○病院（保証人を必要とする理由）

<ul style="list-style-type: none"> ・入院にあたり当院の諸規則等を守っていただくため ・医療費を支払ってもらうため（2件） ・医療費の支払いなど、本人以外（未成年含む）の請求先の確保 ・死亡時の引き取り ・緊急時の連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金の支払い、器物の破損に対応してもらうため ・入院患者自身で支払い行為ができる人が少ないため、本人に代わる保証人を必要としている。 ・法律上、同意者の同意でないと医療保護入院が成立しないため。
---	--

○家主（保証人を必要とする理由）

<ul style="list-style-type: none"> ・賃料の滞納（3件） ・支払いの保証 ・家主の債務担保保証 ・不測の事態に備えて ・契約不履行の場合の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・身元連絡先 ・行方不明 ・入居者の死亡・入院等に必要・保証会社を利用し、保証会社が連帯保証人となるため。審査の場合によっては、連帯保証人が必要となる場合もある。
---	---

○就労関係（保証人を必要とする理由）

<ul style="list-style-type: none"> ・採用者が誓約にそむき、会社に損害を与えた場合の賠償責任を負う連帯者として。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブル発生時の対応 ・損害等の担保、就業態度の自戒
--	--

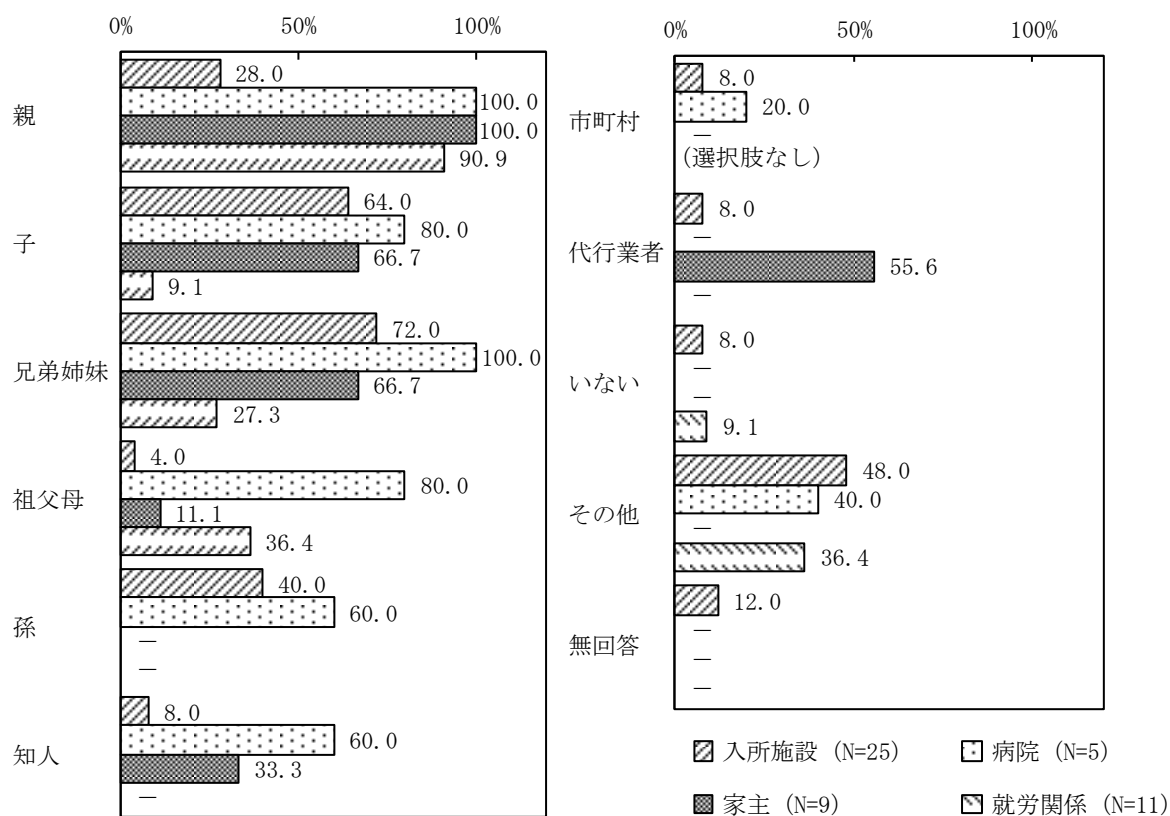
○就労関係（保証人を必要としない理由）

<ul style="list-style-type: none"> ・派遣会社だから。

(5) 保証人をしている人

各事業所に、現在、だれが保証人をしているかたずねたところ、入所施設では、「兄弟姉妹」(72.0%)が最も高く、次いで「子」(64.0%)となっています。病院では「親」「兄弟姉妹」(100.0%)が最も高く、次いで「子」「祖父母」(80.0%)、「孫」「知人」(60.0%)の順となっています。家主では「親」(100.0%)が最も高く、次いで「子」「兄弟姉妹」(66.7%)、「代行業者」(55.6%)となっています。就労関係では「親」(90.9%)が最も高く、次いで「祖父母」「その他」(36.4%)となりますが、その差は54.5ポイントとなっています。どの事業所においても、親族が占めている割合が高いですが、病院では「知人」が他の事業所と比較すると高くなっています。また、公営受託では「代行業者」が他の事業所と比べ高くなっています。

図表3-6 だれが保証人をしているか(複数回答)



図表 3-7 だれが保証人をしているか（複数回答、その他）

○入所施設

<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見人 4 ・ 後見人 3 ・ 保佐人 3 ・ 甥、姪 3 ・ いとこ 2 ・ 配偶者 ・ 元妻 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護 ・ 協力者 ・ 県 ・ 元夫の兄弟姉妹 ・ 元夫のいとこ ・ またいとこ
--	--

○病院

<ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人 ・ 成年後見人 ・ 施設管理者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保佐人 ・ 扶養義務者選任をされた人
---	---

○就労関係

<ul style="list-style-type: none"> ・ 叔父 ・ 親の兄弟 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 ・ 親族
--	---

2 保証人の役割について

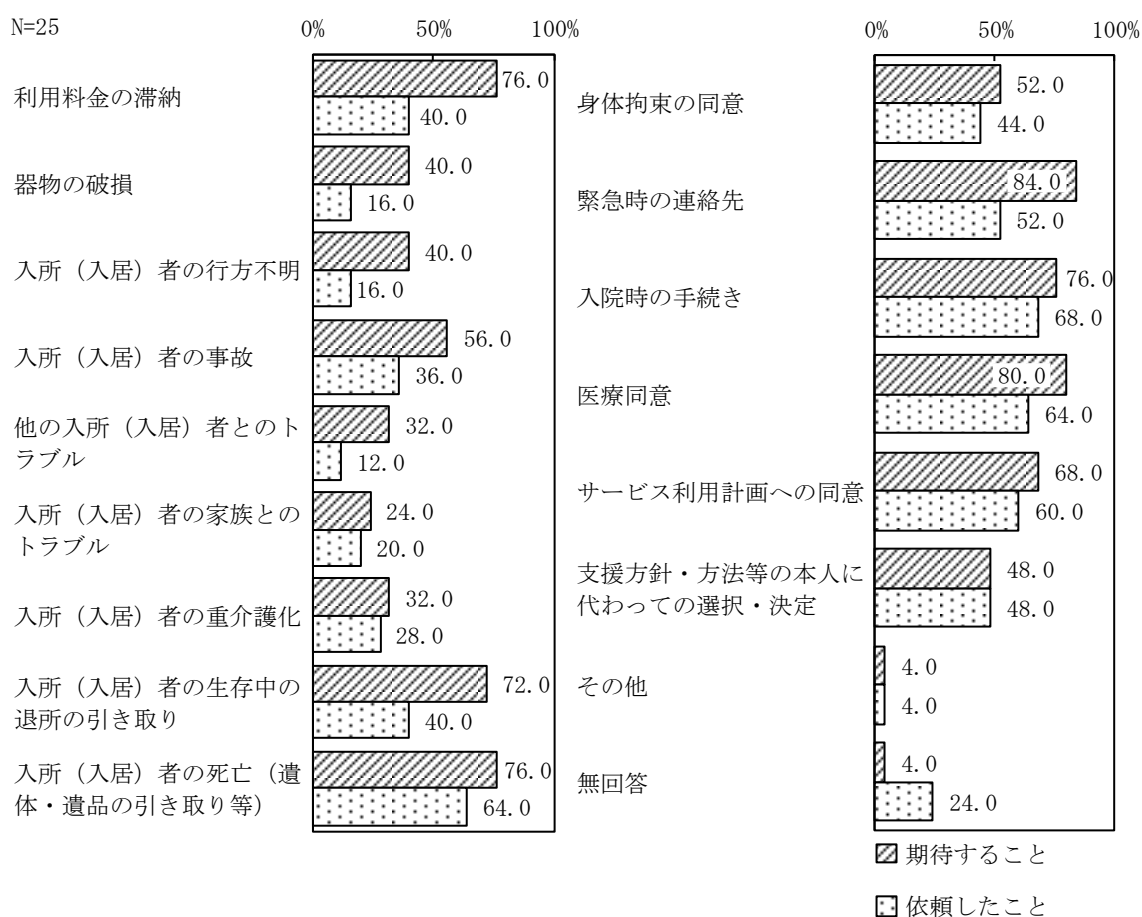
(1) 入所施設が保証人に期待することと、実際に保証人に依頼したこと

入所施設が保証人に期待することをたずねると、「緊急時の連絡先」(84.0%)が最も高く、次いで「医療同意」(80.0%)、「利用料金の滞納」「入所者の死亡」「入院時の手続き」(76.0%)の順となっています。

一方、実際に保証人に依頼したことをたずねると、「入院時の手続き」(68.0%)が最も高く、次いで「医療同意」「入所者の死亡」(64.0%)となっています。

その他として、保証人に期待すること、実際に依頼したことともに「必要物品等の準備、購入、又は買物代行に係る選択、決定」があります。

図表3-8 入所施設が保証人に期待すること、実際に保証人に依頼したこと（複数回答）



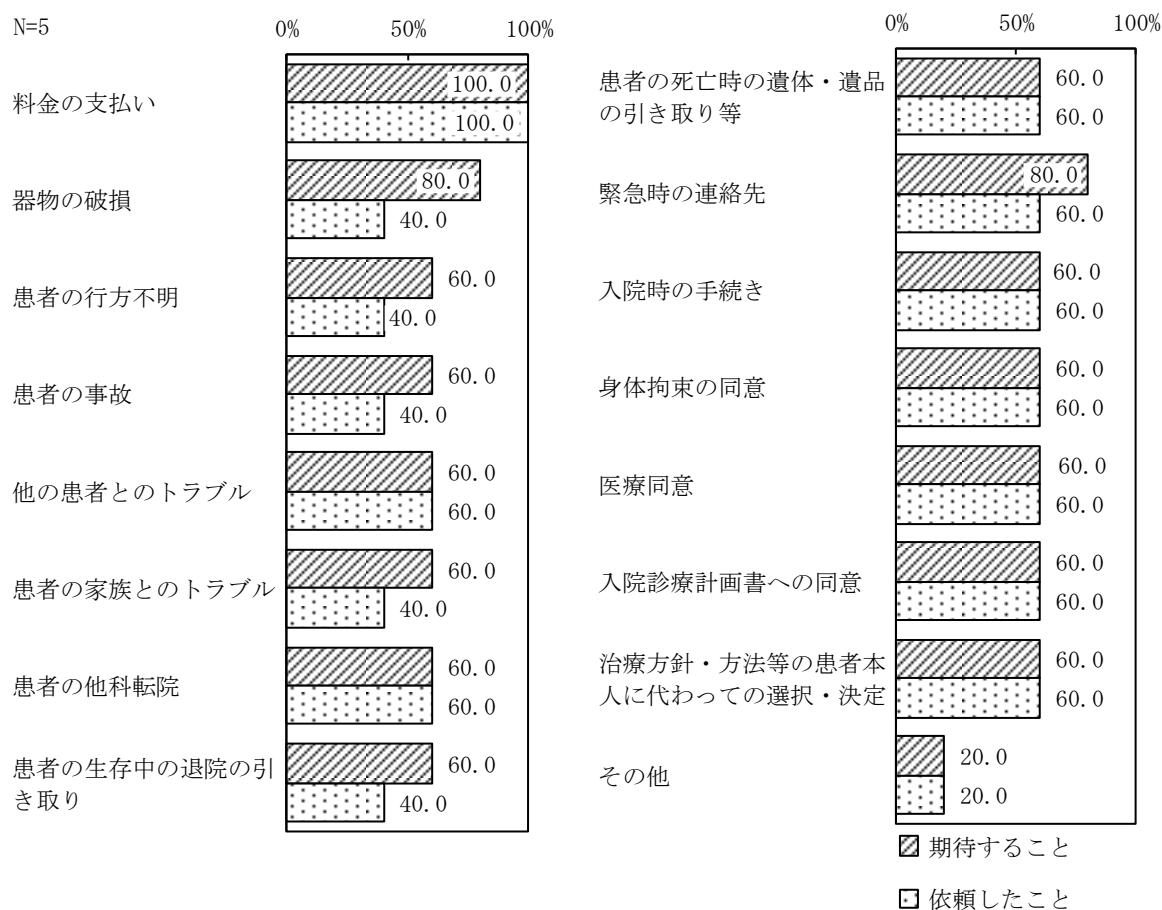
(2) 病院が保証人に期待すること、実際に保証人に依頼したこと

病院が保証人に期待することをたずねたところ、「その他」を除く全ての項目が60%以上と高くなっており、多くのことを保証人に期待していることが分かります。特に、「料金の支払い」（100.0%）は5件全ての病院が保証人に期待しています。

一方、実際に保証人に依頼したことをたずねると、「料金の支払い」が100.0%と最も高くなっています。

その他として、期待することに「入院時の必要物品の準備に関すること」、実際に依頼したことに「入院時の必要物品の準備」、「不足発生時の対応」、「インフォームドコンセント」があります。

図表3-9 病院が保証人に期待すること、実際に保証人に依頼したこと（複数回答）



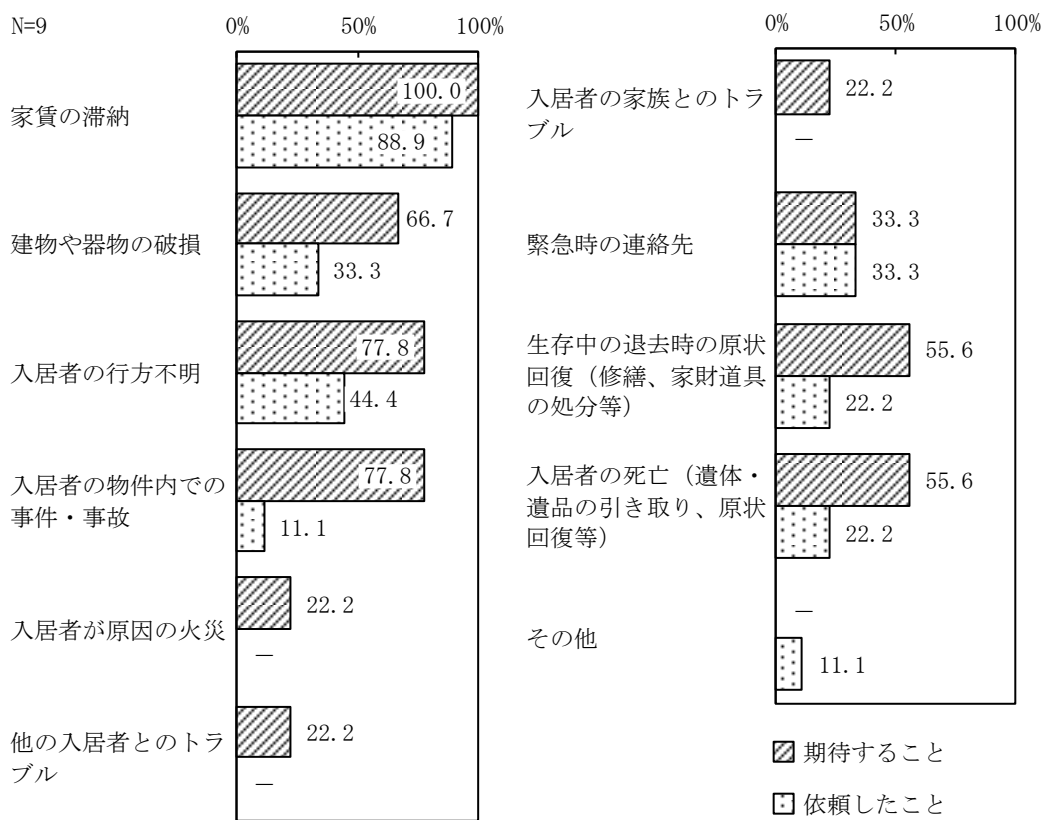
(3) 家主が保証人に期待すること、実際に保証人に依頼したこと

家主が保証人に期待することをたずねたところ、「家賃の滞納」(100.0%)が最も高くなっており、次いで、「入居者の行方不明」「入居者の物件内での事件・事故」(77.8%)の順となっています。

一方、実際に保証人に依頼したことをたずねると、「家賃の滞納」(88.9%)が最も高く、次いで高い「入居者の行方不明」(44.4%)と44.5ポイントの差があります。

その他として、実際に依頼したことに「まだ事例なし」があります。

図表3-10 家主が保証人に期待すること、実際に保証人に依頼したこと（複数回答）



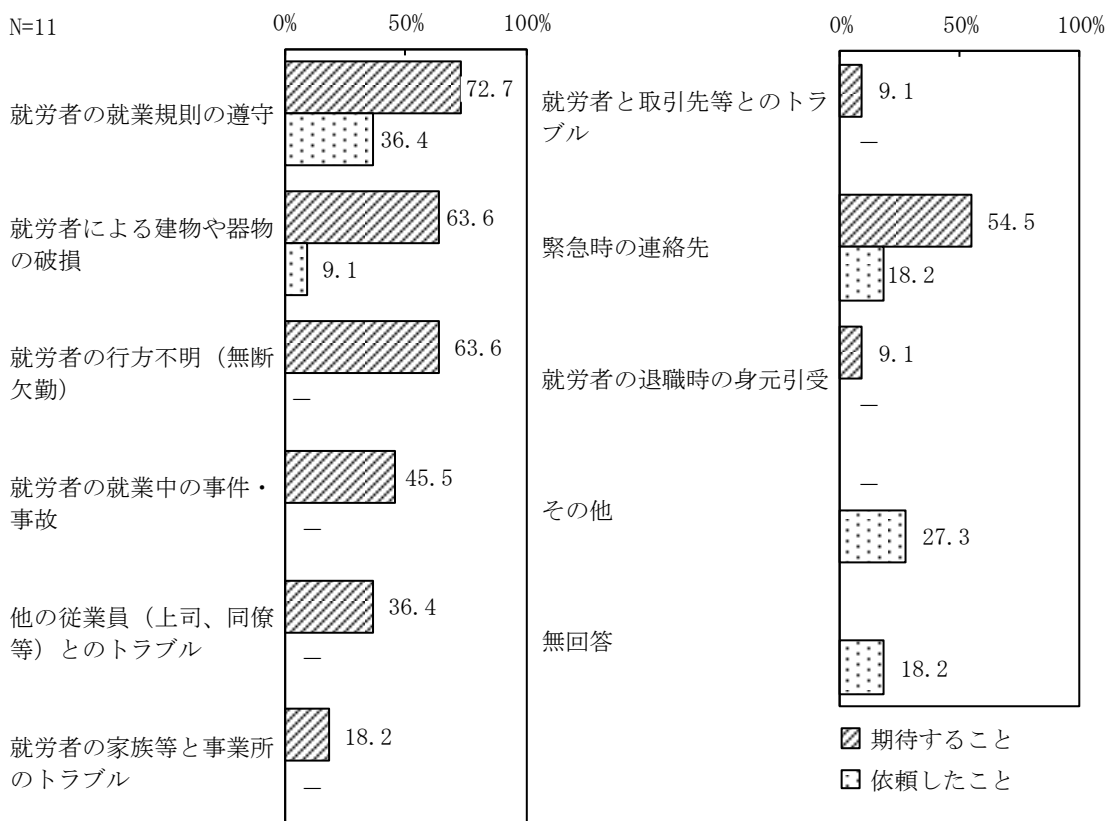
(4) 就労関係が保証人に期待すること、実際に保証人に依頼したこと

就労関係が保証人に期待することをたずねたところ、「就業者の就業規則の遵守」(72.7%)が最も高く、次いで「労働者による建物や器物の破損」「労働者の行方不明」(63.6%)の順となっています。

一方、実際に保証人に依頼したことをたずねると、「労働者の就業規則の厳守」(36.4%)が最も高くなっています。

その他として、実際に依頼したことに「会社立替金の精算」「特にない(2件)」があります。

図表3-11 就労関係が保証人に期待すること、実際に保証人に依頼したこと(複数回答)



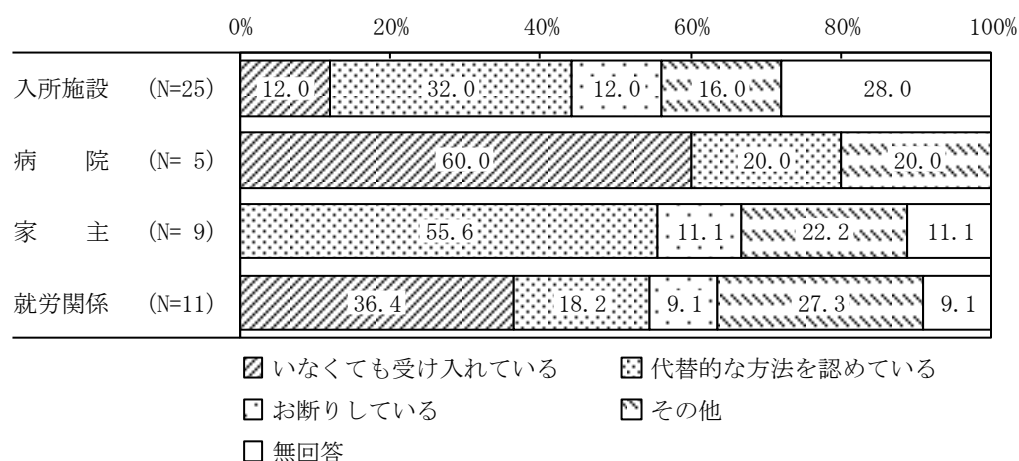
3 保証人不在時の対応について

(1) 保証人が見つからない場合の対応方法

保証人がみつからない場合の対応についてたずねたところ、入所施設、家主では「代替的な方法を認めている」が、病院、就労関係では「いなくても受け入れている」が高くなっています。

また、「お断りしている」は入所施設が12.0%と他の事業所と比較すると高く、次いで家主(11.1%)、就労関係(9.1%)となっており、病院は0%です。一方で「いなくても受け入れている」「代替的な方法を認めている」といった柔軟な対応をしているところもあり、特に病院では80.0%において、保証人が見つからない場合でも何らかの方法で受け入れを認めています。

図表3-12 保証人が見つからない場合の対応方法



図表3-13 保証人が見つからない場合の対応方法（その他）

○入所施設

<ul style="list-style-type: none"> 措置権者に依頼 職員が保証人となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在まで保証人がいなかったケース無し 2
--	--

○病院

<ul style="list-style-type: none"> 身元確認ができず、同意者になりえる人が不明な場合は、応急入院で受け入れ、72時間以内で同意者になりえる人を確認する。
--

○家主

<ul style="list-style-type: none"> ケースバイケースで、受け入れたり断ったり。

○就労関係

<ul style="list-style-type: none"> 原則2名を必要としているが、1名でも認めている。 あてはまるケースがない

図表 3-14 「代替的な対応を認めている」とは、具体的にどのような方法か

○入所施設

<p><高齢者関係施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には身元引受人としてご家族にご協力を頂いています。もし、どなたもいらっしゃらない場合については、入所前に成年後見等の相談をさせて頂き、入所段階でどなたかに身元引受人をお願いできないか模索させて頂く等しています。 ・8-1と同じ（成年後見人にできること、できないことがあるが、代理人を求めていることを後見人のできることを超えてお願いしているケースもあるし、施設が担っていることもある。そういった形で調整しながら課題に取り組んでいる。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り血縁者で協力をいただける方をお願いしている。 ・措置施設のため、入所時に措置権者に必要時の協力を求めている。 ・施設入所が決定する前に、成年後見人制度を利用しての保証人が必要条件などを説明したうえで入所してもらっているため、直前に困ることはありません。 ・入所時はいなくても、その後地域包括支援センター職員等と協力し、成年後見制度を利用できるよう進めている。 ・措置権者の関与 <p><障がい者関係施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の利用等
--	--

○病院

<ul style="list-style-type: none"> ・いなくても受入れはしていますが、治療同意の際、関係者の方にもお越し頂き話し合いに立ち合ってください。 ・入院分娩の場合、前納費10万円を預かる。 ・権利擁護利用者（入院患者）は、入院請求書送付先として担当者に記載を依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人自身で支払い対応手続き。 ・本人の勤務先 ・生活保護受給者等は、生活保護の担当者に生活扶助等での日常品等の支払い対応を依頼する。 ・行政担当者と相談し、対応を検討する。
---	--

○家主

<ul style="list-style-type: none"> ・保証会社（4件） ・家賃保証会社（死亡時遺品引き取り、現状回復含む）加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期借家契約 ・借主名義人（子か親等）入居者本人で登録する。家主の承諾必要。
--	--

○就労関係

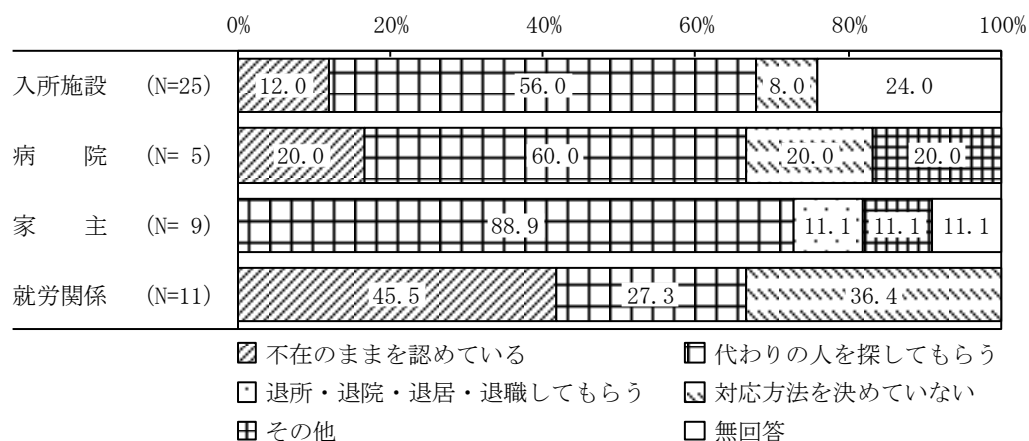
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員 ・「独立の生計を営む成年者」を保証人の要件としているが、親や祖父母など近い親族であれば認める場合がある。

(2) 保証人が途中でいなくなった場合の対応

保証人が途中でいなくなった場合の対応についてたずねると、入所施設、病院、家主では「代わりの人を探してもらおう」が最も高く、特に家主では88.9%となっています。また、家主は他の事業所と比較すると「退所・退院・退居・退職してもらおう」が11.1%と高く、「対応方法を決めていない」が0%であることも特徴として挙げられます。就労関係では他の事業所と比較して、「不在のままを認めている」「対応方法を決めていない」が高くなっています。

その他として、入所施設では「予め、代わりになる方を確認（市が確認）してもらっている。」、病院では「事例なし」、家主では「保証会社加入。条件が満たない場合、行政協力が必要である。」があります。

図表3-15 入所・入院・入居の途中や雇用中（就労関係のみ）に保証人がいなくなった場合の対応

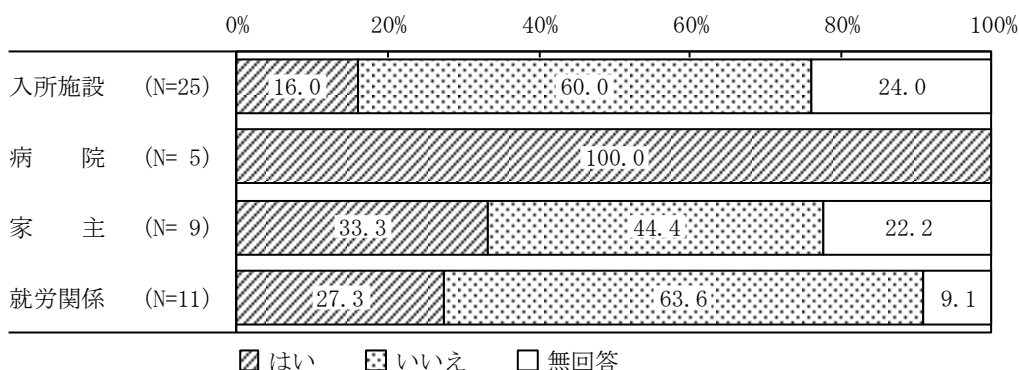


4 保証に関する問題発生について

(1) 保証に関する問題発生の有無

保証に関する問題が発生したことがあるかたずねたところ、「はい」と答えたのは、病院が最も高く100.0%、家主が33.3%、就労関係が27.3%、入所施設が16.0%の順となっています。

図表3-16 保証に関する問題が発生したことはあるか



図表 3-17 具体的な保証に関して発生した問題の内容

○施設

<p><高齢者関係施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・身元引受人が突然亡くなられたことがあった。 ・入居者が認知症進行に伴い、施設での対応が困難となった際、精神科に医療保護入院の相談を行った際、ご家族（代理人）からの入院申し込みの連絡をしてもらわなければ受付できないとのことで受診の予約すら行うことができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知人が保証人となり、その知人が他界し、利用者の他界時に対応が大変だった。 ・「保証人」の高齢化、死去により、入退院手続き、医療同意、他施設への移行、ご逝去後の遺骨の納骨保管先の確保等が困難になった。 元夫の子、いとか等血縁関係のない「保証人」のため、医療同意、葬儀、遺骨の保管、遺留金品の返納が困難に。 「保証人」の行方が不明になり、上記が困難に。
---	--

○病院

<ul style="list-style-type: none"> ・診療費の未払い ・患者が入院費用の支払いができず、保証人をお願いしたが無理だった。 ・保証人の支払いの未払い ・支払いに来なくなる。行方不明になる。 ・軽度認知症患者の貴重品の管理 ・死亡時の遺体引き取り ・施設入所・転院調整 ・急変時の対応（意志決定する人がいない） ・治療方針のIC（判断する能力がない患者） ・連帯保証人が本人の直筆ではなく患者本人が代筆しており、連帯保証人としては成立していなかった。 ・保証人をしていた人が途中で放棄していなくなってしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保証人の行方不明 ・長期入院患者の場合、保証人がいなくなると、その後の保証人がみつからない。他の家族が患者本人の存在を知らないケースもある。 ・入院患者の資産を保証人が患者以外のことで使っていたことが判明した。 ・成年後見人のケースで、子とは音信不通の他市の生活保護者が死亡となり、生活扶助累積金が少額で、埋葬費について後見人と市とで協議していた。成年後見人から子に連絡がとれ、最期の別れのみと来院したことから、その子に埋葬費を支払ってもらうよう急に変更になった。後見人、市の担当者も来院せず、当院の精神科ソーシャルワーカーと子の間で、埋葬について相談となった。
--	---

○家主

<ul style="list-style-type: none"> ・家賃の滞納 ・家賃滞納時に、民間ケアマネ等の協力のもと回収した時期があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・借主が会社を辞めた時に、連帯保証人となっていた勤務先の社長が連帯保証はもうできないと伝えてきた。すでに滞納が発生していたため、その時点までの家賃を請求したが支払われることがなかった。借主および連帯保証人に対し内容証明を出した後、訴状を裁判所へ提出。
--	---

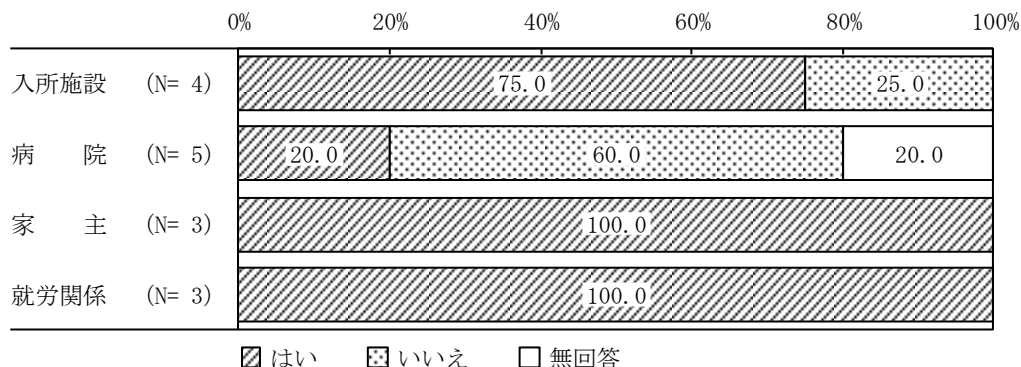
○就労関係

<ul style="list-style-type: none"> ・集金分の使い込み ・長期欠勤時の代理連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先で事故を起こし、相手にケガを負わせた。相手は障がいを抱えることになった。
--	--

(2) 保証に関して発生した問題の解決

保証に関して発生した問題が解決したかたずねたところ、家主、就労関係は「はい」が100.0%、入所施設は75.0%となっています。一方、病院は「はい」が20.0%にとどまっています。

図表3-18 保証に関する問題は解決したか



図表3-19 保証に関する問題の解決方法、解決できなかった理由

○入所施設（解決方法）

<p><高齢者関係施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院に向けて成年後見人申請等を行うも、上記入居者の精神状態が通院による服薬治療で落ち着いたため入院には至らなかったが、根本的な解決には至らなかった。 ・行政と相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間程してから、身元引受人の子どもから連絡が入り、新たに身元引受人となってくれるとの申し出があった。 ・入退院については施設による手続きのみで対応対処してもらう。医療同意については医療機関に委ねるほかない。葬儀、遺骨の保管は市への加算請求、無縁墓地の利用等、市に委ねている。
---	--

○病院（解決方法）

<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人を患者本人が代筆していた問題で、完全に解決したとは言えないが、誓約書には本人が直筆でと注意喚起するようにした。 ・後見人や施設が対応し、調整してくれた。 ・他の親族等に交渉し、なんとか保証人になってもらった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分割での支払いなどの返済計画を話し合う。 ・行政に相談し、成年後見制度を利用した。 ・本人の年金からの支払い。その後権利擁護事業の契約。行政に相談し、成年後見制度の利用をすすめた。
--	---

○病院（解決できなかった理由）

<ul style="list-style-type: none"> ・支払い拒否、関与の拒否 ・途中、保証人を辞退され、支払いを担ってもらえる人が不在となり、転院先から断られた。 ・保証人が明確でないため、施設受け入れ検討の段階で躊躇された。 ・保証人が滞納のうえ、本人の年金も着服。保証人から他の兄弟に返済について相談するが、以前の滞納分の支払いは解消できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どうしても難しいケースは院内で話し合い、本人から支払い保障し、保証人がいない人も数名はいる。 ・保証人となる人が遺体の引き取りをしなかったケース。このようなことがないように成年後見人及び市の生活保護と連絡及び対応を行っていたが、全く違う方向性の対応となり苦慮した。
---	--

○家主（解決方法）

<ul style="list-style-type: none"> ・保証人に支払ってもらった。 ・支払いができる範囲の分割払いにて回収。 	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判で解決したが3か月半かかった。費用は約40万円。
--	---

○就労関係（解決方法）

<ul style="list-style-type: none"> ・保証人に弁済してもらった。 ・本人の代理で退職の手続きをした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社が責任を引き受けた。
---	---

5 保証人の確保ができていないことについて

(1) 保証人を確保できないことについての考え

図表3-20 保証人が確保できないことを、保証人を求める立場としてどう思うか

○入所施設

<p><高齢者関係施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れるに当たり、やはり「保証人」というサポートして頂ける方がいないことは一つの不安材料となるものと思います。そのような状況をいち早く把握し、対応していくに当たり、地域包括ケアの一層取り組みが必要と思います。 ・対象者の身を預る事業所側としては、可能な限り保証人や協力者を求めざるを得ない状況もある。行政等と事業所等が協力して保証人が居なくても誰も困らないような仕組みを作っていくてはならない。 ・保証人なしでも入所を受け入れていますが、入院、死亡した際、全て施設が対応していますが、これは入所施設が対応してよいのでしょうか？また対応しなければならぬのですか？ ・特別養護老人ホームに入居される方の中にも身寄りのない方が増えてきている。その中で今まで以上に施設がご本人の身元保証に関与していかなければいけなくなっているが、施設だけでは解決できないこともある。成年後見人を入居者の身元保証や医療同意等できないことも理解しているが、双方が協力し、現状を打破していくほか今のところは手段がない。 ・当施設は措置施設であるため、措置権者である行政に相談しています。 ・保証会社を利用してでも探す。最終判断として、行政に関わってもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設側としては仲介役をして頂ける方は必要かと思えます。利用される方のご状態に関わらず、サービス運営上、必要と考えています。 ・各手続きや意思決定等に関して、施設利用される方に求めることのできない部分に対する支援者がいなければ対応できないことも多くあります。必要性はあるように感じます。 ・やむを得ない面があるが、法的システムの整備や行政の関わりに期待する。 ・現社会の状況を考えると保証人がなくても入所して頂きたいと思うところもあるが、現状保証人がないと利用料の未払い、入院時に困ることが発生すると思えます。 ・ご利用者様の権利擁護としてと措置対象として、市等公的機関の保証や民間の事業代行者の活用等で対処して頂きたい。措置権者あるいは後見人等の権限を広げて対処して頂きたい。 ・今後、保証人の確保が困難となることが予想されるが、本人に意思決定できなければ、保証人がいなければ受け入れは難しい。有事（死去、入院等）の際の対応が難しいので。 ・行政と密に協力できれば、本来保証人は施設としてはいなくても対応できると思う。（死後事務など職権で動いていただいたり） ・利用者の死亡後の遺骨、医療金品の引き取り等に行政の関与があれば保証人は特に必要としない。
---	---

<p><障がい者関係施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・問3に○をしたようなことが発生した場合、保証人が必要かと思います。一方で全く保証人が見つからない場合の対応をどう進めていくのか協議できる場がほしいです。(No.3) ・特に少子高齢化により、親族の中でも定年退職されている方が増え、なかなか保証人を依頼しにくい状況になって困っているのが現状です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護を依頼し「保証人」を立てることは可能だが、必ずしも簡単にできるものではなく、時間もお金もかかってしまうので誰もが利用することができる・・・。 <p><不明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低限、保証人は必要である。金銭的トラブルが起きた場合のみの保証人
---	--

○病院

<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関の対応、フォローが必要と考える。 ・入院費の支払いだけでなく、入院後の様々な問題に対応してもらえる保証人は必須です。看護管理の視点からも不可欠です。 ・家族で保証人を担うことが難しくなっているため、公が認めた信用できる団体が担ってもらえればありがたい。 ・保証人というのは名ばかりのところがあり、何も期待できないというのが正直なところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院してしまうと本人は治療が最優先であり、支払いの相談等は本人以外とするケースも多く、その場合連帯保証人がいれば交渉もスムーズとなるため。 ・当院では原則として保証人は必要です。 ・保証人の問題があるなかでも、治療が必要な人には入院していただいています。入院後に、多方面と連携し、保証人がとれるよう努めているのが現状です。
--	--

○家主

<ul style="list-style-type: none"> ・かなり厳しいと思います。 ・オーナーも自由に選ぶ権利があると思う。 ・特に問題ない。行政が保証人になる等で対応可。 ・家主の立場で考えていただけると理解できると思います。賃貸業を商いとしていますので、不安要素があれば断るのが当然だと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の借家・マンション・アパートは家主にとっても重要な資産で、生活の糧にする家賃収入を得るためには、日々維持していくための修繕費用が50万円～100万円単位で必要であり、また固定資産税の他にも管理するための費用がかかっています。これらを行っていくための原資が家賃収入であるため、その担保として必要な存在であると考えます。
---	---

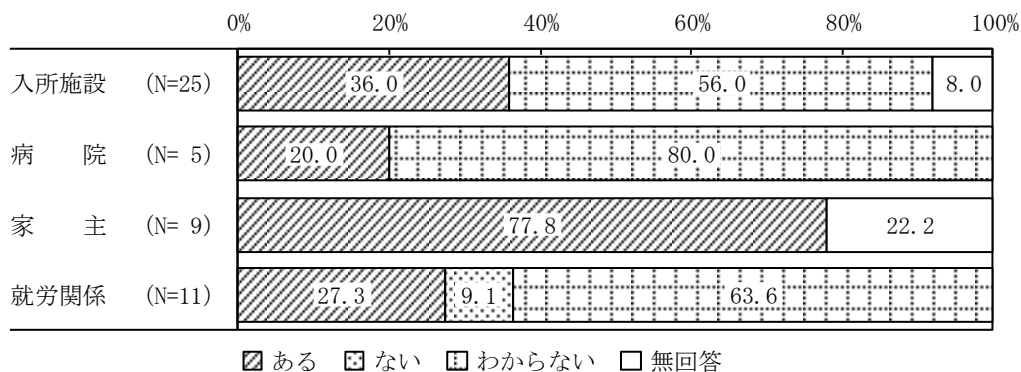
○就労関係

<ul style="list-style-type: none"> ・企業として、就労の際にリスクヘッジ（損害担保）のみならず、勤務態度などある程度ブレーキをかけたい。 ・金銭的な保証として必要。 ・保証人は必要と考える。(2件) ・自力で確保できないことを解決しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の規則のため、事業所としては回答できない。個人的な意見としては、生活に直結する問題の場合、柔軟な対応は必要だという取り組みに賛同します。 ・人として生きることの正しいこととして、倫理を学ぶ環境が必要と思います。信頼し合える人間関係をつくってゆくことが、本当のインフラだと思いますし、豊かに暮らせる社会づくりと考えるからです。ただし、悪意ははねのけます。
--	--

(2) 保証人に代わる解決方法はあるか

保証人に代わる解決方法があると思うかたずねたところ、家主は「ある」が最も高く77.8%、入所施設、病院、就労関係は「わからない」が高くなっています。

図表3-21 保証人に代わる解決方法はあると思うか



(3) 保証人に変わる具体的な解決方法

図表3-22 保証人に代わる具体的な解決方法

○入所施設

<p><高齢者関係施設></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政主体の保証人代行サービス、成年後見人制度の見直し（要件の緩和、簡素化等） 具体的に明確な解決法は記述できないが、今後この件に関係する機関が問題意識を持ち、解決方法を考えたい。 成年後見人にできること、できないことがあるが、代理人を求めていることを後見人のできることを超えてお願いしているケースもあるし、施設が担っていることもある。そういった形で調整しながら課題に取り組んでいる。 保証人代行等の民間サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 死後対応時、行政（保険者）と協力できればいい。 問7と同じ（利用者の死亡後の遺骨、医療金品の引き取り等に行政の関与があれば保証人は特に必要としない。） <p><障がい者関係施設></p> <ul style="list-style-type: none"> 協議体を作って、その合意を尊重する。協議体の構成には本人及び本人をアドボケートする方、法律家などを必ず含めることが大切と思う。 公的機関が代わって保証人になれる仕組みを考える。（お金に関して奨学金制度のように） <p><不明></p> <ul style="list-style-type: none"> 金銭的トラブルに備えて前払い制の導入
--	--

○病院

<ul style="list-style-type: none"> 保証人に代わる第三者の団体・組織が担えることが可能となれば良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 一番問題となるのは費用のことだと思います。治療費の貸付制度があればと考えます。そして、それが直接医療機関に支払われることを望みます。
--	--

○家主

<ul style="list-style-type: none"> 保証協会 保証会社（2件） 保証会社の利用。ただし、管理会社によっては保証人が必須の物件も多く、それぞれの管理会社が対処していかなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政が保証する（2件） 行政に連帯保証人代行業をしていただければ解決できるように思います。不安要素がなくなるから。
---	--

○就労関係

<ul style="list-style-type: none"> 民間の保証会社に有償で引き受けてもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用保証を営む会社へ金銭を支払って託す。
--	--

(4) 保証人に代わる解決方法が「ない」「わからない」理由

図表3-23保証人に代わる解決方法が「ない」「わからない」理由

○入所施設

<p><高齢者関係施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証人（身元引受人）の方をお願いしている対応を身内や後見人以外でとなると現実的に困難（負担が大きい）と思われる。上記以外の方法となれば、行政と相談し、解決策を模索する以外に術がないのではないかとも思う。 ・後見人制度や保証代行会社等に依頼することもあるかもしれませんが、いずれにしても料金が必要です。当施設の入所者は低所得者が多く、支払いが困難になるかと思われます。課題解決には行政と相談であると思っています。 ・わからない ・民間の保証会社等は契約料も高いので、社協が中心となった地域福祉あんしん保証事業は大変よい取り組みであると思います。 ・保証人に代わる意思決定を行うサービス等があれば別ですが、現時点ではわかりません。 ・意思決定に関して、本人ができない場合、誰ができるのか、保証人がいない場合の方法が見つかりません。 ・法整備によるので。 	<p><障がい者関係施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居にしても就労にしても引き受ける側の気持ちの問題もあるように思うのでわかりません。 ・「保証人」に頼らない解決方法をご検討頂くことは大変ありがたいことです。現実的に何を担保にすればよいのか？と思います。 ・社会資源を利用することで「保証人」を立てることができても、その「保証人」が身元保証を悪用する可能性もあり、適当な方に依頼することが難しい。 ・「わからない」としたが、確保できない場合、今後のことを相談し、書面で同意を得ておく（入院や退園、他代行等）。本人と施設側だけでなく行政も含めて行う。しかし、これは本人の意思決定できる場合は可能であるが、できない場合は難しい。また入院し、医療行為（OP等）を受ける場合や、他の施設に移る場合等は受け入れる側が対応してもらえない場合がある。 <p><児童関係施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証人を必要とする側が他の方法を構築できるかによる。
--	---

○病院

<ul style="list-style-type: none"> ・個人的な法的責任を背負いきれない。 ・保証人の役割は金銭の問題だけでなく、その人の生死についての意志決定をしなければならない重要なものです。地域連携をすすめたり、社会資源の活用で解決できるかどうかわからない。 ・各機関ごとに保証人の定義やその役割や機能も異なるためわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の社会福祉制度を根本から改革しないと解決できないのではないかと。例えば、伊賀市が思いを持って実践されたとして、県内・県外（近隣）も横の連携で同一のサービスは提供可能なのか。国が社会的弱者（生活保護等現存制度利用者は除く）の保証人になるという制度ができれば素晴らしいと思う。消費税は30～40%ぐらゐに設定が必要かもしれないが…。
---	--

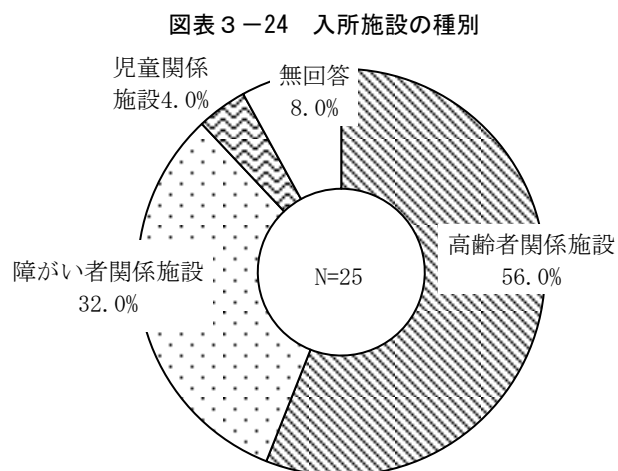
○就労関係

<ul style="list-style-type: none"> ・経済力以外に人的なつながりといえれば保証人しか浮かばない。 ・当社は金融・保険業のため、業務上困難と考えています。保証人がなく、就職や入居ができないことは大きな社会問題であるとは考えています。何かセーフティネットがあるといいと思います。 ・トラブルの時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題が起きた時に本人が責任を負えない場合、責任を負わざるを得ない立場の人への対応（保証、補償）はどうするか疑問。 ・自分さえ良ければいいという考えでは身も心もやがて行き詰まるということを知ることや、働くということや生きるということ、自身をよくみつめなおせるような努力をする。例えば、マインドフルネスやカウンセリングなど。倫理や道徳を学ぶ。
--	---

6 基本属性

(1) 入所施設の種別

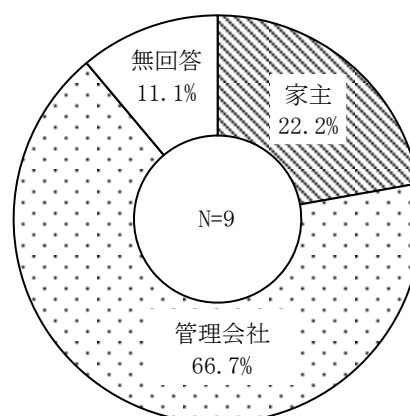
入所施設の種別は、「高齢者関係施設」が56.0%、次いで「障がい者関係施設」が32.0%、児童関係施設が4.0%の順となっています。



(2) 家主の回答者の種別

家主の種別は、「管理会社」が66.7%、次いで「家主」が22.2%となっています。

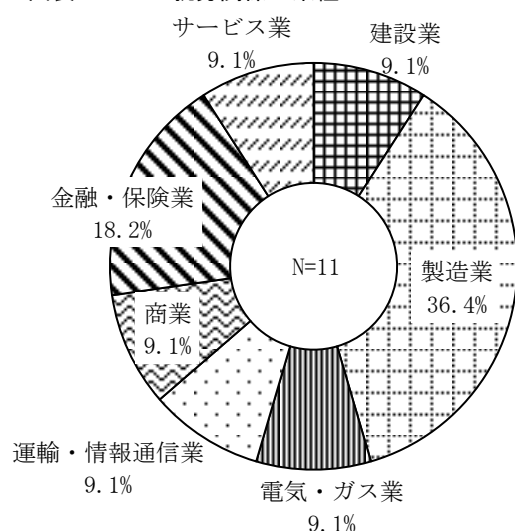
図表 3-25 家主の回答者の種別



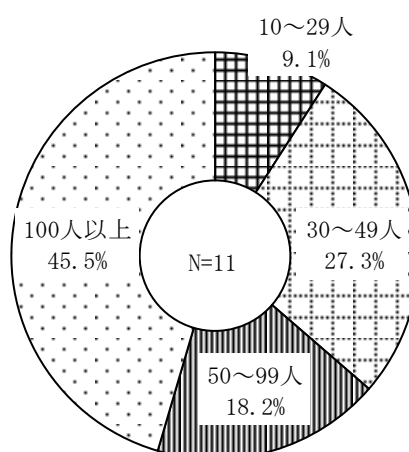
(3) 就労関係の業種と従業員数

就労関係の業種は「製造業」が最も高く36.4%、次いで「金融・保険業」(18.2%)となっています(図表3-26)。従業員数をみると、「100人以上」が最も多く45.5%、次いで「30~49人」(27.3%)となっています(図表3-27)。

図表 3-26 就労関係の業種



図表 3-27 就労関係の従業員数



第4章 調査票D（支援者）、調査票G-1（就労支援関係）

1 保証に関する相談を受けた経験

(1) 「保証」に関する相談を受けたことがあるか

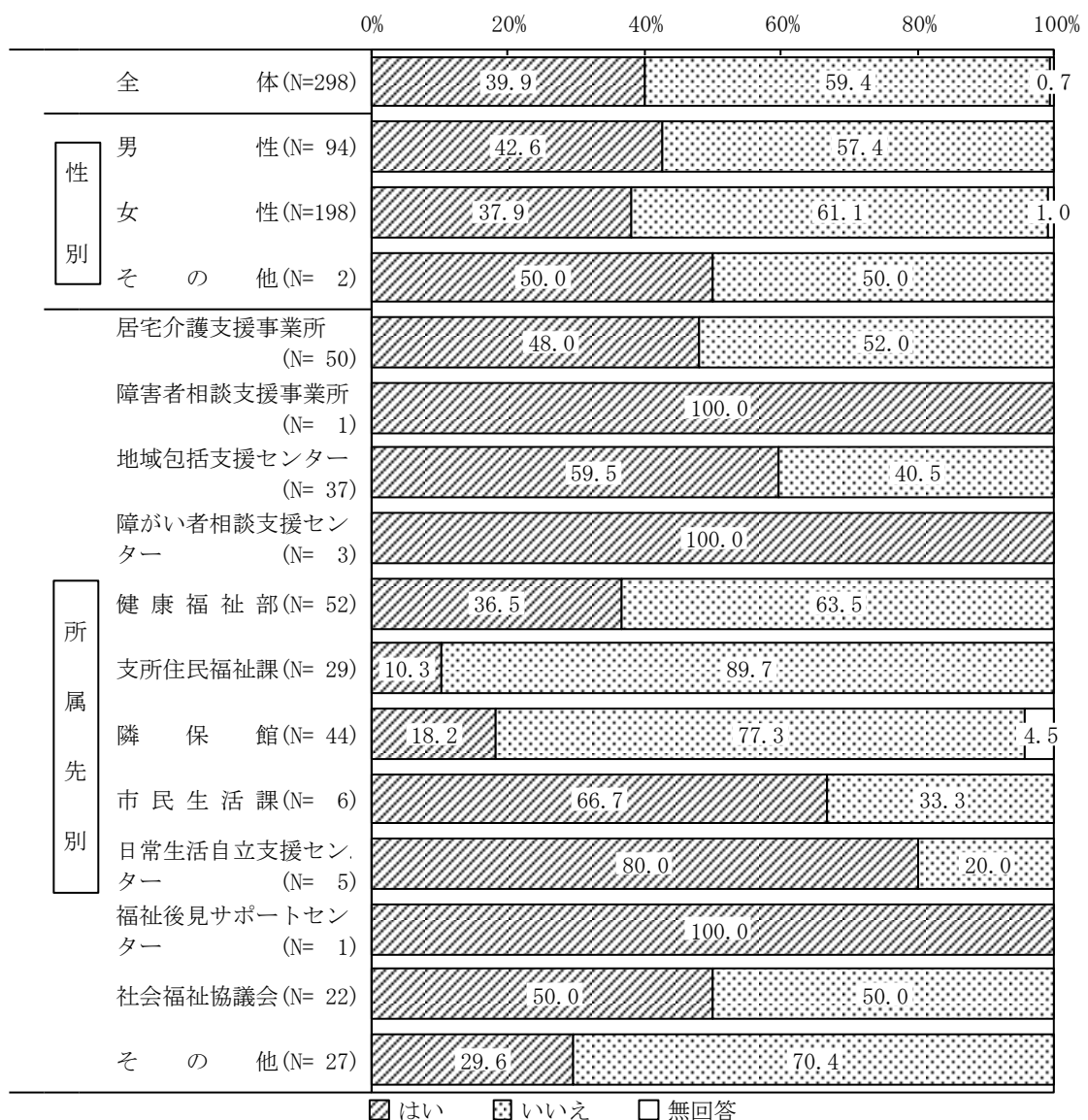
「保証」に関する相談を受けたことがあるかたずねたところ、「はい」が39.9%、「いいえ」が59.4%となっており。半数以上が「保証」に関する相談を受けたことはありません。

性別にみると、男性は女性と比べ「はい」が4.7ポイント高くなっていますが、男女で大きな差はありません。

所属先別にみると、支所住民福祉課、隣保館は他の所属先と比べ「はい」が低くなっています。

また、就労支援者2名については、「はい」が100%となっています。

図表4-1 「保証」に関する相談を受けたことがあるか



(2) 「保証」に関する相談件数

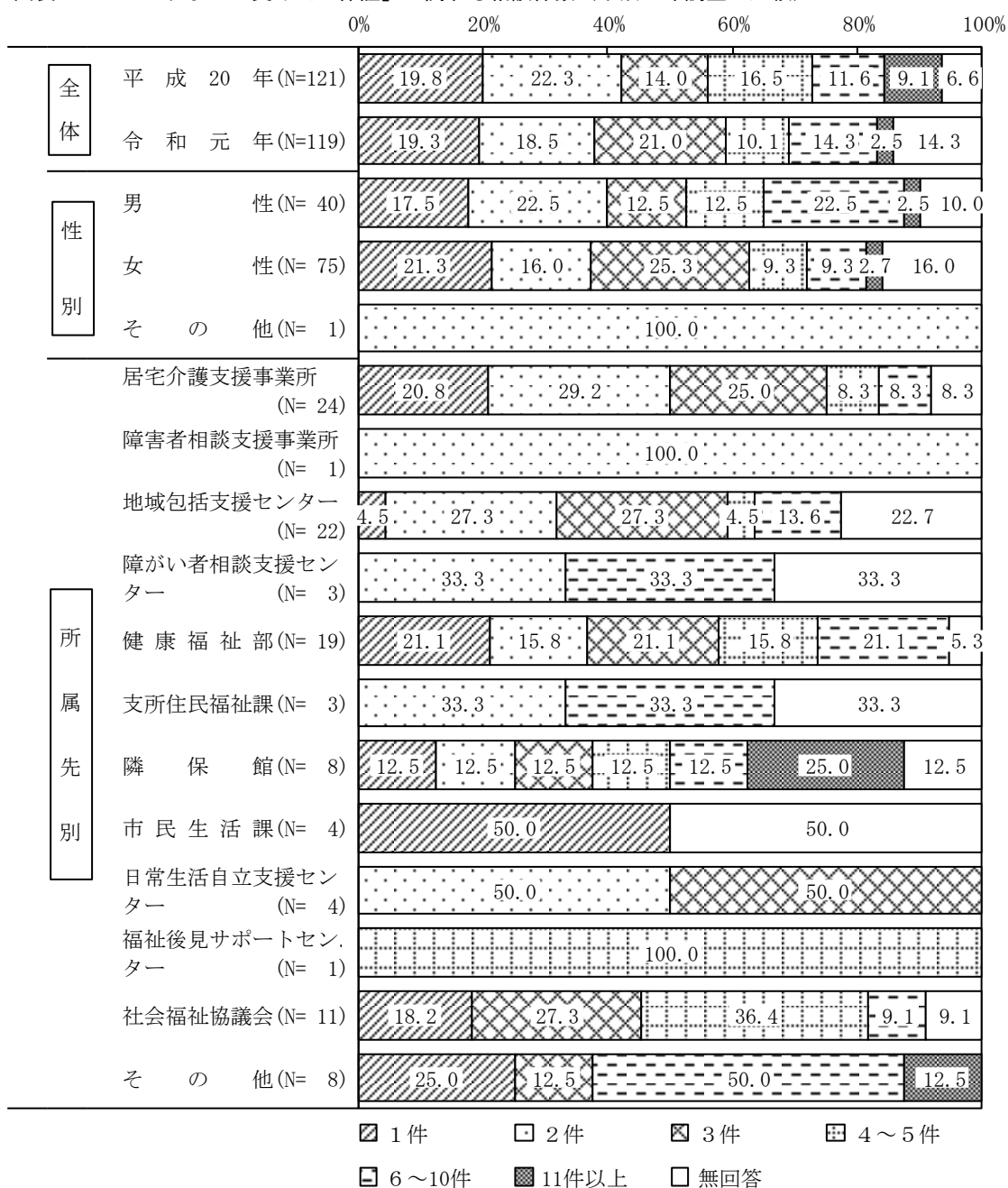
これまでに受けた「保証」に関する相談件数をたずねたところ、「3件」が21.0%と最も高く、<1～3件>が58.8%を占めています。

平成20年調査と比較すると、「3件」「6～10件」が高くなっているのに対し、「2件」「4～5件」「11件以上」は低くなっています。

性別にみると、男性は「2件」「4～5件」(22.5%)が、女性は「3件」(25.3%)が最も高くなっています。平均相談件数は男性が4.47件、女性が3.73件と、男性がやや多いです。

また、就労支援者2名は「3件」と「6件」という結果となり、平均は4.5件です。

図表4-2 これまでに受けた「保証」に関する相談件数（平成20年調査と比較）



(3) 「保証」に関する相談内容

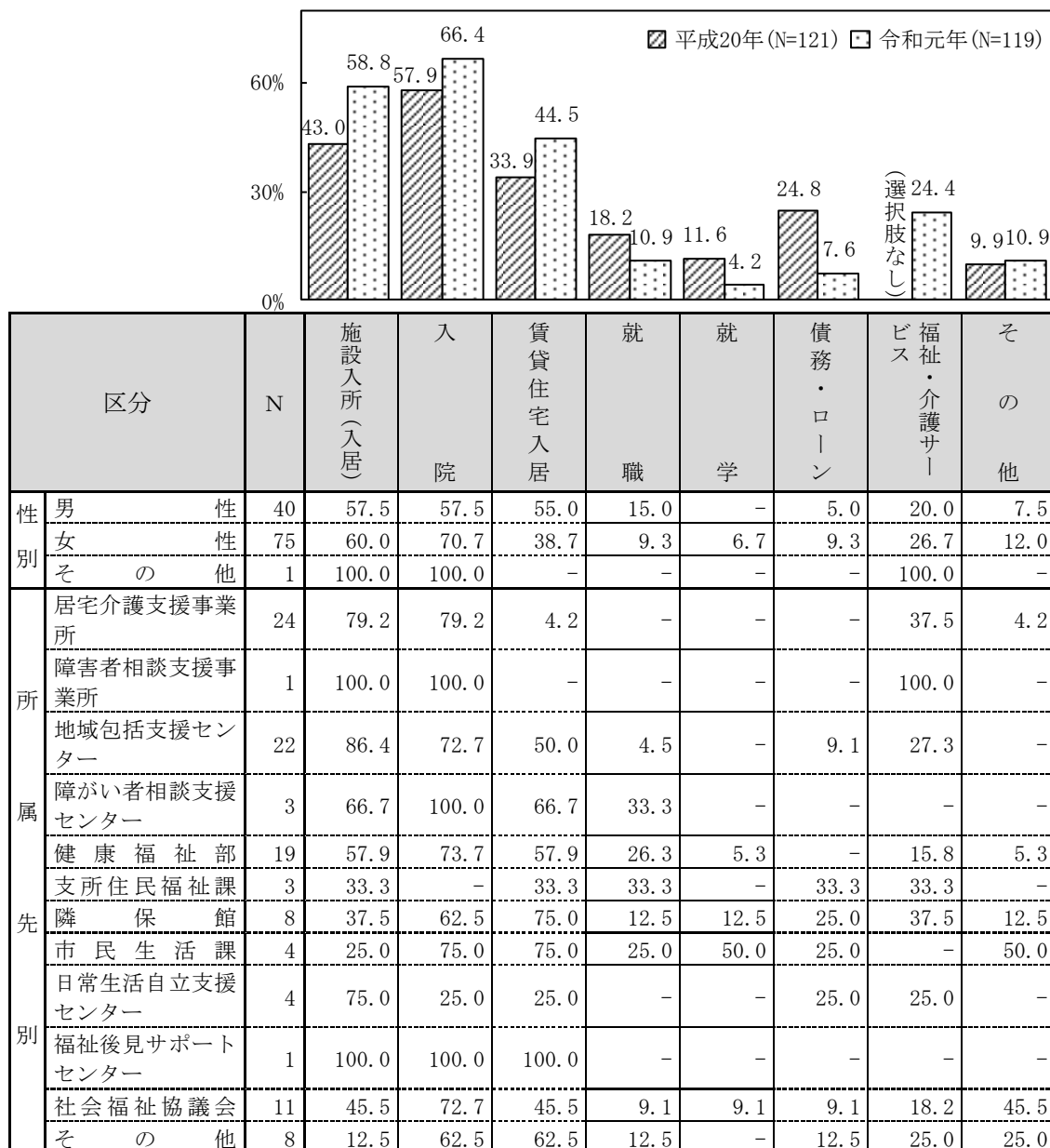
どのような相談を受けたかたずねたところ、「入院」が最も高く66.4%、次いで「施設入所」(58.8%)、賃貸住宅入居(44.5%)の順となっています。

平成20年調査と比較すると、「就職」「就学」「債務・ローン」に関する相談は低くなっているのに対し、「施設入所」「入院」「賃貸住宅入居」はそれぞれ高くなっています。特に、「債務・ローン」は17.2ポイント低く、「賃貸住宅入居」は10.6ポイント高くなりました。

性別にみると、男性は女性と比べ「賃貸住宅入居」が、女性は男性と比べ「入院」がそれぞれ10ポイント以上高くなっています。

また、就労支援者2名は「賃貸受託入居」、「就職」がそれぞれ1件ずつとなっています。

図表4-3 どのような相談を受けたか(複数回答、平成20年調査と比較) 単位：Nは人、他は%



図表 4-4 どのような相談を受けたか（複数回答、その他）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 死後事務 ・ 利用者の死後の身柄引き受けについての約束 ・ 受診、検査、救急対応など医療面 ・ O P E ・ 永住権 	<ul style="list-style-type: none"> ・ V I S A ・ 在留資格取得、期間更新など ・ 奨学金 ・ 仕事で ・ 生活福祉資金の貸付
---	---

2 「保証」に関する具体的な相談内容

(1) 施設入所（入居）について

<居宅介護支援事業所>

- ・ 状態悪化のため入院し、治療を受け退院の許可が下りたが、独居で身寄りもなく、認知症もあり、在宅へ戻るのは困難と判断し、施設入所先を探したが、身元引受人がいないのは何かの時に困るため、成年後見制度があればと言われた。
- ・ 一人暮らしで身寄りなし。在宅生活が難しく施設入所せざるを得ない状況
- ・ グループホームに入所をと検討したが、申し込み書提出に関して契約できないケースがあった。
- ・ 身寄りがない方の代理の件
- ・ 施設入所の保証人、親族の方々が拒否
- ・ 入居申し込みを行う際に保証人（身元引受人）が必要だと言われる。
- ・ 緊急時の連絡先
- ・ 入所申込に来られた家人より「現在、本人は遠方に住んでいる。特養の申込を行ったが、保証（身元引受人）が遠方だと断られた。」と相談を受けた。
- ・ 軽費老人ホームに入居したいが、子が居らず、親戚付き合いもないため
- ・ 自宅での生活が困難な身体状況でも施設入所ができない。在宅で生活し続けるしか方法がない。
- ・ 施設入所に直ぐかけつけられる保証人と言われ困った。（保証人も兄弟だと高齢）
- ・ 昔お世話になった方なので支援してきたが、大変になってきた。他人なので最後までは無理。しかし入所を希望しても保証人には恐ろしくてなれない。
- ・ 一人暮らしで夫は既に他界。子どもはなく、夫の兄姉等いるが疎遠で本人の保証人になることには拒否。入所の申請をどうしたらいいか…。
- ・ 施設の申し込みは、医療的ニーズ、また必要になった方を判定しての決定者を決めてほしい。

- ・独居、施設入所がショートステイ含め必要となるが、家族への連絡付かず、時間がかかり困った。
- ・一人暮らし、親戚も疎遠になっていて、支援を頼んでも誰も保証人になってもらえない。
- ・身寄りなく独居で在宅生活困難となり、特養入所申し込む。

<障害者相談支援事業所>

- ・施設入所も検討された際にどうしようと相談あった。現在、施設入所についてはその時に検討しようということになっている。
- ・施設に入所したいが親族がいない、又は折り合いが悪く頼る人がいないため施設入所にあたりどうしてよいかわからない（本人より）。

<地域包括支援センター>

- ・特養、サ高住、老健入所時に身元保証人（引受人）を要求された。
- ・一人暮らしで身寄りのない方、あるいは身寄りはいるが疎遠になっている。緊急時の連絡先、亡くなった時の対応を誰がするか、その担保がないと入所は難しいと言われた。
- ・入所申請時に保証人が必要と言われ、本人、友人等と相談し、遠方にいる姉妹を見つけた。
- ・身元保証人がいないと施設を申し込めない。
- ・保証人がいないから入所できないと言われた。
- ・施設に入所する必要があるが、保証人を頼める人がいないので入れない。
- ・施設入所時の身元保証人
- ・若いときに数々のトラブルがあり、親族に迷惑をかけてきたことから親族とは疎遠になっている、本人のことは思い出したくもないという。現在、内縁の妻が本人の世話をしているが、内縁の妻にも事情があり、本人を入所させたいと思っていて本人も同意するが、内縁関係では保証人になれない。
- ・入居にあたり、後見人を立てることを条件とする施設が多い。
- ・親族がいない、または高齢者虐待等の案件で親族を頼ることができず、施設入所を選択したが、成年後見人が決定するまで市が身元引受人がわりとならざるを得なかった。
- ・独居の男性、夫婦で入所を希望。親戚に保証人を頼むが高齢のためと断られる。
- ・一人暮らし。入院したが、自宅に帰る見込みなく、身内がいないため相談を受けた。
- ・一人暮らし。地元の人ではなく、身内がないため。
- ・施設に入所したいが、親族が近くにいないため入所を拒否された。
- ・施設入所の保証人
- ・生活保護の方で身寄りが全くなく、養護に入りたい相談

<障がい者相談支援センター>

- ・入所したいが親族が保証人を拒否
- ・施設入所にあたり、書面だけの保証人ではなく、入院や通院、緊急時に即動いてくれる保証人を求められた。
- ・身元引受人（死亡時等の引受先）及び利用料や家賃が滞納された場合の支払者を望んでいる。生活保護受給者の場合、緩和されることがある。

<健康福祉部>

- ・保証人として適切な人がおらず、話が進まない。
- ・保証人がいないと入所できない。
- ・入所時の処置や、死亡時の対応
- ・ひとり暮らしの高齢者の老人ホーム入所手続き
- ・養護老人ホーム入居に向けての相談。身元保証人がいないか、親族がいても疎遠で連絡が取れない。特別養護老人ホームの場合も同様に申し込みができない。何とか入居できないか？
- ・施設入所時の保証人となる身内がない。
- ・介護施設に入る際の保証人がいないと入所できない。
- ・施設入所するため、保証人が必要だが、そんな人がいない。
- ・施設入所の申請をしたいが保証人がいない。

<支所住民福祉課>

- ・保証人がいない。

<隣保館>

- ・兄妹は近くにいるが、年老いているので面倒を見てもらうことができなく、一人なので入所を希望したが、認知症があり病気もあるのでなかなか受け入れてもらえない。

<市民生活課>

- ・入居者に何か起こった時の緊急連絡先、及び支払い関係でトラブルになった場合

<児童相談所>

- ・両親ともに不在（父は行方不明、母は死亡）で、児童相談所で施設入所（措置）していたが、18歳で自立するにあたってグループホームの入居等契約行為できる人がいなかった。
- ・保護者と連絡がとれない。

<日常生活自立支援センター>

- ・入所するについて書類が多く、何枚も保証人等のところへ名前を書かないといけなかった。

- ・特養施設入所。入所には保証人必要だが、どうすればいいか。成年後見人（補助人）を選任した。

- ・退院予定の方で、在宅での生活が難しくなり、施設入所を検討しているが保証人がいない。

〈福祉後見サポートセンター〉

- ・保証人候補者からの相談。養護老人ホームに入所申し込みした際、本人とは血縁関係はないが保証人になろうとしたものの、入所判定委員会で第三者が保証人になることに不安要素があるという判断から、意思判断能力があるうちに、任意後見契約を勧められた。本人と候補者は昨日今日の付き合いではなく、候補者は事理弁識ができ、自分以外に本人を看取る人はいないので自分で担おうという意思もあり、保証人に不足はないと思われた。担当課は、これまでは第三者が任意で保証人になっていたが、いざという時にその役割を避けたい意図が見られる。受け入れ先の保証人の要件が年々厳しくなっており、「保証人を辞めた、知らない」と言われたいようにしたいと説明している。

〈社会福祉協議会〉

- ・入所の相談を受けたが、保証人がいないためどうしたらよいか…。在宅も難しい（施設より）。

- ・有料老人ホームに入居を希望しているが、保証人がいないので書類が整わず話が進まない。どうしたらよいだろうかとの相談

- ・施設入所の際

- ・施設長より特養に入所する条件として、本人の入院時、手術時の保証人になってくれる人をはっきりさせてほしいと言われた。

〈その他〉

- ・身寄りのない独居老人が自立が難しくなってきたため、施設入所を希望するが保証人がいない。

(2) 入院について

〈居宅介護支援事業所〉

- ・状態悪化のため入院が必要となったが、身寄りなく、身元引受人の記載ができなかった。生活保護受給者だったため、入院、治療はできた。

- ・入院に際して、保証人が必要と言われる。1名ではなく、2名の場合もある。

- ・緊急時の連絡先

- ・病院受診の際、病院側より「保証人」「身元引受人」を求められた。家族が遠方のため、職員が暫く付き添うことになり大変なことがある。
- ・入院時、保証人が必要と言われる。
- ・入院し、病状によっては手術が必要となった場合に、頼れる人（保証人）がいない。
- ・入院時、保証人がいないことで、支援側、病院側が困った。
- ・独居、肢体不自由の方。兄弟も親戚も地域におらず、いところが高齢のため死去。保証人となってくれる方がおらないまま入院の必要が出てきた。
- ・独居の高齢者、親族も見放した方。
- ・身寄りがいない人の入院となり、病院側との連携を行う。
- ・母子で育ててひとりっ子。母の実家で暮らし、一人暮らしとなっていた。入院時の保証人が必要
- ・入院、手術を受ける時の承諾書や、入院時の連帯保証人。本人は一人暮らし。息子達とは断絶状態。
- ・内縁関係で本人には身寄りがいない。年金もない。夫（要介護状態）には、いところ、甥、姉がいるが関係が悪く支援拒否。本人も夫も入院中に保証人となってくれる人がおらず大変だった。
- ・子どものいない高齢者夫婦が、夫が手術目的で入院にあたり、保証人として頼める人がいない。
- ・一人暮らし、親戚も疎遠になっていて、支援を頼んでも誰も保証人になってもらえない。
- ・救急搬送され、そのまま入院となり、保証人を求められた。

<障害者相談支援事業所>

- ・入院時の保証人をしてもらえる方が居ない。どうしよう？とのことで、結果、HP側はなしでよいとのことになった。

<地域包括支援センター>

- ・入院時に医療同意や支払いの保証人を求められた。
- ・救急搬送後の入院手続きの時に、保証人欄への記入を求められた。
- ・身元引受人を探すことで相談があり、病院相談員と共に本人から辿った。
- ・入院の身元保証人必要書類について。結局、退院の時にちゃんと支払いをしたので提出しないままです。
- ・家族と疎遠の利用者の入院時の保証人について
- ・保証人がいないから入所できないと言われた。

- ・救急で入院することになったが身寄りがおらず、遠方の親戚に頼むことになったが手続きなどで色々困ることがあった。
- ・入院時、手術時における保障や同意
- ・近くに身内がおらず、保証人になってくれる人がいない。
- ・独居高齢者が急搬されたが、身元保証人がおらず、経済的な余力もないので誰か保証人になってくれないかと病院から相談された。
- ・身寄りがいない高齢者が緊急入院することになり、入院時の支援を行っていたら、HP側から保証人の欄への記入を求められたが断った。
- ・身寄りのない独居の女性。宗教団体の世話人の方に保証を頼んでもらえると思っていたが、いざ入院となった時に断られた。
- ・入院時の医療同意してもらえる親族がいない。
- ・入院時の保証人、医療的な判断・同意
- ・入院時、保証人になってもらう人がいない。
- ・国民年金だけで子供達とは疎遠になっており、親戚もいない方の急な入院

〈障がい者相談支援センター〉

- ・入院時は必ず保証人が求められる。
- ・緊急入院時に入院・治療同意書。病院からは、家族が見つからないのであれば対応した職員で署名して欲しいと言われた。治療（手術も含む）の同意書がないと治療できないとまて言われた。
- ・一人暮らしで頼れる親族がいない方が入院となったが、保証人が決まらず、病院、本人が困ったケース。

〈健康福祉部〉

- ・外国人が出産で入院する前の前払い金と、日本人の保証人の相談
- ・保証人として適切な人がおらず、話が進まない。
- ・保証人がいないと入院できない。
- ・入院時の病状説明や、死亡時の対応
- ・ひとり暮らしの高齢者の入院手続き
- ・長期入院となり、本人に認知症の症状があるため、身内に説明を聞いて書類を書いてほしい。
- ・検査、手術等の予定入院の場合、2人必要と言われ、1人は親族がいるので、あなたに保証人になってほしい。

- ・入院時及び治療方針を決定するための保証人がいない。
- ・救急搬送されたが、入院及び治療するにも家族の同意と緊急連絡先等の身元保証人が必要。
- ・入院時、手術等を行う時に印を押した。
- ・市長申立人後見制度利用前に、独り身で親族のいない方の入院についてドクターから依頼があり困った。

<隣保館>

- ・入院するときの保証人、本人の家族なく、親戚も疎遠である場合、救急搬送時も家族に連絡できない、いない方。
- ・叔母、いとこが入院するときに、2人の保証人がほしいということで、その内の1人として。
- ・入院するのに保証人になってほしい。
- ・親戚がいても保証人になってもらえず、やむなく形だけ書いてもらって、市職員（人権センター）が付き添って入院手続きをしたことがある。

<市民生活課>

- ・入院の時に外国人で、親戚や知り合いがいない。
- ・入院の際の手続きにかかる保証人申請

<日常生活自立支援センター>

- ・入院について同居以外の親族等の保証人がいるということで、幸い近くに人がいたので助かった。

<社会福祉協議会>

- ・外出先で倒れ入院となるが、本人に言語障害が残り、意思疎通が困難となった。身元の確認をするが、頼れる親族はなく、在宅生活もできない状態であり、入院手続き、医療同意、支払い方法、転院手続き等、生活全般にわたり相談が必要となった。
- ・入院治療が必要となったが、病院から求められる保証人（1人か2人だったと思います）が見つからなくて困っているとの相談
- ・身寄りがない人が入院するときはどうしたらよいか。
- ・入院時の保証人の記載
- ・民生委員より相談。目の手術のための同意を求められたが、どうすればよいのか？相談者は90歳、女性、一人暮らし。
- ・救急車で緊急入院の際
- ・入院料金の支払い

〈その他〉

- ・両親の入院、又は手術。親戚の入院
- ・親族との関係が悪く、連絡が取れない人の入院手術の際の保証と手術同意書
- ・手術が必要なので、入院、手術をしなければならないが、身内（親族）が近くにいないので保証人を頼める人がいない。（病院の通訳に言っていた）
- ・家族がいない。（NPO）

〈不明〉

- ・身寄りがいない、入院するにあたり保証人になってくれる人がいない、どうしたらいいか。
- ・入院、手術で家族のサインが必要だった。

(3) 賃貸住宅入居について

〈居宅介護支援事業所〉

- ・賃貸の料金を払えなくなり、より安い所を探すのに、ご本人に保証人となってくれる人がいなかった。

〈地域包括支援センター〉

- ・賃貸住宅契約時に保証人を求められた。
- ・賃貸住宅に関して、転居を考えているが、保証人がいないため難しい状況にある。
- ・保証人がいないから入居できないと言われた。
- ・現在住んでいる所を退去しなければならず、新しい住まいを探す際に身寄りがなく保証人に困りました。
- ・入居における保証
- ・アパート入居時の保証人で、高齢の両親（収入なし）では保証人には弱い。
- ・公営住宅の申し込みの際して、保証人を立てられず困っているケース。（当人は様々な理由で関係を断っていることが多かった）生保・外国人（地域包括支援センター）
- ・市営住宅を申し込みたいが、保証人となる人が見つからず、申し込みができないと相談された。（地域包括支援センター）
- ・入居時、今のアパートから違う所に変りたいが、保証人がいない。（地域包括支援センター）

<障がい者相談支援センター>

- ・収入が少ないので県営住宅を利用したい。
- ・身元引受人（死亡時等の引受先）及び利用料や家賃が滞納された場合の支払者を望んでいる。生活保護受給者の場合、緩和されることがある。

<健康福祉部>

- ・保証人として適切な人がおらず、話が進まない。
- ・保証人がいないと借りられない。
- ・市外からの転入者のアパート入居
- ・アパートに入居するのにあたって、保証人になってくれる人がいない。
- ・今より家賃の安いアパートへ引越したいが、高齢で本人契約ができないと言われた。本人契約ができて保証人が必要と言われた。
- ・高齢のため独居するには大手の賃貸会社は保証人がいないと貸してもらえない。
- ・保証人2名必要と言われたが、兄が一人だけで他に身寄りがなかった。
- ・高齢者に貸してくれるアパートがない。
- ・宅建業界へ人権啓発、差別禁止の研修時、オーナーが入居を拒否するケースの経験を話された。

<支所住民福祉課>

- ・保証人がいない。

<隣保館>

- ・賃貸住宅で4Fに入居していて、足が弱くなってきたので下に変わりたいが、荷物など自分で運ばなければならないので頼る人がいない。
- ・市営住宅の入居にあたり、2人以上の保証人が必要となった。
- ・住宅の名義変更したい、引き続き保証人になってもらえるよう一緒に話をしてほしい。
- ・保証人になってくれる人がいないため、市職員がなっていたケースがある。

<市民生活課>

- ・県・市営住宅
- ・公営住宅を含めて入居時の保証人
- ・住宅入居の際の保証人がいるか、いないかで入居ができないケース

<日常生活自立支援センター>

- ・転居に伴う保証人が必要であるがいない。

<福祉後見サポートセンター>

- ・公営住宅に入居していて、契約更新の時期になった。それまでは司法書士と任意契約して見守り支援を受けていたが、手数料の負担等もあり、誰か他に保証人を頼める人はいないかとの相談が、本人の相談を受けた機関よりあった。

<社会福祉協議会>

- ・高齢者の転居時の保証人について
- ・今住んでいる賃貸住宅が取り壊しになるため、次の住宅を決めるための相談。相談者は70歳後半、男性、一人暮らし
- ・賃貸住宅入居のための契約の際
- ・賃貸住宅の契約で、保証人及び緊急連絡先が必要となり、どちらも頼る人がいなくて賃貸契約ができなかった。
- ・保証委託料を支払うのに保証人が必要。

<障がい者相談支援センター>

- ・引っ越しをしたいが、保証人として名前を書いてくれる人がいない。どうすればいいか。

<その他>

- ・市営住宅入居に伴い、保証人を2名必要とするところ、1名のみしか見つからないので、免除してほしいとの相談があった。
- ・住まいがなく困っている。
- ・県営住宅に当選したが、保証人2人のうち1人は日本人の保証人でないとダメだと言われた。日本人で保証人を頼める人がいないのでなってほしい。
- ・県営や市営住宅の保証人（日本人の保証人がいない）（NPO）
- ・未成年が家を借りる（公営住宅）にはどうしたらよいか。保証人はどうしたらよいか。（スクールソーシャルワーカー）

<不明>

- ・アパート入居時での保証人を求められる。
- ・賃貸住宅入居の際、保証人になってほしい。
- ・高齢の母と障害を持つ息子の家庭で、働かなくなり社宅から転居しなければいけないが、親族等もおらず、保証人がいなかったので困ったケースがあった。
- ・相談者の知人が持ち家を手放し、借家住まいを検討した際、不動産屋に行ったら保証人が必要と言われ断念した。
- ・目自事業利用者のアパート入居に関しての相談

- ・施設不適應をおこした児童が独立する際の入居について。

(4) 就職

<地域包括支援センター>

- ・精神障害の方がオープンで就活。決まった後の保証人の担保を受ける

<障がい者相談支援センター>

- ・就職面接には通ったが保証人がいないということについて心配に思っているという本人からの相談。

<健康福祉部>

- ・就職が内定したが、入社時提出書類に「保証人」「身元引受人」があった。頼める人がいない。
- ・内定はもらっているが、保証人になってくれる人がいないので不採用になってしまう。

<隣保館>

- ・就職するとき、家族・知人がいても、それまでの転々とした過去から保証人になってくれる人がいない。

<社会福祉協議会>

- ・緊急時の連絡先等

<ハローワーク>

- ・面接応募に際して、保証人が必要かを確認して欲しいと求職者から言われた。
- ・採用内定後、保証人に関する書類の提出を求められた。

<不明>

- ・警備員の採用が決まったが、2人以上の保証人が必要と言われた。（2件）

(5) 就学

<健康福祉部>

- ・外国にルーツを持つ子どもが、高校、大学へ入学する時に、保証人は日本人との条件付きだったため相談された。奨学金の保証人も含めて。

<隣保館>

- ・書類作成、手続き、必要物品準備

<社会福祉協議会>

- ・学費等の支払い

(6) 債務・ローン

<地域包括支援センター>

- ・年金を計画的に使用できず、金銭管理ができないため。

<支所住民福祉課>

- ・保証人がいない。

<隣保館>

- ・友人の保証人になり借金を背負ったが、返していくことが困難になってきたので、どこに相談したらよいか教えてほしいとのこと。

<日常生活自立支援センター>

- ・家族の借金の連帯保証人になっている。(2件)

<その他>

- ・子や姪の入学時

(7) 福祉・介護サービス

<居宅介護支援事業所>

- ・介護サービスを受ける際、契約書を交わすが、本人以外には家族、又は代理人の住所、氏名を記載するところがあったが、家族がいない人だったのでどうしたらよいか。
- ・サービス利用契約時に、代理人(保証人→本人に代わって利用料を支払ってくれる人)が必要だといわれた。
- ・緊急時の連絡先
- ・介護サービス利用に伴う契約時の代理人の署名
- ・まったく身寄りなしの利用者で、今後予後の相談
- ・福祉用具レンタルを利用する時、口座引き落としの手続き時に承諾名と印鑑がほしいと言われた。

<地域包括支援センター>

- ・新規でDSを利用する時に、緊急連絡先がない場合は契約できない。支援者や民生委員の連絡先を書くように求められた。
- ・身寄りのない利用者の介護サービスの利用時の代理等
- ・入所における誓約
- ・知的障がい者が福祉サービスを利用のため、事業所と契約時に家族の保証人欄の記載がほしい。

- ・一人暮らし。地元の人ではなく、身内がないため。

<支所住民福祉課>

- ・身内がないので、この先どうしたらいいか？

<隣保館>

- ・要支援が必要であると思われるが、本人で申請できない。立ち会いの家族もいない場合
- ・手続き、書類作成、保証人
- ・デイサービス利用にあたり、保証人必要（独居高齢者）
- ・両親の介護サービス

<日常生活自立支援センター>

- ・ひとつの事業（作業所）を利用するにもいくつも書類を見、説明され名前を書くところが多い。本人は身内が近くに誰もおらず困ったが、いなければいいと了承された。

<社会福祉協議会>

- ・日常生活自立支援事業の利用者が、成年後見が必要となったケース

(8) その他

<居宅介護支援事業所>

- ・OPEが必要となり、同意のための確認が必要となった。（親1人、子1人で近くに親戚がいない方もいた）

<健康福祉部>

- ・外国の方の永住権の保証人について（日本人に限る）

<隣保館>

- ・移動手段、病院や科、受付、手続き、同意書サイン

<市民生活課>

- ・外国人場合、日本に在留について身元保証人が必要。その保証人についての相談
- ・VISA更新の時に保証人が必要

<社会福祉協議会>

- ・民生委員が地域の方から受けた相談で、その相談に応じる。民生委員が国民年金を受給する時の保証人になってほしいと頼まれた。
- ・「自分の死後事務について、地域へ依頼したい」との相談あり。
- ・特養に入所する条件として、本人の死亡時の引受人をはっきりしておいてほしいと言われた。
- ・生活福祉資金の貸付で保証人がみつからなかったため、無利子で借りることが出来ず有利子となった。

3 「保証」に関する相談の対応

(1) 受けた相談にどのような対応をしたか

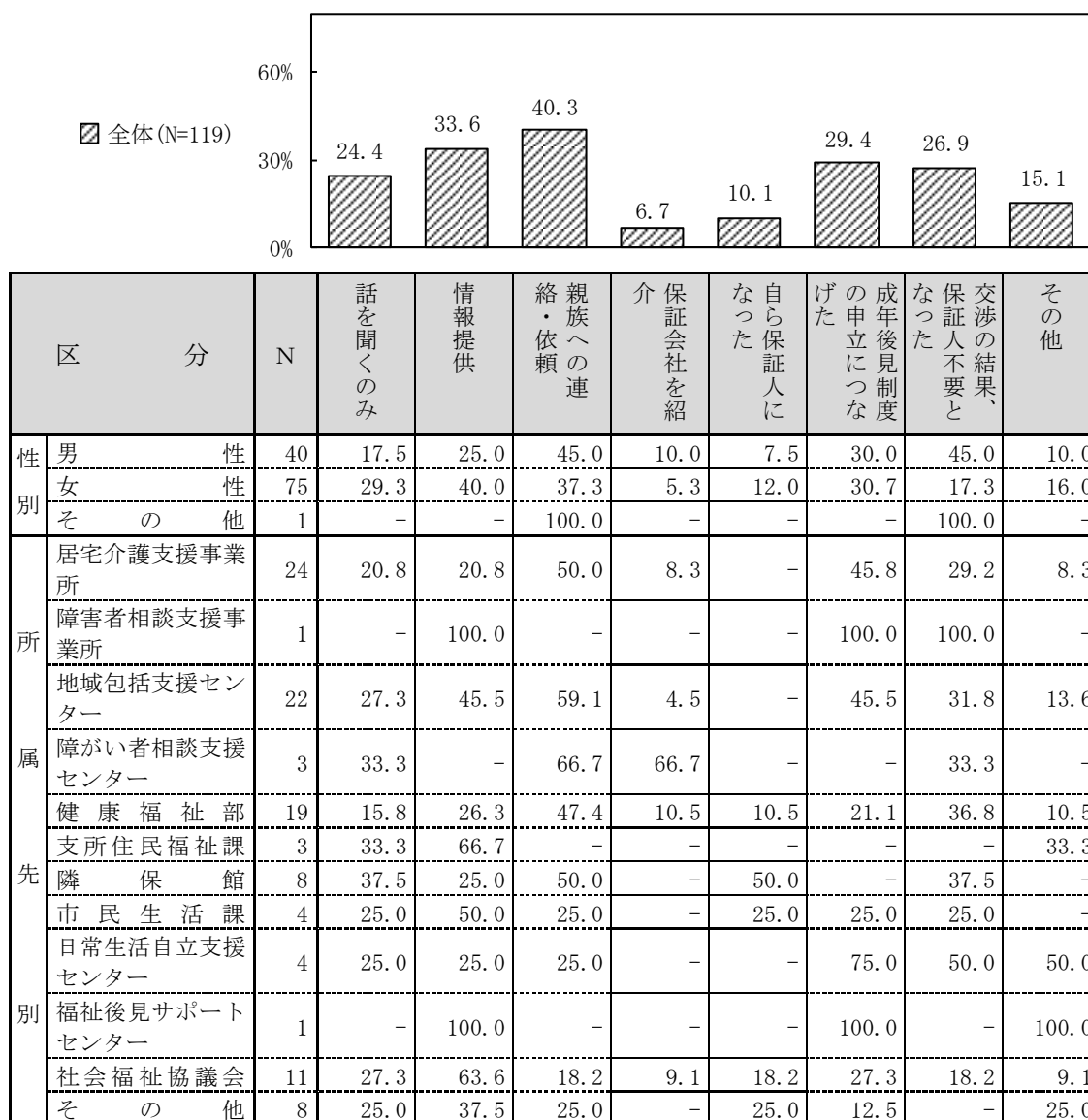
受けた相談に対してどのような対応をしたかたずねたところ、「親族への連絡・依頼」が40.3%と最も高く、次いで「情報提供」(33.6%)、「成年後見制度の申立につなげた」(29.4%)の順となっており、相談に対して具体的な支援が行われています。一方で、「話しを聞くのみ」は24.4%となっています。

性別にみると、男性は女性と比べ「交渉の結果、保証人不要となった」が、女性は男性と比べ「情報提供」が10ポイント以上高くなっています。

また、就労支援者2名では「親族への連絡・依頼」、「話しを聞くのみ」が2件、「情報提供」が1件となっています。

図表4-5 受けた相談にどのような対応をしたか（複数回答）

単位：Nは人、他は%



(注) 「相談者が保証金を支払った」の選択肢については該当がなかった。

4 相談に対しての具体的な対応方法

(1) 居宅介護支援事業所

- ・入院先の医療相談員、生活支援課の相談員、社会福祉協議会の相談員、地域包括支援センターへ相談。親族へは連絡が取れず、施設の受け入れ先を探した。
 - ・社会福祉協議会に相談した。
 - ・成年後見制度の話聞かせてもらった。
 - ・親族へ依頼に行ったが断られたので、その旨介護サービス事業所に説明し、相談した結果、不要となった。
 - ・本人に能力があると認められるときは保証人なしで対応してもらおうよう交渉した。親族の理解を得るのがかなり大変だった。
 - ・連絡先は伝えたが、できることは限られる旨を伝えた。
 - ・手術検査承諾書で保護者、又は親族の代表者の記入ができなく、何かあれば誰が責任を持ってもらえる？と言われた。
 - ・介護サービス利用時の契約のとき（利用者が認知症で理解力、判断力がないため）
 - ・日頃から付き合いはないが、兄弟や甥・姪へ連絡を取ってお願いしてみた。
 - ・今すぐは必要なくても、いずれ入所や入院した時を念頭に、成年後見制度の申し立てをすすめた。
 - ・保証人2名のところ、1名にしてもらった。
 - ・支払い可能な財力のある方と説明し、了解いただけ保証人なしで入院できた。
 - ・遠方の親族（かなり薄い）が、郵送で保証人の用紙に記載いただけた。（お金で迷惑かけないという約束の元）
 - ・身寄りがあるが疎遠となっているため、生保を受給しており、行政と連携して身寄りを探し連絡を行う。
 - ・身寄りなしのため、保証会社と連携を行い、利用者の入院、看取りまで行う。
 - ・民生委員や自治会の方と権利擁護の方、CMと同時に会し、HPにて話し合った（交渉の結果、保証人不要となった）。
- 入所申請や入所の手続きができるよう親族へ連絡して成年後見制度の申立につなげた。
- ・福祉用具レンタルについては現金払いとかにした。
 - ・病院と相談した。しかし保証人は必要だった。
 - ・後見サポートセンターの案内をした。

- ・夫婦のうち妻の方だけに後見人がついていましたが、入院、手術を機に今後施設入所等の必要も考えられ、夫の方も後見人をつけることになった。
- ・後見制度や公正証書作成などの提案を行う手はできるが、詳しく説明できないので必要な相談窓口につなげた。
- ・家族の連絡先不明だったが、年数回（3～4回）来ることがあり、その時を待ち、会うことができた。
- ・市内2ヶ所総合病院だったが、事情伝え保証人不要となる。
成年後見制度について市長申立てで対応した。

(2) 地域包括支援センター

- ・特養入所時に後見人申立を求められ、申立手続きした。
- ・入院時の保証人は不要となった。（日自契約者）
- ・親族と疎遠だった方、役所より親族へ連絡を取り、協力を得られることが判明
- ・病院相談員や本人と協議した。
- ・疎遠の家族に連絡
- ・身寄りのない利用者の成年後見人の申立
- ・制度に詳しい社会福祉士に対応を依頼した。
- ・遠方の家族を見つけ依頼した。
- ・親族には保証人を断られた。現在、本人の認知機能にそれほどの低下はないが、いずれ低下した時に成年後見制度につなげる方法があることを説明。施設入所は見送り、ショートステイなどで内縁の妻の負担を減らしていく方法をケアマネジャーと考えていった。
- ・介護高齢、社協に相談
- ・基本的には交渉によって保証人不要を依頼するが、場合によっては所属で誓約書を書いた。
- ・相手事業所や病院と相談をする。
- ・まともに対応できたことがない。
- ・成年後見人をつけることを条件に施設入所をさせてもらえた。
- ・入院については退院までに後見人が決まることはほぼないため、保証人なしで入院をお願いしている。
- ・入院先の病院と交渉し、保証人不要となった。
サービス担当者会議を開催、所属する宗教団体が保証人となる。
- ・遠方に住む兄弟、いとこの連絡先を探し、入所や入院の同意を得た。

(3) 障がい者相談支援センター

- ・入院に関して後日親戚に書類を送り入院できているが、入院時に支援者がいることで受け入れられている。（支援者が日常生活支援をしているのが現状）
- ・金銭的負担がない状況にして、嫌がる家族を説得した。保証人がいない場合や親族が完全に拒絶した時は、有料になるが本人と相談のうえで保証会社に依頼した。交渉の結果、生命に関係しない場合は生活保護受給で不要になったケースもあったが、最近は行き先（退院後）がない場合の入院（精神科）も拒否される場合がある。

(4) 健康福祉部

- ・出産予定の病院に相談があったことを伝え、対応を依頼した。
- ・当時は保証協会（？）ができたので、そこに相談すればどう？と社協から提案された。
- ・職権にて調査を行い、親族との連絡が可能となったケース、及び、後見人市長申し立てに繋がった。
- ・生活保護で最低限お金の心配はないと判断があったり。
- ・本人は親族はいないと言っていたが、伊賀市に姉がいることが確認できた。保証人への依頼文を作成し、本人の自筆で郵送した。数日後、保証人欄に記載された書類が返送された。
- ・入所申込について身元保証人を立てた上で申込ができると聞いており、本人に親族（子や兄弟）がいる場合は自分から親族へ連絡し承諾してもらう。又はこちらから親族宛へ「連絡ください」との手紙を送付という形で依頼している。結果には結びつかないことが多い。
- ・施設入所、入院：保証人不要となった。
- ・就職：遠縁の親族への依頼を行うために調査をしていたが、相談者の隣人が保証人になってくれた。
- ・保証人がいなくても入れる施設を伝えた。これからのために成年後見制度を利用するように指導した。
- ・個人的に親しい人だったため、保証人になった。
- ・必要なことと受け止めて押印した。
- ・本人に保証会社利用を希望するか確認したうえで、施設から保証会社を紹介
- ・遠方の方に連絡を取り、引き受けてもらった。
- ・相談者自身が親族に連絡するように依頼
- ・地域包括支援センターにつなげた。

(5) 支所住民福祉課

- ・社協を紹介

(6) 隣保館

- ・（施設入所）に関しては話を聞くことしかできませんでした。（賃貸住宅入居）に関しては所属機関に連絡して話を聞いてもらえるようにした。
- ・保証人そのものではないが、入院手続きに立ち会ったり、介護申請までの支援を行った。
- ・最後まで一緒に支援した。
- ・2人の内、1人の保証人は確保できていたため、市当局と相談のうえ、もう1人の保証人は見つけ次第登録することとして申請をすることができるようになったが、その際は申請時にもう一人見つかったので特に問題はなかった。

(7) 児童相談所

- ・市相談員の個人的なネットワークに頼ることとなった。
- ・未成年後見人制度の利用を検討すると同時に親族を探したところ、母方祖母が他県にいたことが分かったため、祖母が契約者となった。
- ・保護者同意不要にした。

(8) 日常生活自立支援センター

- ・日自利用者と説明し、結果として保証人不在でも入居可となった。親族へ相談するが拒否された。包括支援センターに保証人不要物件について相談をかけた。
- ・弁護士の紹介、つなぎ

(9) 福祉後見サポートセンター

- ・担当課には、「保証人を辞めた、知らない」ということは親族でも起こり得ることで、適任と思われる人を入所判定委員会が懸念する理由が不明確であること、保証人に適任か否かは入所先が判断すべきことで、入所判定委員会で成年後見制度の利用を絶対条件にすることは、成年後見人は保証人になれないことから矛盾していると返したが、結局、相談者は「成年後見制度を利用しないと施設入所がかなわない」と思い込み、法定後見の申立をするに至った。

本人の住まいはかなり老朽化が進み、住み続けることが困難となったための入所申込みであったと聞いている。養護老人ホームは低所得で住まいの確保が難しい高齢者に住まいを提供する役割があり、本人の事情を汲んでまずは緊急措置として住まいの提供を検討できなかったのかと悔やまれる。

- ・公営住宅の保証人の要件に、2人のうち1人は市内在住であることと言われ、親族に頼んで引き受けてもらえ、残る1人については「探している」ことで更新を認めてもらえたと聞いている。

(10) 社会福祉協議会

- ・音信不通になっていた親族に連絡を取り、支援してもらった。市が支援しているということで保証人の代わりになった。成年後見制度の申立を行った。
- ・後見サポートセンター担当者に相談し、手続きをしてもらった。→後見人を選定
- ・「頼れる親族は誰もいない」と聞いていたが、本人に了承を得て、こちらから連絡、相談したら保証人になって頂くことができた。
- ・生活保護を受給している方だったので、生保ワーカーとも相談し、一緒に病院側と話し合いをしたところ、保証人なしのまま入院、治療して頂けた。
- ・自分の近親者なので保証人になった。障がい者相談支援センターの担当の方が、病院に事情を説明し、保証人不要となった。
- ・三重県の年金事務所に確認した。また民生委員の業務範囲ではないとのことを伝える。
- ・包括支援センター職員とともに訪問し、話を聞かせてもらう。「友人に相談する」とのことと終わった。後日連絡あり、住宅を決めたとのこと。
- ・話を聞くのみ（民生委員同行）。「死後のことばかり考えずに、今の自分を生きるわ」とのことと終えた。
- ・民生委員自らが地域の人という立場で同意書へサインされた。
- ・話をゆっくり丁寧に聞くのみにとどまった。
病院の詳細な情報提供により実現した。
金銭的に余裕のある方だったため、保証会社を紹介し、必要な手続きを代行した。
- ・生活保護のワーカーに相談した。親族には断られたということで、市長申し立てで成年後見制度の利用につなげて下さった。
- ・賃貸契約での保証人については、家賃保証会社の利用を提案した。

(11) その他

- ・市営住宅募集要項の確認をしたが、難しいことがわかったので実行されなかった。(スクールソーシャルワーカー)
- ・保証人の死亡で新たな保証人を立ててもらうべきところ、高齢で身寄りもなく、直ちに保証人が見つからなかったことから、一定の猶予期間を与え、届出を義務付けて継続入居を認めたことがある。
- ・大家さんと話し、保証人なしでもOKをいただいた。
- ・市が今後本人の支援をすることで、親族に保証を承諾いただいた。市長申立ての成年後見人制度の利用に至った。
- ・日本人の保証人が見つからなかったため、結局、県営住宅に入居することをあきらめた。県営住宅や市営住宅に入れる、もしくは入りたい人は生活困窮している人が多いにもかかわらず、保証人というところで壁があるのはおかしいと思っている。外国人も永住ビザを持っている者も多く、せめて永住ビザを持っている者でもOKにならないかと思っているが…。

(12) 不明

- ・親族、友人に依頼するよう助言した。
- ・可能な雇用形態で、引き続き仕事ができるようになり、社宅に住むことができるようになった。

5 解決に至らない相談

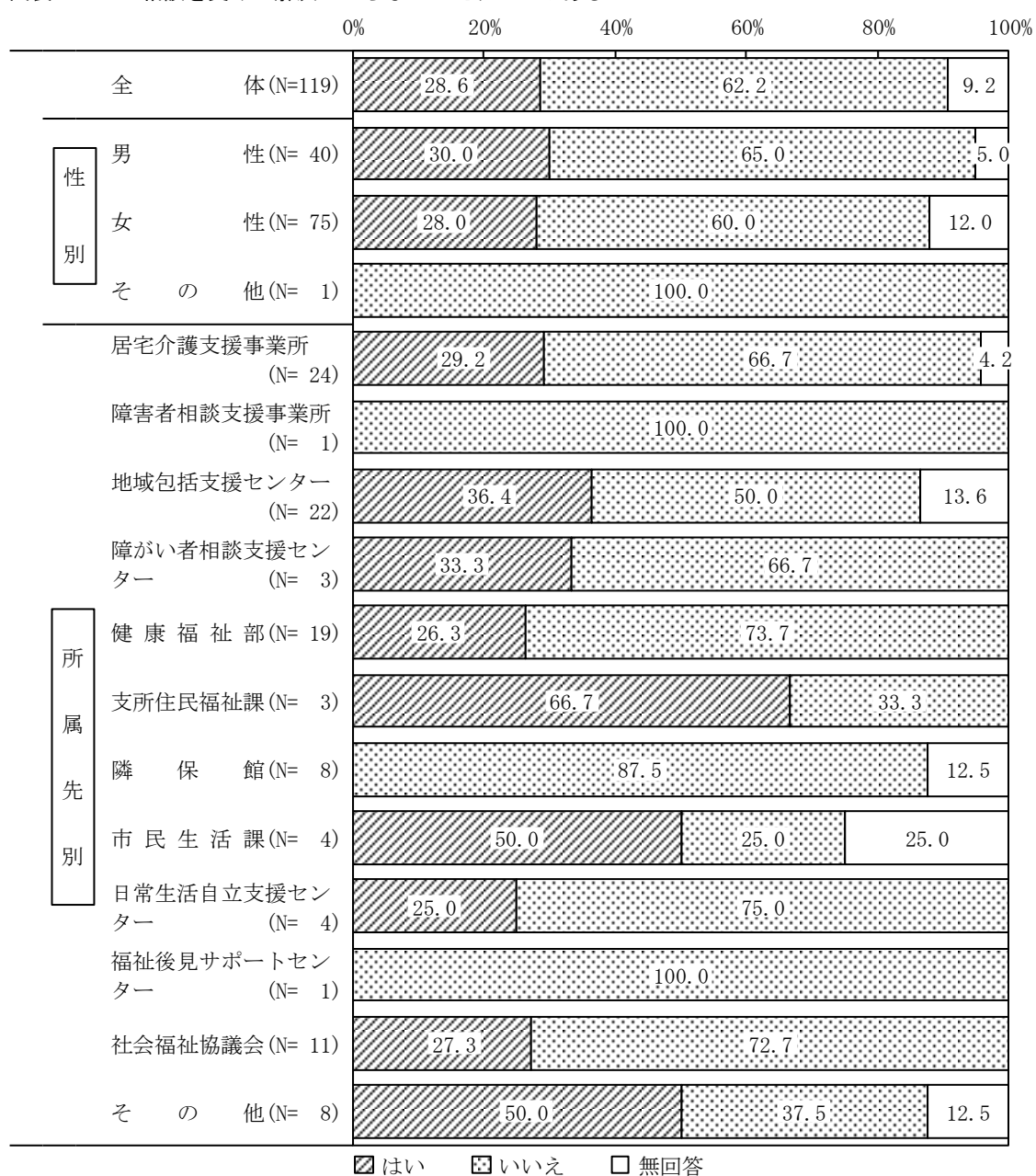
(1) 解決に至らないケースがあったか

相談を受けて解決に至らなかったケースはあるかたずねたところ、「はい」が28.6%、「いいえ」が62.2%となっており、6割以上が解決に至っています。

性別にみると、女性に比べ男性の「いいえ」がやや高くなっていますが、大きな差はみられません。

また、就労支援者2名は「はい」が100%となっており、2名とも解決まで至っていないケースがあります。

図表4-6 相談を受けて解決に至らなかったケースはあるか



(2) 解決に至らなかった具体的な内容

図表 4-7 解決に至らなかった具体的な内容

<p><居宅介護支援事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象にならないと言われた。 ・老人ホーム入所には、死亡についてや治療についての保証人も兼ねており、死亡後は葬式の喪主となりたくない等言われた。老人ホームの保証人イコール末期の生死の判断、葬式の喪主も担わなければならないという実情がある。 ・法的相続人と連絡がつかない場合、死後の整理に苦勞した。 ・施設入居の際、緊急時に対応してもらえる人を見つけれず入居できなかった。 ・一人暮らしで在宅での生活が不安になってきたため、軽費老人ホームの入所申し込みを行ったが、保証人がおらず、結局は入所は取りやめとなった。 ・施設入所できず、在宅での生活を継続してる。 ・OPEの同意は民生委員、自治会長、CM、権利擁護、本人、全員で話し合っ、市民病院で了解してもらった。(全員の合意であり、一人が保証人にはなれなかった) <p><地域包括支援センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは探せる範囲で親族へ連絡依頼をする。断られた場合、交渉する。それでも解決に至らない時は後見申立を行う。本来、後見人は身元保証人にはなり得ないが、そこを承知した上で施設は申立を求める。 ・大家からの転居を言われていたが、その後、二転三転し、いつまでも出て行ってほしいとは言われていない。 ・介護サービス利用時の契約。代理人なしで事業所に了承してもらったことがある。 ・施設入所で5ヶ所以上断られ続けた。 ・施設への入所申し込みができない。 ・親族が保証人を拒否したままの状態 ・生活苦であるから公営住宅を希望しているのに、保証人不在であるために申し込みを断念。保証人不要の物件を探しても家賃が跳ね上がり現状維持となった。 ・市営住宅を申し込みたかったが保証人が見つからず、保証人のいないアパートを借りた。 ・病院から「相談しなさい」と言われたとのことで、詳しく聞くとまだ利用せず、他の方法で解決するよう他の業種に相談した。 <p><障がい者相談支援センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅への入金、保証人の年収規定。 ・グループホームを出て兄弟の家で生活されていたが、数ヶ月したら出るように言われ、引っ越しを考えている。過去に兄弟とトラブルがあり、信頼関係が破綻している。仕事が落ち着くなど、信頼できる状況にならないと保証人になりたくないと言われた。 	<p><健康福祉部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅契約時に保証会社の保証による契約は可能とされたが、本人の身内の方との電話連絡が可能な方のみとの条件があった。 ・保証人がいなかったため、保証人不要の別のアパートを探した。 ・思うような施設がなかった。 ・別の福祉関係者が身元保証人になった。 ・夫と転入してきたが、夫が死亡し、一人暮らしになった。子どもはおらず、好き勝手に生きてきたため、親族とも疎遠。施設に入りたいが保証人を頼める人がいない。 <p><支所住民福祉課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協さんを紹介したので、それ以降わからない。 ・債務の保証人がいない。→情報提供のみで解決に至っていない。 <p><市民生活課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国の人が公営住宅に入居できませんでした。教育ローンを受けられなかったので専門学校入学できませんでした。 ・県営住宅、日本人しか保証人になれないという制限がありますけど、日本人がなってくれないなど永住申請の保証人が見つけれられないなど。 <p><日常生活自立支援センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の借金の連帯保証人になっている。(2名) <p><社会福祉協議会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者世帯で、親族もかなり遠い関係で頼めない。 ・今のところ相談を受けたのは1件である。 ・施設入所の希望はあったが、急ぎではなかったことと、ご本人にも迷いがあったため、とにかくゆっくり話を聞いて気持ちに寄り添い、必要な情報提供を行うにとどまった。 ・家賃保証会社に払うお金がなく賃貸契約できなかった。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証人がつけられず、当たった県営住宅に入居できなかった。(NPO) ・市営住宅は保証人がいないと無理。(スクールソーシャルワーカー) <p><ハローワーク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・求人の応募を見送った。 ・採用を見た。 <p><不明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・音信不通状態であった親族につながり、保証人を依頼し了承を得た。
--	---

(3) 相談者の現在の様子

図表 4-8 相談者の現在の様子

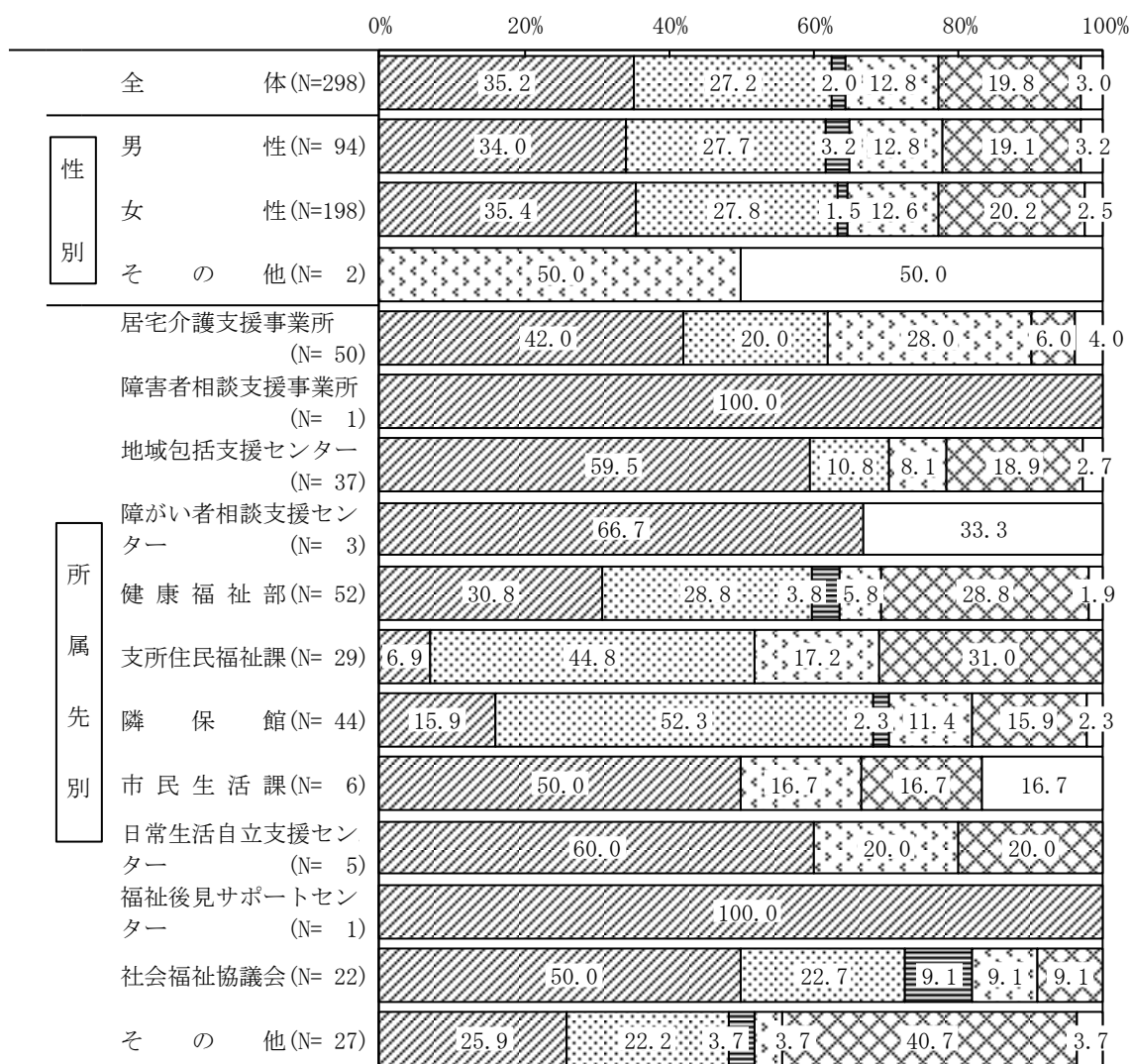
<p><居宅介護支援事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症で、身寄りなく、経済的な管理が難しくなっている。 ・保留状態で入所を進めていく予定。経済的な面では保佐人がついた。 ・2件該当者がありましたが、死亡されました。 ・死亡 ・保護者の方で生活支援課の方と相談した。 ・介護保険サービスの利用を見直し、何とか在宅で生活しているが、不安な状況は変わらない。 ・古い話なので、入所されたと思います。 ・施設入所中 ・後見制度の申請を行った。親族と共に相談を行っている。 ・施設入所ご不明 <p><地域包括支援センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス利用時の契約。代理人なしで事業所に了承してもらったことがある。 ・入院中 ・拒否したまま施設の申し込みはできていない。 ・アパートに住んでいる。 ・金銭管理については地元の農協に協力してもらった。 ・後見人がついていても医療同意は親族しかしてもらえず、高齢の兄に何とか連絡が取れ入院できた。 ・2人は現段階では保証人不要であるが、今後後見人が必要であることを伝えている。1人は後見人をつけて過ごされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遠方のいところに連絡がつき、入所につながった。 <p><障がい者相談支援センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅に保証会社と契約し入居している。 <p><健康福祉部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームに入所されたと思います。 ・時間がかかったが別の施設に入った。 ・日常自立支援事業の利用や成年後見人等がつくまで関わった。 ・自宅で暮らしている。 <p><市民生活課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・諦めました。 <p><日常生活自立支援センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Aさん、弁護士を紹介して和解の手続きをしてもらったが、相手側が応じず、その後動きはない。Bさん、関係機関と対応協議中。後見制度の申立も視野に入れている。 <p><社会福祉協議会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今現在も何も進んでいない。後見もついていない。 ・身寄りがないと話されていたが、結果的に息子さんのお住いの近くの施設に入られた。ご本人は遠慮して子供さんに話せなかったが、子供さんが引き取られることになった。初回相談から3年後。 ・保証人不要の住宅を探して引っ越しされた。 <p><ハローワーク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・別の会社への就職 <p><不明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・だめだと思っていた友人に依頼。友人はアパート入居時の保証人になってくれた。
--	---

6 保証人の確保ができていないことについて

(1) 保証人の確保に困っている人がいることについてどう思うか

保証人の確保に困っている人がいることについてどう思うかたずねたところ、「実際に相談を受けたことがあり、身近な課題だと感じる」が35.2%と最も高い一方で、「相談等を受けたことがないので、実感がわかない」「保証人のことで困ったことがなく、特に課題とは思っていない」も29.2%となっており、＜問題だと感じていない人＞が約3割を占めています。性別にみると、男女で大きな差はありません。所属先別にみると、支所住民福祉課、隣保館は他の所属先と比較して「実際に相談を受けたことがあり、身近な課題だと感じる」が低く、「相談等を受けたことがないので、実感がわかない」が高くなっています。

図表4-9 保証人が確保できず、入院・入所・入居・就労に繋がらないことをどう思うか



- ☑ 実際に相談等を受けたことがあり、身近な課題と感じる
- ☒ 相談等を受けたことがないので、実感がわかない
- ☐ 保証人のことで困ったことがなく、特に課題とは思っていない
- ☐ 立場上、関わらざるを得ない
- ☒ その他
- ☐ 無回答

図表 4-10 保証人が確保できず、入院・入所・入居・就労に繋がらないことをどう思うか（その他）

<ul style="list-style-type: none"> ・実際に相談等を受けたことはないが、身近な課題と感じている。(28件) ・自分自身にも関わってくる問題で、身近な課題と考えている。(3件) ・相談を受けたことはないが、話には聞いたことがある。(3件) ・実際、子が独身で、親しくしている親戚もなく、子の将来が不安。 ・実際困ったことはないが、ご結婚されていない、お子さんがいない、という方が増えてきているように思います。 ・少子高齢化が進むなか、他人事ではない。 ・「保証人」がどうしても必要なのか？と疑問に思う。 ・高齢者であった場合、大金持ちでも保証人が必要という制度がおかしい。 ・人の権利として、受けることができない治療や、就職が阻害されることに疑問を感じる。 ・「保証人」になると様々な負担を強いられるイメージがあり、身近な人しか保証人になりたくないと思う人が多いのではないかと思います。 ・解決策を出さなければならないとは思いますが、保証のケースによって考えなければならないと思う。 ・今まで知らず、気付かずでしたが、深刻な問題。また社会構造上、近い将来もっと深刻になってくるように思う。早急の対応が必要だと思います。 ・仕事で関われば解決したい。 ・自身の入院時に困ったことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・責任を負う立場にある保証人は今後ますます引き受ける人がいないようになる。保証人の代わりとなるものを可能とする制度の変更が必要である。 ・社協の取り組みを通して、必要性を感じている。 ・社協等、関係機関との連携を要すると思います。 ・成年後見人制度との兼ね合いはどうなっていますか？川崎市にこのようなことを解決できる手立てはありませんでしたか？ ・相談できる専門の人が必要と思われる。 ・今後に備えて、保証人の確保が必要だと思う。 ・今後はケアマネジャーへの周知が必要と思います。 ・制度上、難しい問題であることは認識している。 ・日本中にあることと思います。国家的な問題です。 ・保証人がいないことで日常生活に支障が生じるのは問題だ。 ・両親や親族が確保できない人の保証人になっていたことがあり、身近な課題と感じる。 ・深い話まで聞いたことがないのでわからない。 ・そのようなことがないようにしないとけない。 ・個人的に、保証人の確保を求めるかどうか悩んだ経験があり、課題と感じている。 ・保証の相談を受けたことはないが、保証が受けられない人をする機会があったので、課題があると認識している。
--	---

7 地域の中であると良いと思う助け合い

(1) 居宅介護支援事業所

- ・低額な費用で保証人の確保ができるサービスがあればよい。
- ・成年後見制度等を広く行き渡らす研修を地域でも開催し、相談できる窓口を身近に感じてもらい、気軽に利用してもらえようとする。
- ・一人の人に丸抱えさせずに分担して、色んな人がみんなに関わり、助け合いができればいいと思う。
- ・「保証協会」のようなものがあれば助かると思います。
- ・金銭や利害があり難しい。本人が同意した上で、入院や施設入所で保証人がいない場合は、何らかの機関で保証して下さい、と前もって依頼する。必要最低限の治療や生活を確保して、後は行政等に任せる。親類等にも同意を得る。
- ・一人暮らし、身寄りの方のいない方の情報共有、遠縁の親戚に協力してもらえよう働きかけ。
- ・社協を含む（社協が主体となり）民間機関が低額の料金の保証を行うことができるようにする。互助組織も考え得る。成年後見人の市長申し立てを行う場合の対象者を具体的に示しておく必要がある。
- ・安価で入院時等の細々した手続き等を行ってくれる人がほしい。
- ・保証に関わることなので各地域の方々の意見を取り入れて、社協の方でどのように進めていけばよいか、明確な方針を打ち出すことが必要だと思います。
- ・公的な保証人（24時間対応して頂ける）の機関がほしい。
- ・（行政）相談窓口があって、その窓口を通じて免除してもらえ等サポートセンターを作ってほしい。保証の代理人さんなどいてくれたら…。
（地域）保証がなくても入院や入所、入居、就労が認められる社会づくり
- ・市に相談できる窓口を作ってもらう。制度を作ってもらう。施設や病院、会社などに保証人不要の理解を求め、何かトラブルがあったときは、公的な立場からサポートできるようなシステムを作る。
- ・組長さんや民生委員さん一人だけの責任となると重いので、地域全体で保証してくれる助け合いがあったらよい。
- ・金銭的に余裕があれば何とかなるが、金がないケースに問題が大きいと思う。できる限りの関わりを持ち、社協であることで何か役に立っていきたいと思う。

- ・民生委員の方にも協力してもらえらる制度があればよい。社協地域福祉の方の協力をもっと得られるようにしてほしい。
- ・保証に関する決めごと、条件がもっと緩くなればよいと思います。
- ・誰でも気軽に相談できる窓口等があればいいなと思います。
- ・今後、少子高齢化が進み、どんどん保証人になってくれる方が減少すると思います。仕組みとしてあるとありがたいです。
- ・区長経験者、民生委員経験者に力になってもらう。
- ・お金の支払い等で保証人になり難いことが考えられる。本人に支払い能力がない場合の何か保証してもらえらる手立て等があればいいけど。
- ・今の世の中“保証”と聞くと、簡単に血縁者でもなければ協力はしがたいと思う。
- ・保証人になってくれる人が近くにいてくれたら助かると思います。難しい問題だなと思います。
- ・保証制度があればいいと思います。
- ・高齢者のみの世帯が多く、単身になった時に「保証」や「保証人」の問題が必ずあると思います。なかなか家族以外の方をお願いすることも気が引けて難しいと思うので、気楽に相談できる機関や、認められた個人・団体が身近にあればと思います。
- ・地域で保証人組合等、団体で組織があればと思う。地域組織として必要になってくると思う。
- ・福祉後見人の活用を更に行っていった方がよいと思う。また保証につなげる前の段階として、例えばケアマネジャー事務所などで、その問題に詳しい担当者を選定し、研修会への参加や専門の知識を持つ努力を促していったらよいのではないのでしょうか？
- ・地域との関わりがある方であれば、地域の方、区等で、そういった場合の支援を頼むことができれば心強いが、その方にお金がないときなど、個人情報など難しいなと思います。

(2) 地域包括支援センター

- ・現在ある社会資源の中で可能な対応をしている。金銭保証や医療同意など、第三者で対応が難しいのではないかなと思う。民間で行なっている保証人制度については、まだまだ推奨しにくいこともあり、このあたりの補完的な役割として、地域の公的な役割を担う機関として行っていけるものはないか。
- ・入院や入所に関する保証は形式的なものが多く、なぜ必要かがよく分かっておらずに求められることが多いと感じる。何を保証人に求めるかを確認すると、緊急時、受診時、死亡

時に関する対応があげられる。その3点は現行では後見人も役割とは言えず善意でして頂いている現状がある。生活保護受給者なら、滞納問題もなく、死亡時対応が可能なので、まだ受け入れてもらえる施設もあるが、それ以外の方は後見人を付けないと入所できない。病院とは保証人を求めないことで少しずつ理解は広まっているが、施設は依然として求められる。保証人がいないことで入所を拒否することはできないとの通知もある中で、どのように施設に働きかけるか、また“保証人を求めてはいけない”だけでなく、市としてできることは何かも検討する必要がある。

- ・行政や社協が代行できるようになればよいと思います。
- ・若い世代に対する教育（情報伝達）
- ・親戚縁者が居なくても、日頃より交流でき、信頼し合える関係を築ける近所付き合い。→〇〇の誰々に頼める。（お互いに連絡先を交換しておき、出会った時に近況報告をかわせる）
- ・入院、入所、入居、就労の各項目により違いがあると思う。入院、就労については、生命、生活に直接関わることであり、保証人がなくてもできるようにする必要がある。入居、入所も憲法で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を維持するため必要であり、法的整備が必要と思う。助け合いでは限界がある。
- ・保証については経済面や死後の対応等、誰にでも依頼できるものではなく、トラブルにもなりやすいと思う。公の機関で担ってもらえるとありがたい。
- ・公的な保証保険のようなものが使えるとよい。（お金のない人も利用できるもの）
- ・入院、入所の場合は後見より簡単に保証人ができる制度があればよい。
- ・成年後見制度申し立て時の鑑定料の負担が大きいので、軽減があったらいいと思います。
- ・相談者に然るべき相談機関を伝え合うことができる。
- ・金銭については難しいと思うが、身元については見守り、声かけ、相談など関係づくりを強化して、何かあったら対応できるようなしくみを作っていく。
- ・住民側に立てば保証人なしで入所等できればよいと思うが、施設側に立てば保証人なしでは難しいと思う。保証人がない場合は、代行できる機関が必要。ただし手続きに時間がかからないこと。簡単にできるようにしてほしい。
- ・保証内容によっては気軽に助け合えないため、対応する公的機関が必要である。
- ・費用支払いの確約や支障がなければ、保証人不要の入院、契約ができればよい。
- ・日本ライフ協会のように倒産した民間の保証会社もあるため、個人や民間の保証は信用できないかと考える。→ただし入院時や施設入所など本当に必要な場合に限る。

- ・①保証人自体のハードルが高い。なつてあげたくてもリスクが高い。保証人を支えるための仕組みが必要。
- ・②そもそも保証人に対するイメージが人それぞれなので、保証人がどういうことをするのかわかる必要がある。
- ・社協のような一定の信用のある機関が保証機能を引き受ける仕組みがあればよいと思う。
- ・入退院で困る方もいると思うので、安心して手続きができるような制度があればよいと思います。
- ・保証人の条件が弁護士、司法書士、社会福祉士ぐらゐに限られているので、なかなかなくてくれる人がいない、不足していると思う。一定の研修を受けて保証人になれる制度があるとよいと思う。一定の賃金は必要だと思うが。社協さんで権利擁護を担当している方が保証人になれるとよいと思う。
- ・保証人がいないことで限られたアパートにしか住めない方がいらっしやいます。少しでも快適に生活してもらいたいと思っています。お風呂やトイレがなく、居室も風通しが悪く、自分なんてどうなつてもいいと悲観的になられています。
- ・保証人になれる範囲を広げて、保証人で困らないようにしてほしい。

(3) 障がい者相談支援センター

- ・保証会社を利用するには、まとまつたお金が必要であり、利用できる人は限られている。低料金で契約ができるシステムがあればと思う。(身上監護、療養看護、身元保証、医療同意)
- ・保証人となると金銭的な負担を保証人が負わなければならない可能性があるため、家族・親族でない地域の人が保証人となるのは難しい。保証人となり得る人を地域の人が探すことはできるのではないかと思う。
- ・引っ越しや就労の際に、保証人として名前を書いてくれそうな人がいない登録者が相談できる機関があればいいと思います。

(4) 健康福祉部

- ・支払い能力がない(お金がない)人の場合の保証人は難しいかもしれませんが、ある程度、公的な制度の中で「保証」ができるようにするといいかないと思います。

- ・入院等で保証人の記入を求められることが多く、若い人でも困ることはある。普段から人間関係を良好にしていけないと思う。支払い能力があることを証明できれば、保証人の記入はなくてもいけると思う。
- ・民事上の問題がクリアできないので、現状の解決は困難と考えます。
- ・保証人という名称であるが、実際は金銭の問題より生命に関してのものが多。そうなる
と本人が意識のある内に生命に関する対応を事前におけば大半の保証人に関する
問題は解決する。
- ・後見制度や日自の決定までの迅速化。民生委員等、地域の対応は限界があり、今後期待で
きない。
- ・保証となると金銭的な負担があり、病院側として保証人を必要とするのもわかる。ただ支
払い能力があつたり、支払うことが可能な人まで保証人を要して拒否されることは理解し
がたい。
- ・要件に該当する場合は保証人が免除される制度があればよい。
- ・費用の支払い方法などを相談することで、保証人がいなくても入院、入所ができるよう病
院や施設が配慮してもらえるような支援があればよい。
- ・保証人がいない人に対して、保証人を確保できる制度があれば望ましい。
- ・少額の掛金で入院、入所、入居、就労に関する保証制度を利用できるといいと思いますが、
受けてくれる組織があるのかが疑問です。財源の問題もあると思いますし。
- ・親族が保証人でならなければならないものと、そうでなくてもいいものを整理し、ひとつ
ずつ解決できたらいいと思います。
- ・民生委員や区で相談する場を設けるなど。
- ・たんに身元を保証するものなら、地域の中でも助け合うことができると思いますが、その
ためには普段からの交流があり、人柄を知れる関係である必要があるので、そのために地
域間の交流が密になる場が“保証”に関しての助け合いにつながると感じます。
- ・公共機関で保証人を請け負う機関があればいいと思う。
- ・保証で負う責任を整理し、お互いが合意した部分だけ、ということがしくみとしてできれ
ば。悪意を持って制度を使うことができないようにしておくこと。
- ・経済的な支払いの保証と、身元の保証と混同しているように感じます。成年後見制度の社
会への普及と、経済的保証については、別の仕組み作り（保険など）が必要かと思。います。
- ・地域の中で保証はリスクも高いこともあると思う。地域としてできること、相談機関や公
ができることの整理が必要と思う。

- ・1人の人に責任が集中してしまわないよう、うまく分散できるようにしないと難しいと思う。
- ・地域の中で保証しあうのは困難であると感じます。
- ・公的な保証人ができればよい。
- ・“保証人”についてあまりよくわかっていない中で思うところは、各々の場合で“保証人”に求められることは同じなのか、場合によって違うのか、というところです。それがわからないと地域の中でどういう支援ができたらいいか、という問いには答えにくいです。ただ金銭的な面での保証を求められている場合は、保証人の引き受ける手を探すのは難しく、地域の中で助け合えるものなのか、と感じます。
- ・保証に関する正しい知識を広めること。直接的に地域が保証に関して取り組める内容はほとんどないと感じます。

(5) 支所住民福祉課

- ・保証人登録制度などがあれば。
- ・自治会内で困っている人がいないか話し合う。
- ・一人暮らしの高齢者の緊急時の対応や身元引受をしてくれるしくみがあればいいと思う。

(6) 隣保館

- ・相続人が不明、もしくは不存在時に、被相続人の財産をある程度生前に差配できるシステムがあればいいと思う。
- ・隣り近所の人で、その人の家族に連絡し合える関係を築く。家族がいなくなった隣り近所の人が「保証人」に名前を連ねる。但し、金銭的なことが絡むと難しいので、その点を十分考慮した上でということ。
- ・こういった身寄りのない人の保証を、職業として行う人なり、組織なりができないか。
- ・現在、病院に入院するときで、家族等身元引受人がいないと受け入れてくれないことが多いので、保証に関しては大事なことで必要なことだと思います。
- ・地域での見守りによって早期に困りごとを発見し、専門機関につなぐ。
- ・身内や近所での助け合いがあったらいいと思う。
- ・保証人になれる人間の対象を広げるなど制度を改正する。核家族化が進み、今後、保証人がいないという人間はもっと増加していくと思う。

- ・社会的弱者を守る立場の社会福祉団体が弱者を守れないとすれば、社会福祉事業を行う以前の問題だと思います。
- ・近所の方で、善意で助け合いできるとよいが…。
- ・今どんなことが保証されているかよくわかっていません。私の地域では、一人暮らし、二人暮らしの65歳以上の方がたくさん生活してみえます。
- ・全国的な課題であり、単一自治体や地域では支援しきれなくなることも想定されるので、制度的なものとして、公的な保証制度のあり方を要求していかなければならない。
- ・地域の中で保証できるようになればよい。
- ・見当がつかない。
- ・民生委員、自治会長の署名
- ・すぐに相談できる窓口が身近にあるといい。

(7) 市民生活課

- ・保証人ではなく違う方法があればと思います。県営住宅の保証人は日本人と決まっている。外国人母に保証人になってくれる日本人はあまりいません。

(8) 児童相談所

- ・インフォーマルな人間関係に頼っている現状をフォーマルに可視化する。

(9) 保健所

- ・不動産や事業所等と福祉関係機関との連携を強める機会を設ける等、課題を共有し理解を深められるような取り組みが出来たら、課題解決の一助となるのではと考えます。
- ・保証に関して詳しい人などが、気軽に身近で相談にのってくれるような仕組みがあればよい。

(10) 日常生活自立支援センター

- ・保証に関して困りごとを抱える方達の当事者組織を地域住民で作り上げ、保証が必要となる組織等に声を挙げていく。
- ・啓発等により相談しやすい地域づくり

- ・家族・親族にとらわれず、友人・知人も保証人になれる。施設入所の際に、入所を希望している人の友人が保証人になることを名乗り出てくれたが、施設側の許可が下りなかったことがあったため。

(11) 福祉後見サポートセンター

- ・①現行の「身元保証」「終活」は、「人」や「お金」の確保は自助努力で、それができない人は排除されやすい。従来の法律や価値観にとらわれない方法が必要である。そのひとつが、ひとりの「人」ではなく、様々な「しくみ」を組み合わせることでの『保証機能』
- ②遺贈や死後事務の仕組み
- ③保証のことを「学べる」「相談できる」、保証の担うしくみと「つながれる」場（機会）

(12) 社会福祉協議会

- ・保証に関する相談の場、サービスや制度につながっていく場。住宅については情報の集約等を支援機関が行い、リスト化する。
- ・入院中の方へ、近隣ではすでに行われています。必要な物を届けたり、留守中のペットの預かりなど
- ・病院や施設が保証人に求めることの中で可能な部分（身のまわりのことなど）を助けてくれる人を増やす。
- ・お金を出し合う保険のしくみ、事前に相談できるしくみ、施設や病院をサポートするしくみ
- ・今現在の形の保証に求められるものであれば、地域でって難しいのではないのでしょうか。
- ・アパートを借りる時や、入院する時、手術での医療同意など、様々なところで保証人が必要とされる場面に直面する。身寄りがない人が困りごとに直面する。
- ・保証人が不要でも生活できる地域。地域の不動産業者や空き家管理者に働きかけて住まいの確保。
- ・債務やローン、金銭に関わること以外の保証人ボランティア
- ・身寄りのない人の葬儀を地域で行う。
- ・保証人がいない地域づくり、近隣で支え合える地域づくり、見守りのしくみづくり
- ・公的な機関で保証してもらえれば安心がある。

- ・地域の中に町、または字単位で、福祉のコーディネーターを置き、民生委員、区長、組長らと連携して、支え合えるチームを作り、保証人として機能する役割ができればいいと思う。
- ・終活お助け隊。地域で「こんなことだったら助けられる」というリストを作り登録してもらって、小さな助け合いができればいいと思う。
- ・保証人になる責任が持てない等の話を耳にするが、もう少し柔らかく考え、協力できる体制等があればよい。
- ・保証に関しての助け合いは個人のプライバシーの問題もあるので、基本的には市役所が窓口となって対応する制度があればと思います。その上で、どの機関と情報の連帯をするかを明確にする必要があると考えます。
- ・保証人に代わる仕組み

(13) その他

- ・責任の範囲も異なり、難しいと思われる方がもっと保証を受けられる選択肢が充実すればよいのではないかと思います。保証を求められる側もさまざまな事情を考慮して対応できれば尚よいのではないのでしょうか。（施設ケアマネ）
- ・まずは保証の助け合いができるような近隣との人間関係を作っていくことが大切だと思う。（人権政策課）
- ・保証会社や保証人代行サービスを利用することにより、保証人としての役割を担ってもらえるが、保証料近が発生するため、経済的に困窮している方にとっては厳しいと思われることから、その保証料金の一部を助成したり、その役割を地域が担えるような仕組みがあればいいと思う。（都市計画課）
- ・身元引受に対する保証は地域の中でできるのではないかと思います。（NPO法人 伊賀の伝丸）
- ・低額で安心できる地域での保証制度（しくみ）があれば…。（NPO）
- ・個人が親切心で保証人になり後で困ることがあったり、逆に後々困るからと考え、なっあげたくても辞退してしまうケースもあると思います。そうした不安を解消できる自治体等の制度があればよいと思います。（サ高住）
- ・地域の中で保証人が必要な方をグループ分けし、担当を決める。1人に1人はその人にかかる負担も大きいので、1人に対し3人位の関わる人を作る。郵便局、銀行、スーパーの

店長、ドラッグストアの店長、薬剤師もそのメンバーに入れるのもよいと思う。また地域でNPO法人を立ち上げ「保証人」になれる組織づくりをしていく。(訪問介護事業所)

- ・保証のことだけではなく、福祉制度について、まだまだ知らない方も多いので、まずは知ってもらえる機会をなるべく作り、サービスを利用しやすくできる環境を作る。(通所介護 生活相談員)
- ・公営住宅の保証人要件を下げしてほしい。(スクールソーシャルワーカー)
- ・各自治協に相談窓口設置
- ・考えれば考えるほど難しい問題です。相互扶助の観点から、個人情報云々よりも保証に関しても種類等勉強して、近隣の人の保証人を誰に頼めるのかを知っておくことが必要。
- ・「保証」のケースによって地域でできることがあるか、ないのか検証し、できることがあるのなら具体化すればよいと思う。
- ・保証人のいない社会
- ・保証を求める理由には、利用料金の支払いと死亡後の手続きが大きいと思います。この問題を解決すれば保証を求めることも少なくなるのではと考えます。
- ・今後ますます保証人問題が増えてくると思われるので、何らかのシステムを作り、保証人がいなくて困っている人達が安心して暮らせるようにしていく必要があると思う。病院、役所、施設、会社など、いろいろな場面で保証人が必要としているところが、その制度について再度考え直す必要があると思う。
- ・保証という行為自体に責任や負担ということが付いてまわるイメージがあるので、個人的にはなかなか受けられないと思う。そういうリスクを負わない制度的なものがあればいいと思う。

(14) 不明

- ・地域ので保証ができるとは考えにくいので、例えば、保証に関する学びの機会をサロンや自治協で考える機会づくりなどが必要ではないかと思います。
- ・いいと思う。
- ・今後ますます課題になってくると思うので、何かしらあるといいとは思いますが。
- ・地域の民生委員の方等から行政につながるようになっていけるとよい。

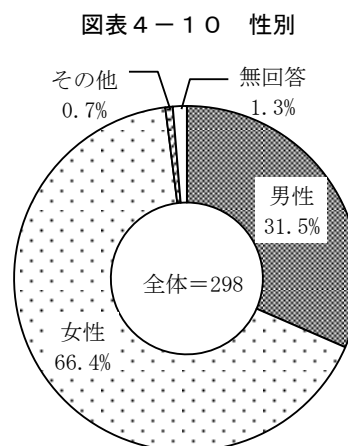
(15) ハローワーク

- ・保証制度のサービスがあるといい。

8 基本属性

(1) 性別

回答者の性別は男性が31.5%、女性が66.4%となりました。また、就労支援者2名は、男女1名ずつとなっています。



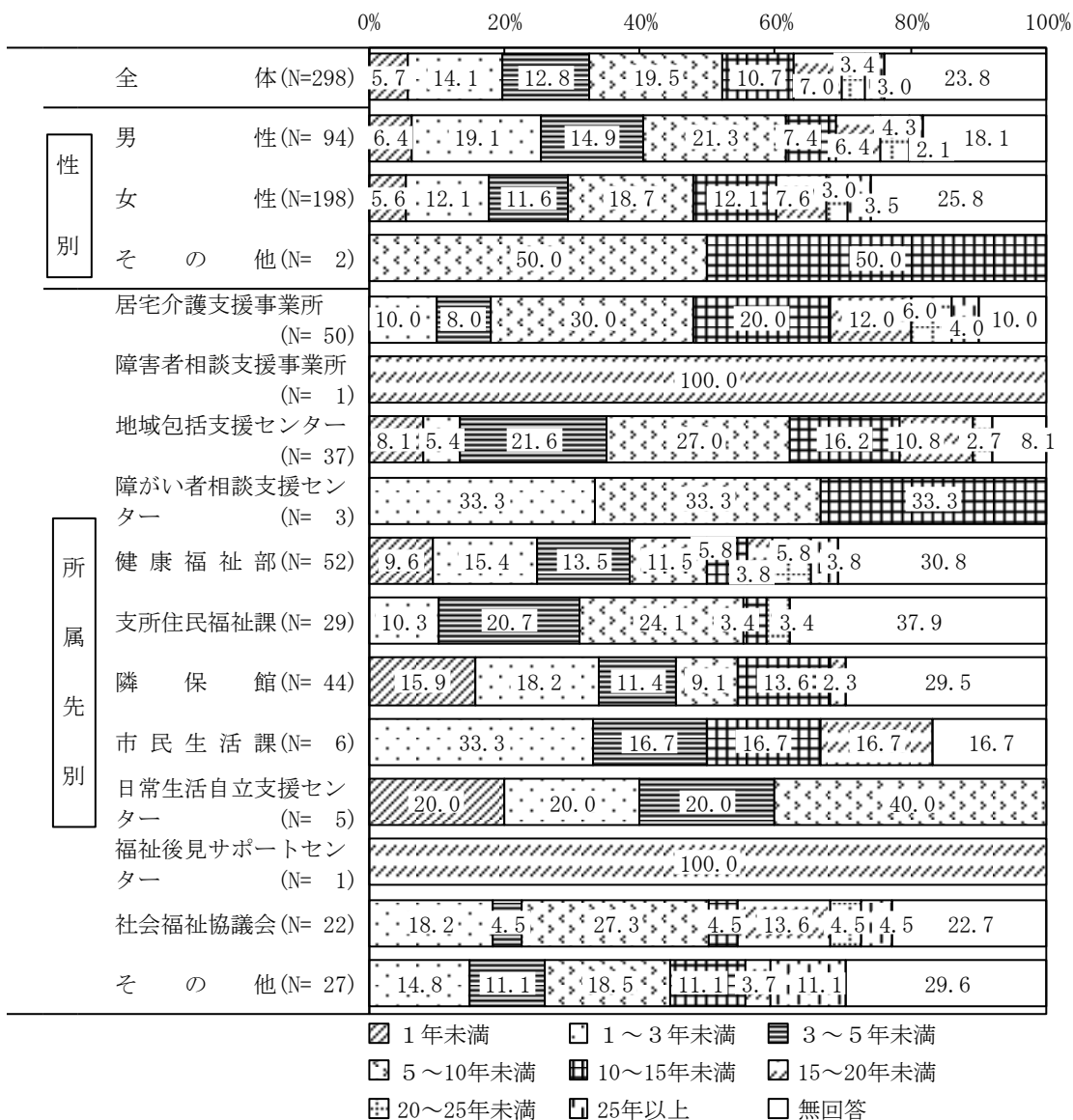
(2) 相談機関への従事期間

相談機関への従事期間は「5～10年未満」が最も高く19.5%、次いで「1～3年未満」(14.1%)、「3～5年未満」(12.8%)の順となっています。

性別にみると男女ともに「5～10年未満」が最も高くなっています。

また、就労支援者2名は「3～5年未満」、「5～10年未満」がそれぞれ1名ずつとなっています。

図表4-11 相談機関への従事期間



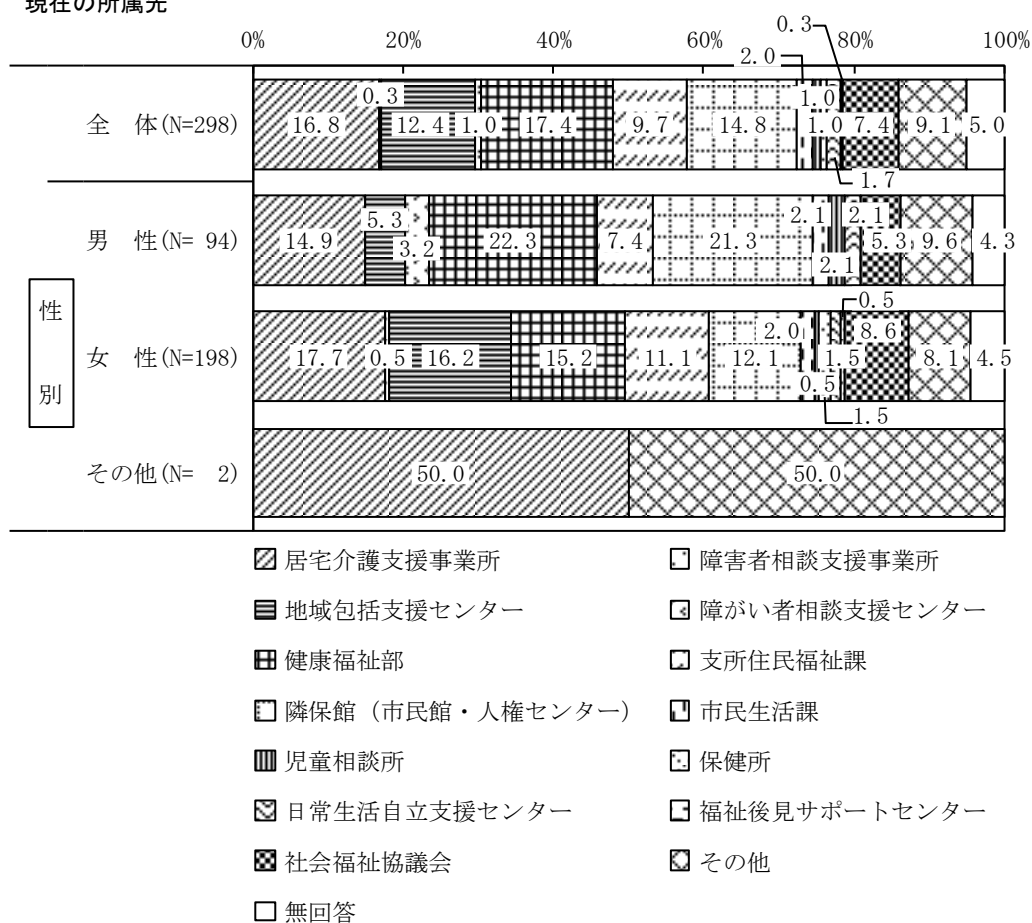
(3) 現在の所属先

現在の就労先は、「健康福祉部」が17.4%、次いで「居宅介護支援事業所」(16.8%)、「隣保館(市民館・人権センター)」(14.8%)、「地域包括支援センター」(12.4%)の順となっています。

性別にみると、女性と比べ男性は「健康福祉部」「隣保館(市民館・人権センター)」が7ポイント以上、男性と比べ女性は「地域包括センター」が10.9ポイント高くなっています。

また、就労支援者2名の所属先は、それぞれ「障がい者相談支援センター」「ハローワーク」となっています。

図表4-12 現在の所属先



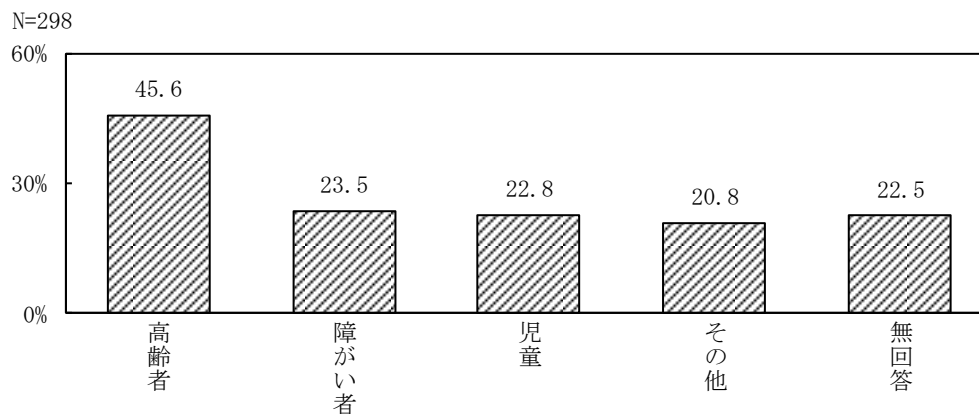
(注) 「住宅課」「県住宅政策課」の選択肢については該当がなかった。

(4) 所属先での対象分野

対象分野は「高齢者」が最も高く45.6%となっています。次いで、「障がい者」(23.5%)、「児童」(22.8%)の順となっています。

また、就労支援者2名はそれぞれ、「障がい者」「その他(生活困窮者)」となっています。

図表4-13 対象分野



図表4-14 対象分野(その他)

<ul style="list-style-type: none"> ・市民全般 5件 ・外国人 5件 ・人権 4件 ・乳幼児 3件 ・生活全般 2件 ・生活保護、困窮者支援 3件 ・政策部門 2件 ・健康増進課 ・戸籍等 ・医療 	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地開発、土地利用 ・多文化共生に関わる全ての人 ・手帳や判定を受けてない方 ・妊婦 ・一人親家庭 ・母子 ・保護者 ・地域福祉 ・スクールソーシャルワーカー ・ひきこもり
---	--

● 『保証』に関するアンケート
結果報告書 ●

2020年3月

発行___ 社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会

編集___ 地域福祉部

〒518-0829

三重県伊賀市平野山之下380番地5

伊賀市総合福祉会館1階

TEL 0595-21-5866

FAX 0595-26-0002